

府中市学校施設 改築・長寿命化改修計画



令和 2 年 2 月
府中市教育委員会

はじめに

本市の学校施設は、多くの建物が建築後40年を経過しており、今後、一斉に老朽化を迎えることから、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、限られた財源の中で老朽化対策を計画的に実施することが重要かつ喫緊の課題となっています。また、我が国全体で年少人口の減少が見込まれる中、都市部に位置する本市においては、全国と比較し、減少段階へ転じる時期が遅く、その減少率も緩やかなものと見込まれています。

このような状況において、本市の学校施設の老朽化対策の実施に当たっては、第一に学校施設が児童・生徒の学びの場であることから、現在の学校施設が抱える課題である、児童・生徒数の増加による教室不足やバリアフリー化などを解決するとともに、新たな教育ニーズや学習形態への対応を行うなど、教育環境の充実を図ることが重要です。また、学校施設が地域住民にとっての生涯学習や文化、スポーツ活動の場であり、災害時には避難所としての役割も担っていることから、地域に求められる様々な役割や機能を備えた学校づくりを行うことも必要となります。

さらに、将来の児童・生徒数の増減や公共施設マネジメントに基づく他の公共施設の老朽化対策の取組など、様々な状況の変化に柔軟に対応できる学校づくりを行っていくことも不可欠となっています。

このような課題を解決し、学校施設の老朽化対策を着実かつ計画的に推進していくため、平成29年7月に学識経験者や学校関係者、地域の関係団体の代表者、公募市民の14名で構成した府中市学校施設老朽化対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案の作成について」を諮問しました。

協議会では、平成30年9月までに全9回の会議を開催する中で、学校施設の現状や課題を把握・整理し、本市が目指すべき学校施設をまとめた上で、本市の老朽化対策の考え方や各学校の施設整備に係る具体的な整備方針を示した「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案」を取りまとめ、協議会から答申として提出いただきました。

また、府中市議会においても、本市の学校施設が公共施設の43%を占めることから、学校施設の老朽化対策を重要かつ喫緊な課題と捉え、平成30年5月に学校施設の老朽化対策に特化した学校施設老朽化対策特別委員会が設置されることとなりました。

本計画は協議会からの答申後、市議会や学校関係者など様々な方々からの意見やパブリックコメントを通じて、市民の方々のご意見を聞きながら、府中市学校施設改築・長寿命化改修計画としてまとめたものです。

目次

第1章	本計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1. 背景	4
	2. 目的	5
第2章	本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	1. 本計画の位置付け	8
	2. 学校施設に関連する計画	9
第3章	学校施設の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1. 学校施設の役割とこれまでの整備の概要	14
	2. 学校施設の保有状況	16
	3. 学校施設の老朽化における現状と課題	20
	4. 児童・生徒の教育環境における現状と課題	25
	5. 新たな教育ニーズへの取組と課題	40
	6. 地域拠点としての学校施設の現状と課題	47
第4章	本市の老朽化対策の検討に当たって・・・・・・・・	57
	1. 老朽化対策の検討に当たって	58
	2. 本市の老朽化対策の考え方	63
第5章	本市の老朽化対策の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	1. 老朽化対策の基本的な在り方について	68
	①学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について	69
	②教育環境の充実を図ることについて	74
	③地域と連携し、地域の拠点となる学校について	76
	④将来の児童・生徒数の増減への対応について	79
	2. 学校施設の整備スケジュール	81
	3. 学校施設の整備費用	82
第6章	各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針・・・・・・・・	85
	1. 本市が目指すべき学校施設	86
	2. 学校施設の全体整備方針	87
	3. 学校施設における建物の整備方針及び配置方針	88
	4. 学校施設における各諸室の整備方針	90
第7章	継続的運用方針・・・・・・・・・・・・・・・・	121
	1. 本計画の見直しの考え方	122
	2. 今後の各学校における老朽化対策の進め方	124
資料編	・・・・・・・・・・・・・・・・	127

1.背景

本市の学校施設は、昭和30年代に既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建て替えるとともに、高度経済成長に伴う人口増加などにより、児童・生徒数が急激に増加したことで、昭和30年代から50年代にかけて、新しい学校の建設や校舎の増築を集中的に行うなど、他の公共施設に先駆け、施設の整備が進められてきました。現在、これらの学校施設は建築後40年以上が経過し、一斉に老朽化していることから、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るために、老朽化対策が重要かつ喫緊の課題となっています。

また、国全体においても、平成24年12月に発生した笹子トンネルの崩落事故などを受け、今後老朽化するインフラや公共施設などを国民が安全・安心に利用できるよう、中長期的な視点に立った計画的な維持管理や更新などの必要性が強く求められることとなりました。このことを踏まえ、国土交通省は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、各省庁及び地方公共団体に対し、インフラ及び公共施設の行動計画を策定することを求めました。

これを受けて、本市では、平成28年度に本市のインフラ及び公共施設の行動計画として、「府中市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、文部科学省では、各省庁の行動計画として、平成27年3月に「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定するとともに、地方公共団体が所管する文教施設に対して、各地方公共団体の公共施設等総合管理計画を踏まえ、令和2年度までに、具体的な対応方針を定める、個別施設計画を策定するよう求めています。

このことに加え、本市の学校施設は、本市の他の公共施設と比べ、老朽化が進行しており、さらに公共施設全体の延べ床面積のうち、43%を占める施設でもあることから、学校施設の老朽化対策を実施することは、今後、学校施設と同様に老朽化を迎える他の公共施設の老朽化対策や本市の財政運営にも大きな影響を及ぼすことが見込まれます。このことから、学校施設には、学校施設の老朽化対策に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、中長期的な見通しを示し、計画的に老朽化対策を実施することが求められています。

2.目的

(1) 目的

府中市学校施設改築・長寿命化改修計画（以下「本計画」という。）は、学校施設の老朽化対策に関する中長期的なスケジュールや費用を示すとともに、学校施設の老朽化対策を進める上での基本的な考え方を示すことにより、学校施設の老朽化対策を着実かつ計画的に実施できるよう定めるものです。

また、学校施設の整備に当たっては、公立学校として、できる限り公平な教育環境を確保することを目指すとともに、学校施設が地域から求められる様々な役割や機能を果たすことができるよう、各学校の施設整備に係る具体的な整備方針を定めるものです。

(2) 計画期間と更新サイクル

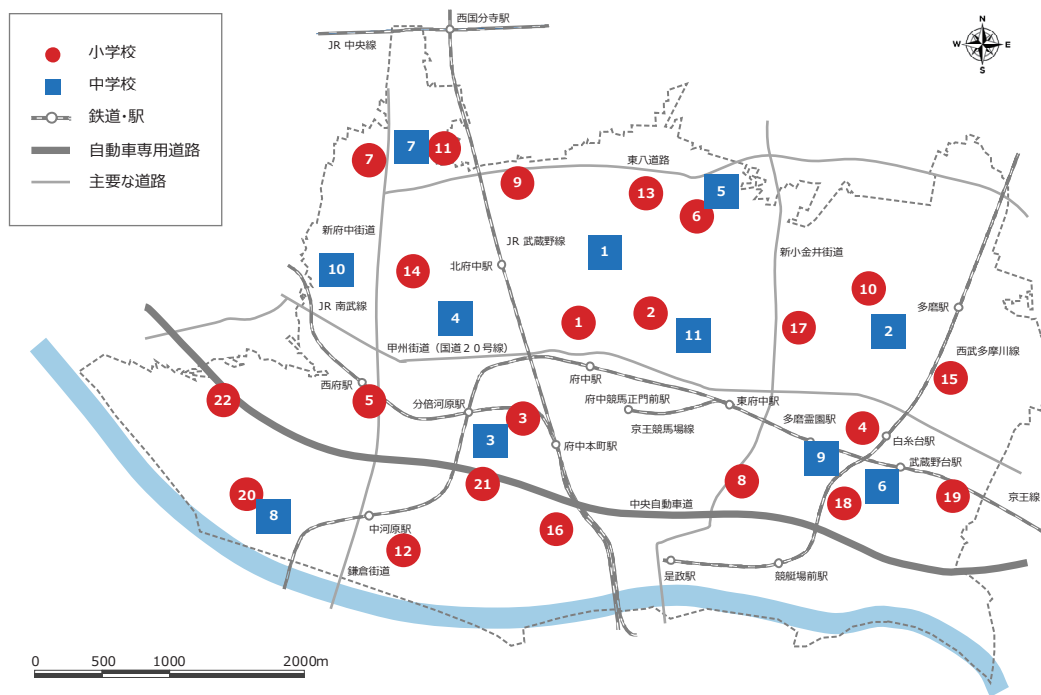
本計画は、令和2年度から、第5章で示す全ての市立小・中学校の老朽化対策が完了する令和32年度までの31年間を計画期間とします。

ただし、この計画期間は長期にわたることから、計画期間内で、児童・生徒数の増減や建築コストの変動などの社会情勢の変化、教育ニーズの変化、学校建築に係る技術革新、本市の財政状況の変化など様々な変動が発生することが見込まれます。これらの変動に対応した計画としていくため、計画期間内で定期的に計画の見直しを行うこととします。見直し時期については、最初の見直し時期を、早期改築着手校（八小・一中）の整備状況を反映するため令和6年度とし、それ以降は、学習指導要領や府中市学校教育プランなどの関連計画や、改築事業を実施した学校の状況を見ながら、必要に応じて見直しを行います。

(3) 対象施設

本計画の対象施設は、本市が所管する学校施設（小学校22校、中学校11校）を対象とします。（図表1）

【図表1 本市が所管する学校施設】



本計画策定の背景と目的

小学校名		中学校名	
● 1	府中市立府中第一小学校 (一小)	■ 1	府中市立府中第一中学校 (一中)
● 2	府中市立府中第二小学校 (二小)	■ 2	府中市立府中第二中学校 (二中)
● 3	府中市立府中第三小学校 (三小)	■ 3	府中市立府中第三中学校 (三中)
● 4	府中市立府中第四小学校 (四小)	■ 4	府中市立府中第四中学校 (四中)
● 5	府中市立府中第五小学校 (五小)	■ 5	府中市立府中第五中学校 (五中)
● 6	府中市立府中第六小学校 (六小)	■ 6	府中市立府中第六中学校 (六中)
● 7	府中市立府中第七小学校 (七小)	■ 7	府中市立府中第七中学校 (七中)
● 8	府中市立府中第八小学校 (八小)	■ 8	府中市立府中第八中学校 (八中)
● 9	府中市立府中第九小学校 (九小)	■ 9	府中市立府中第九中学校 (九中)
● 10	府中市立府中第十小学校 (十小)	■ 10	府中市立府中第十中学校 (十中)
● 11	府中市立武蔵台小学校 (武蔵台小)	■ 11	府中市立浅間中学校 (浅間中)
● 12	府中市立住吉小学校 (住吉小)		
● 13	府中市立新町小学校 (新町小)		
● 14	府中市立本宿小学校 (本宿小)		
● 15	府中市立白糸台小学校 (白糸台小)		
● 16	府中市立矢崎小学校 (矢崎小)		
● 17	府中市立若松小学校 (若松小)		
● 18	府中市立小柳小学校 (小柳小)		
● 19	府中市立南白糸台小学校 (南白糸台小)		
● 20	府中市立四谷小学校 (四谷小)		
● 21	府中市立南町小学校 (南町小)		
● 22	府中市立日新小学校 (日新小)		

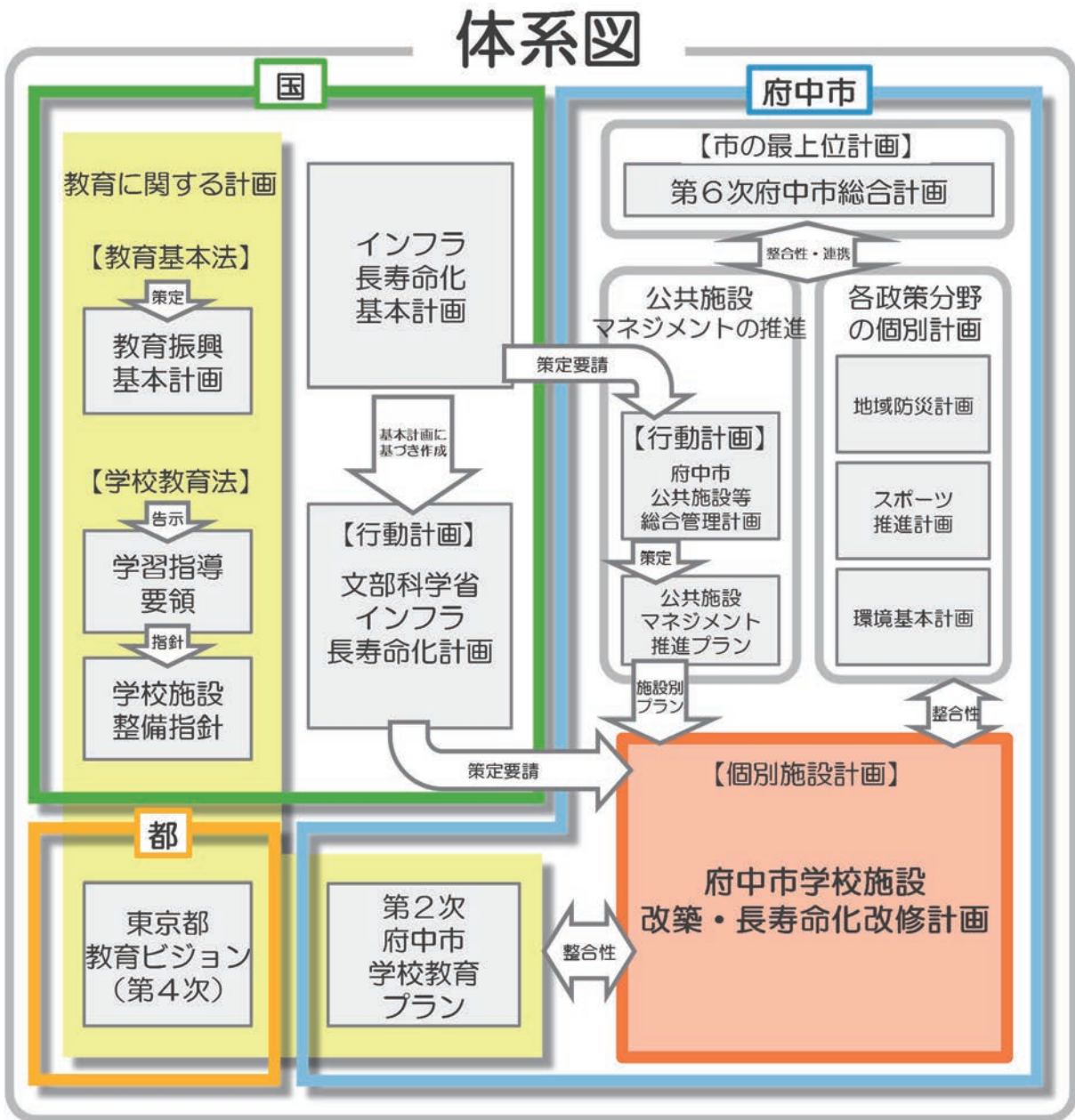
1.本計画の位置付け

本市では、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として、「府中市公共施設等総合管理計画」を定めています。

本計画は、文部科学省の要請に基づき、府中市公共施設等総合管理計画を踏まえ、市立小・中学校の具体的な整備方針を定める個別施設計画として策定するものです。

図表2に本計画と学校施設に関連する計画との体系図を示します。

【図表2 本計画と関連計画の関係性】



2. 学校施設に関する計画

本計画は、次に掲げる「教育に関する計画」やスポーツや防災などの「他の分野で関連する計画」、「公共施設マネジメントに関する計画」などの学校施設に関する計画との整合性を図っていきます。

(1) 教育に関する計画

文部科学省では、教育基本法第17条第1項に基づき、教育基本法に示された理念の実現と、学校教育を含めた我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的として、「第3次教育振興基本計画」を策定しています。

学校教育については、教育基本法に基づいて、学校制度の基本を定める学校教育法があり、同法施行規則の規定に基づき、小・中学校などの教育課程や教科内容とその取扱いなどを示した、「学習指導要領」が告示されています。

これらに基づき、文部科学省は学校教育を進める上で安全上、保健衛生上、指導上などにおいて学校教育の場として適切な環境を確保できるよう、学校施設の整備に当たっての必要な留意事項を定めた「学校施設整備指針」を示しています。

これらに加え、平成31年4月に東京都では、教育基本法第17条第2項に基づく、都における「教育振興基本計画」として、今後の5年間で都が取り組むべき基本的な方針とその達成に向けた施策展開の方向性を示した、「東京都教育ビジョン（第4次）」を策定しています。

本市においては、平成26年3月に、国の各種審議会の答申や報告、「学習指導要領」、「東京都教育ビジョン（第3次）」との整合性に配慮しながら、「第2次府中市学校教育プラン」を策定しています。この中で、本市の目指す子供像を「心豊かでたくましい子供」とし、「生きる力」を身に付けた児童・生徒を育むため、「確かな学力を育てる」、「豊かな心を育む」、「健やかな体をつくる」、「教育環境を充実する」、「家庭との連携を深める」、「地域の教育力を活用する」、「府中を愛する心を醸成する」の7つを柱とした、主要な学校教育の方向性を示しています。

本計画は、現行の文部科学省が定める「学習指導要領」や「学校施設整備指針」、「東京都教育ビジョン（第4次）」、「第2次府中市学校教育プラン」などとの整合性を図るとともに、平成29年度に改定され、今後実施される次期学習指導要領などの動向にも注視し策定します。

また、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」などの文部科学省や各種審議会などが作成する学校施設の整備に関連する報告書や事例集などにも配慮しながら策定します。

(2) 他の分野で関連する計画

本市では、「第6次府中市総合計画」を、市の最上位計画として、将来の長期的な展望の下に、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めており、各政策分野の個別計画などの諸施策の方向付けを行うものであると同時に、施策間の整合性や連携を図るための指針として、位置付けています。

本計画においても、「第6次府中市総合計画」との整合性を図るとともに、各政策分野の個別計画などにおける学校施設の役割や位置付けについても整合性を図るものとします。

(ア) 地域防災計画

「地域防災計画」は、災害対策基本法の規定に基づき、災害の発生時に市民の生命・身体・財産などを保護するとともに、市内の被害を最小限にし、都市機能を維持していくことを目的とした、本市の総合的な防災対策の方針を示した計画です。

この中で、学校施設は指定避難場所及び一次避難所として位置付けられており、避難所の運営を円滑に実施するための具体的な行動計画として、「府中市避難所管理運営マニュアル策定ガイドライン」が示されています。

本計画については、これらの計画との整合性を図ることに努めることとします。

(イ) スポーツ推進計画

「スポーツ推進計画」は、市民一人一人が、それぞれの立場で自主的・継続的にスポーツ活動に参加できるよう、その機会の提供と環境の整備を更に進めるなど、市のスポーツ施策の方向性を示した計画です。

この中で、「市民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備」の一つとして、市立小・中学校の体育館と校庭を学校教育上支障のない範囲で地域開放することにより、学校施設を身近にあるスポーツ活動の場として位置付けていることから、本計画はこの計画との整合性を図ることに努めることとします。

(ウ) 環境基本計画

「環境基本計画」は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくため、本市の各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するに当たっての基本的な考え方を示した計画です。

この中で、学校施設については、低炭素型・循環型のまちを目指すため、学校のエコスクール化の推進が位置付けられています。さらに、本市の具体的な地球温暖化防止対策を定めた、「地球温暖化対策地域推進計画」では、地球温暖化対策に関する「環境教育推進プロジェクト」として、学校施設への太陽光発電システムの導入がモニタリングメニュー（経過観察項目）として位置付けられています。

また、文部科学省においても、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用することで、児童・生徒の環境教育や地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たすために、エコスクールを推進していることから、本計画はこれらの計画などとの整合性を図ることに努めることとします。

(3) 公共施設マネジメントに関連する計画

本市では、市民共有の財産である公共施設を適切な規模で、かつ良好な状態で将来に引き継いでいくため、平成24年度に「公共施設マネジメント基本方針」を策定し、「公共施設の総量抑制・圧縮」、「施設のハード・ソフト両面で、財政バランスの維持に向けた手法の検討」、「機能に着目した施設の有効活用」、「全庁を挙げた体制の整備」及び「課題を市民と共有し、市民などとの共通認識に基づく協働」の5つの方策を掲げるなど、公共施設マネジメントの取組の基本的な方向性を定めています。この基本方針に基づく実行計画として、「公共施設マネジメント推進プラン」を策定しており、計画的に取組を進めています。

また、平成29年1月には、公共施設マネジメントの取組の推進力を高めるモデル事業として、「学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに係る基本方針」を定めており、学校施設の更なる活用に向けて、「既存の学校施設の更なる開放」、「老朽化に伴う学校施設の更新に併せた複合化等」を検討していくことのほか、地域プールの見直しに向けた「屋外公共プールの集約化」の方針が示されました。

本計画の実施に当たっては、公共施設マネジメント推進プランなどとの整合性を図るとともに、学校施設の更なる活用に向けて、公共施設マネジメントの担当課や施設所管課などの市長部局と教育委員会の双方の関係課が、共に施設が抱える課題や取組の趣旨を理解し、情報を共有する体制構築を含めて、連携を図ります。



第3章

学校施設の 現状と課題

1. 学校施設の役割とこれまでの整備の概要

(1) 学校施設の役割

学校施設は、子供たちの学びの場として、子供たちが一日の中でも多くの時間を過ごす場所であることから、「安全・安心に生活が送れる施設であること」、また、新しい教育ニーズや教育方法などに対応し、「教育環境の充実を図っていくこと」が最も重要なこととなります。

また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、日頃は生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティの拠点であり、災害時には、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。

(2) これまでの学校施設の整備状況

本市の学校施設は、図表3に示すとおり、昭和30年代に既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建て替えるとともに、昭和30年代から50年代にかけて、高度経済成長に伴う人口増加などにより、児童・生徒数が急激に増加したことで、新しい学校の建設や校舎の増改築を集中的に行いました。

また、災害時の児童・生徒の安全を確保するため、阪神淡路大震災後の平成9年度以降に、小・中学校の耐震改修を重点的に実施するとともに、十小、三中、五中で改築事業を実施しました。さらに、東日本大震災での屋内運動場の天井落下などの被害状況を受け、平成27年度に体育館・武道場の非構造部材耐震改修を行うとともに、平成28年度から、窓ガラスの飛散防止フィルム設置を行うなど、学校施設の更なる安全確保に努めてきました。

この他に、トイレの洋式化や普通教室・特別教室への空気調和設備の設置、照明器具のLED化などを行い、教育環境の充実を図ってきました。

【図表3 学校施設のこれまでの整備状況】

年度	内容
昭和30年代	既存の木造校舎を鉄筋コンクリート造へ建替え
昭和35年度～56年度	小・中学校の開校に伴う新築工事／既存の学校における増改築事業
平成2年度～10年度	中学校の武道場・重層体育館の整備 ※九中は平成15年度
平成9年度～16年度	小・中学校の体育館の耐震改修
平成15年度～19年度	三中の改築事業
平成18年度～25年度	小・中学校の校舎の耐震改修
平成19年度・20年度	小・中学校のトイレの洋式化
平成20年度～24年度	五中の改築事業
平成21年度～25年度	十小の改築事業
平成22年度・23年度	小・中学校の普通教室への空気調和設備の設置
平成26年度・27年度	小・中学校の照明器具のLED化
平成27年度	小・中学校の体育館・武道場の非構造部材の耐震改修
平成28年度	小・中学校の特別教室への空気調和設備の設置
平成28年度・30年度	小学校の体育器具・遊具の改修
平成28年度～	小・中学校の窓ガラス飛散防止フィルム設置
令和元年度	小学校の体育館への空気調和設備の設置

2. 学校施設の保有状況

ここでは、本市が保有する小・中学校の基礎情報を示します。これらの基礎情報に基づき、第3章の「学校施設の現状と課題」、第4章の「本市の老朽化対策の検討に当たって」、第5章の「本市の老朽化対策の進め方」及び第6章の「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」を取りまとめています。

(1) 各学校施設の基礎情報

図表4及び5に示すとおり、各学校施設の現状の基礎情報（令和元年度）として、各学校ごとに以下に示すアからカを整理しました。

ア. 校地の基礎情報

- (ア) 校地の中にある校舎等の棟数
- (イ) 面積
- (ウ) 1人当たり面積

エ. 体育館・武道場の基礎情報

※武道場は中学校のみ

- (ア) 築年数
- (イ) 配置（体育館がある階数）
- (ウ) 面積

イ. 校舎の基礎情報

- (ア) 最も古い校舎の築年数
- (イ) 配置（校地内における校舎の位置）
- (ウ) 階数
- (エ) 構造形式
- (オ) 面積
- (カ) 1人当たり面積

オ. プールの基礎情報

- (ア) 築年数
- (イ) 配置（プールがある位置）
- (ウ) 小プールの有無

カ. 校地の所有者

ウ. 運動場の基礎情報

- (ア) 配置（校地内における運動場の位置）
- (イ) 面積
- (ウ) 1人当たり面積

【図表4 本市が保有する小学校の基礎情報】

学校名	校地			校舎						運動場			体育館			プール			校地の所有者
	棟数	面積(m ²)	1人当たり面積(m ² /人)	築年数(年)	配置	階数	構造形式	面積(m ²)	1人当たり面積(m ² /人)	配置	面積(m ²)	1人当たり面積(m ² /人)	築年数(年)	配置	面積(m ²)	築年数(年)	配置	小プールの有無	
一小	10	17,031	17.9	43	北側	4	RC造	8,414	8.8	南側	9,369	9.9	36	地上	1,003	57	地上	あり	市
二小	8	15,796	14.3	31	南側	4	RC造	7,395	6.7	北側	8,897	8.1	56	地上	698	57	地上	あり	市
三小	18	26,017	33.0	56	北側	4	RC造	7,192	9.1	南側	16,394	20.8	56	地上	711	61	地上	あり	市
四小	13	12,805	28.1	58	北側	4	RC造	4,671	10.3	南側	9,072	19.9	55	地上	698	57	地上	あり	一部民
五小	16	19,442	28.6	58	南側	3	RC造	5,858	8.6	北側	13,156	19.3	56	地上	698	11	地上	あり	市
六小	20	18,029	24.1	57	北側	4	RC造	6,193	8.3	南側	8,635	11.5	55	地上	698	57	地上	あり	市
七小	13	15,917	44.3	58	北側	3	RC造	4,916	13.7	南側	10,291	28.7	54	地上	698	60	地上	あり	市
八小	14	16,319	19.1	57	北側	3	RC造	7,487	8.8	南側	7,301	8.5	55	地上	704	65	地上	あり	市
九小	14	15,216	33.8	55	北側	4	RC造	6,727	14.9	南側	5,156	11.5	54	地上	698	59	地上	あり	市
十小	8	19,330	27.6	8	東側	4	RC造	6,919	9.9	西側	9,074	13.0	8	地上	1,031	8	地上	あり	市
武蔵台小	13	12,155	38.6	54	北側	4	RC造	5,321	16.9	南側	6,174	19.6	53	地上	676	54	地上	あり	市
住吉小	11	15,194	24.7	53	西側	4	RC造	6,326	10.3	東側	8,293	13.5	53	地上	710	54	地上	あり	市
新町小	6	12,895	39.2	52	北側	3	RC造	4,364	13.3	南側	5,228	15.9	52	2階	724	53	地上	あり	市
本宿小	12	16,405	21.5	51	北側	4	RC造	5,731	7.5	南側	10,824	14.2	51	地上	689	51	地上	あり	市
白糸台小	10	14,408	29.0	51	北側	4	RC造	4,375	8.8	南側	7,801	15.7	51	地上	703	51	地上	あり	市
矢崎小	11	12,060	32.3	50	北側	4	RC造	4,281	11.5	南側	7,237	19.4	49	3階	820	51	地上	あり	一部民
若松小	9	11,164	15.5	49	南側	4	RC造	4,898	6.8	北側	6,072	8.4	49	3階	832	49	地上	あり	一部民
小柳小	10	14,796	22.8	48	北側	4	RC造	5,899	9.1	南側	8,461	13.0	48	地上	692	49	地上	あり	市
南白糸台小	19	17,247	26.2	48	北側	4	RC造	5,872	8.9	南側	8,262	12.5	48	地上	786	49	地上	あり	市
四谷小	10	17,993	28.9	47	東側	4	RC造	5,637	9.0	西側	11,893	19.1	46	3階	866	48	地上	あり	市
南町小	9	13,601	27.1	46	東側	3	RC造	5,539	11.0	西側	6,407	12.8	46	地上	808	31	地上	あり	市
日新小	9	17,256	34.1	43	南側	4	RC造	5,491	10.9	北側	7,926	15.7	43	地上	787	44	地上	あり	市

※ 築年数・校地・校舎・運動場・体育館面積（1人当たり面積含む）は令和元年度施設台帳データに基づく

※ プール築年数は、大プールと小プールがある場合は大プールの築年数とし、改築・移設があった場合はその年をしゅん工年度とする

【図表5 本市が保有する中学校の基礎情報】

学校名	校地			校舎						運動場			体育館			武道場			プール			校地の所有者
	棟数	面積(m ²)	1人当たり面積(m ² /人)	築年数(年)	配置	階数	構造形式	面積(m ²)	1人当たり面積(m ² /人)	配置	面積(m ²)	1人当たり面積(m ² /人)	築年数(年)	配置	面積(m ²)	築年数(年)	配置	面積(m ²)	築年数(年)	配置	小プール	
一中	13	25,634	42.9	57	北側	4	RC造	7,251	12.1	南側	15,365	25.7	44	地上	1,161	25	地下	1,678	27	屋上	なし	市
二中	19	19,242	29.3	54	北側	4	RC造	8,084	12.3	南側	8,655	13.2	30	地下	2,416	30	地上	1,100	31	屋上	なし	市
三中	7	21,771	35.8	13	北側	3	RC造	8,945	14.7	南側	10,351	17.0	30	地下	2,453	30	地上	1,156	31	屋上	なし	一部民
四中	18	18,153	31.4	52	北側	4	RC造	8,307	14.4	南側	9,142	15.8	29	地下	2,527	29	地上	1,214	30	屋上	なし	市
五中	9	19,780	42.7	44	北側	3	RC造	8,559	18.5	南側	9,343	20.2	29	地下	2,725	29	地上	1,153	30	屋上	なし	市
六中	28	19,703	34.1	55	西側	4	RC造	7,259	12.6	東側	10,063	17.4	29	地下	2,629	29	地上	1,185	30	屋上	なし	市
七中	15	12,262	50.3	53	北側	5	RC造	5,267	21.6	南側	6,748	27.7	26	地下	2,927	26	地上	1,169	28	屋上	なし	市
八中	11	17,417	24.6	47	西側	4	RC造	6,786	9.6	東側	8,960	12.6	47	地上	1,129	27	地上	1,573	28	屋上	なし	市
九中	14	19,711	43.4	44	西側	4	RC造	6,200	13.7	東側	8,818	19.4	44	地上	1,147	16	地上	1,475	45	地上	なし	市
十中	8	16,680	55.0	41	南側	4	RC造	5,667	18.7	北側	9,026	29.8	41	2階	1,240	23	地上	1,241	4	地上	なし	市
浅間中	6	20,050	37.9	39	北側	4	RC造	6,139	11.6	南側	10,736	20.3	39	2階	1,256	22	地上	1,364	40	地上	なし	市

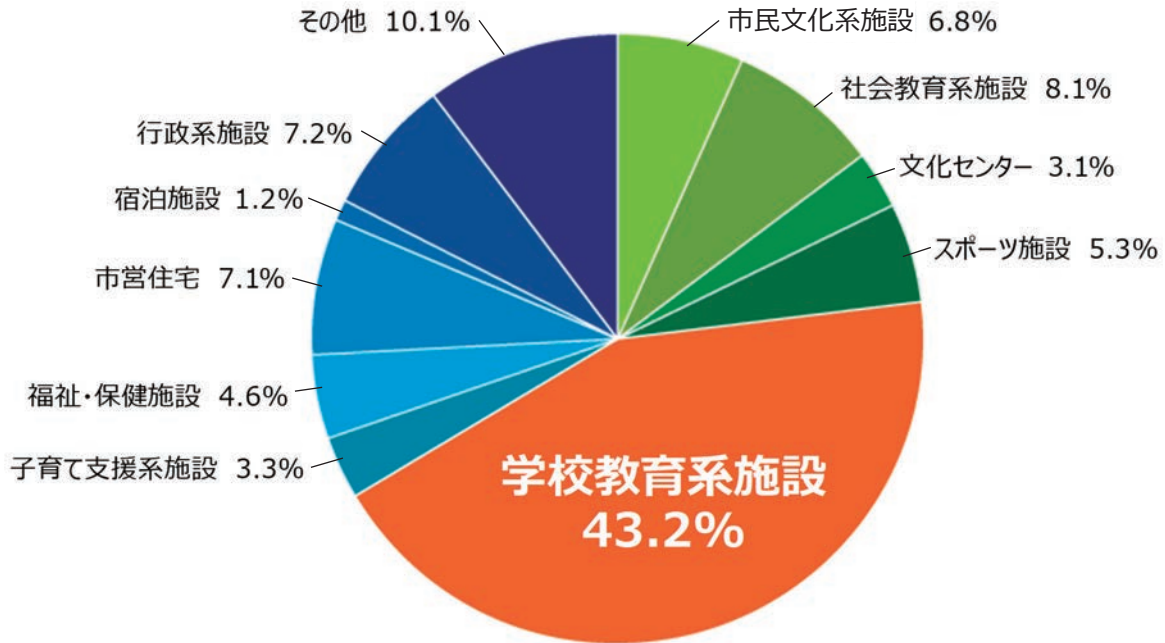
※ 築年数・校地・校舎・運動場・体育館・武道場面積（1人当たり面積含む）は令和元年度施設台帳データに基づく

※ プール築年数は、大プールと小プールがある場合は大プールの築年数とし、改築・移設があった場合はその年をしゅん工年度とする

(2) 公共施設全体における学校施設

図表6に示すとおり、学校施設は本市の公共施設全体の面積に占める割合が43.2%と最も大きくなっています。

【図表6 本市の公共施設全体に占める学校教育系施設の割合】

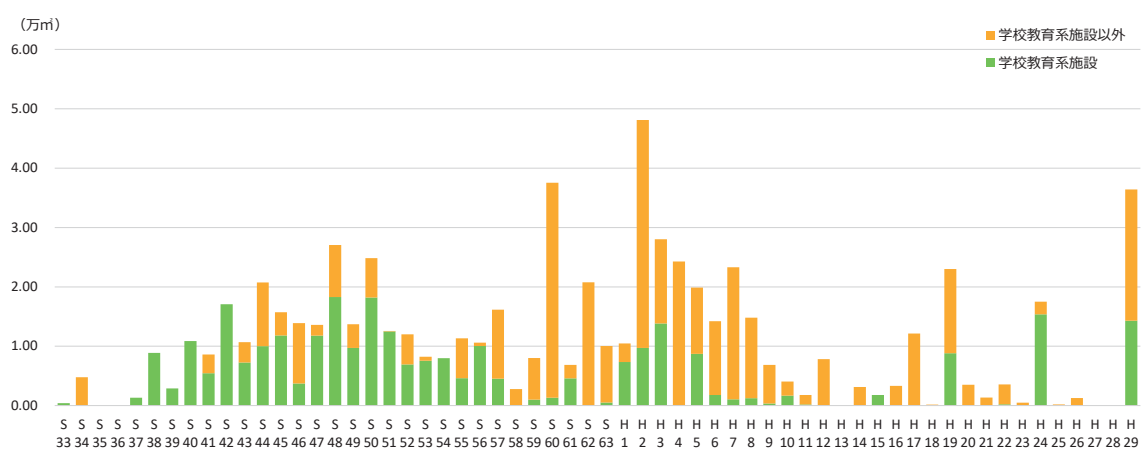


区分	市の施設	割合
市民文化系施設	市民会館、府中の森芸術劇場 など	6.8%
社会教育系施設	図書館、美術館、生涯学習センター など	8.1%
文化センター		3.1%
スポーツ施設	体育館、プール、野球場 など	5.3%
学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター など	43.2%
子育て支援系施設	保育所、幼稚園、学童クラブ など	3.3%
福祉・保健施設	特別養護老人ホーム、保健センター など	4.6%
市営住宅		7.1%
宿泊施設	市民保養所「やちほ」及び八ヶ岳府中山荘	1.2%
行政系施設	庁舎、女性センター、リサイクルプラザ など	7.2%
その他	府中の森市民聖苑、駐車場及び自転車駐車場	10.1%
合計		100%

出典：第2次府中市公共施設マネジメント推進プラン（平成29年度版）

また、図表7に示すとおり、昭和30年代から50年代にかけて、校舎の増築や新しい学校の建設を集中的に行うなど、他の公共施設に先駆け、施設の整備が進められてきました。

【図表7 本市の公共施設の建設時期】



出典：第2次府中市公共施設マネジメント推進プラン（平成29年度版）

3. 学校施設の老朽化における現状と課題

現状

- 多くの学校で最も古い校舎の築年数が40年を超えています。
- 構造躯体や意匠・設備の劣化が進んでおり、劣化状況が学校ごとに異なります。



課題

- 築年数及び構造躯体・意匠・設備の劣化状況を総合的に評価し、計画的な老朽化対策が必要です。

(1) 学校施設の老朽化について

ア. 現状

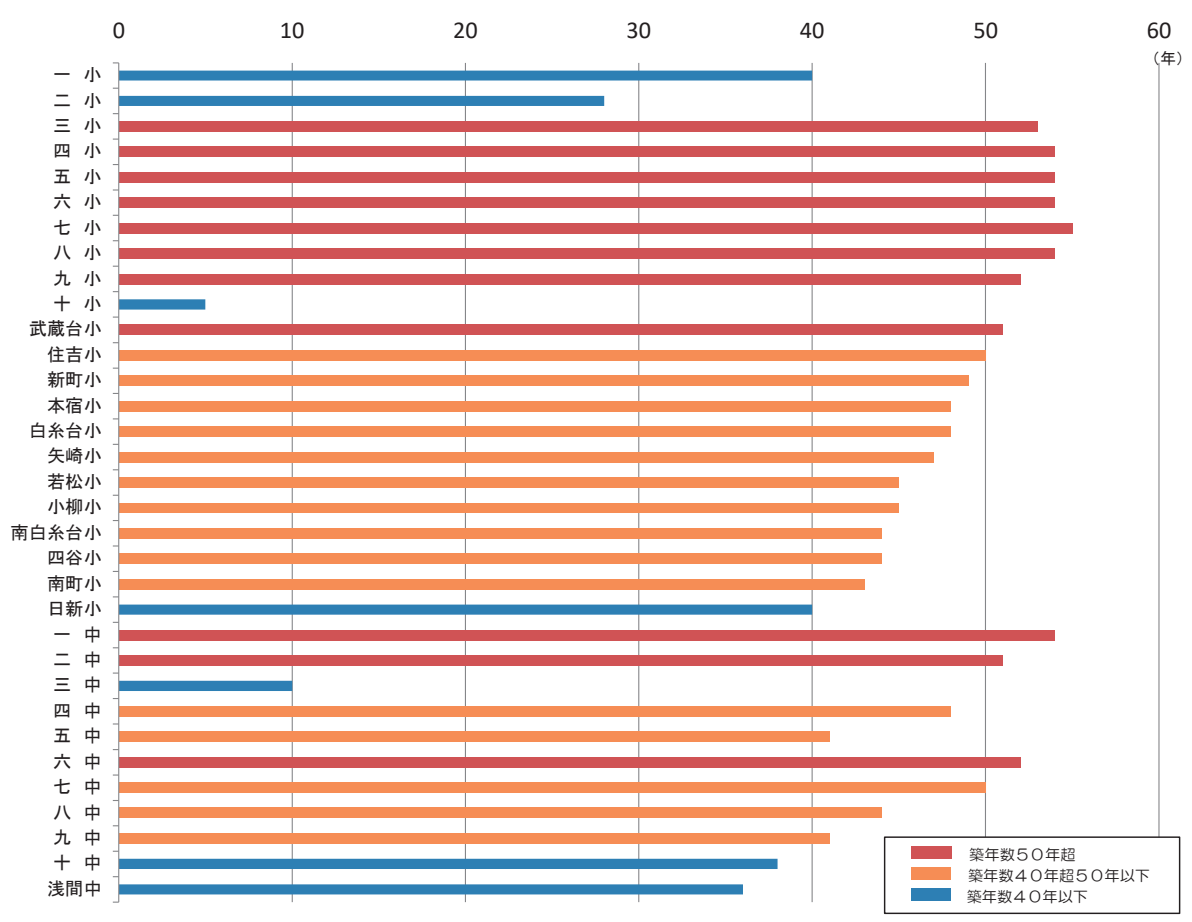
(ア) 学校施設の築年数

図表8で示すとおり、多くの学校では最も古い校舎の築年数が、平成28年度末時点で40年を超えており、その中でも約4割の学校が築50年を超えています。

図表4で示したとおり、小学校の体育館については、多くの学校で築40年を超えていますが、近年改築工事を行った十小については、築年数が浅い状況です。

また、図表5で示したとおり、中学校の武道場又は体育館と武道場を一体とした重層体育館を整備している学校については、比較的築年数が浅い状況です。

【図表8 各学校施設の最も古い校舎の築年数 (平成28年度末時点)】



※ 老朽化対策調査が完了した平成28年度末での築年数を掲載しています

(イ) 学校施設の劣化状況

本市では、現状の学校施設の劣化状況を把握することを目的とし、平成26年度から平成28年度までの3年間にわたり、校舎などの老朽化対策調査を行いました。

学校施設の劣化状況に関わる主な調査項目は「構造躯体調査（コンクリートの圧縮強度・コンクリートの中性化の深さ）」及び「意匠・設備の劣化状況調査（仕上材、機械設備、電気設備などの劣化状況）」とし、コンクリートの圧縮強度及び中性化の深さについては、コンクリートコアの採取により定量的な評価を行い、仕上材、機械設備、電気設備などの劣化状況については、改修履歴の確認や目視の外観調査を行い、劣化状況を評価しています。

a.コンクリートの圧縮強度調査結果

図表9のとおり、文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化改修の手引」において、コンクリートの強度不足により長寿命化改修に適さないとされる強度（13.5 N/mm²以上）は、ほとんどの建物で確保されていましたが、一部の建物で13.5 N/mm²以下の強度となっている状況が見受けられました。

【図表9 コンクリートの圧縮強度調査結果の概要】

コンクリートの圧縮強度	棟数	割合
13.5 N/mm ² 以下	4棟	2.0%
13.5 N/mm ² ～18 N/mm ²	34棟	17.2%
18 N/mm ² 以上	159棟	80.8%

b.コンクリートの中性化の深さの調査結果

図表10のとおり、ほとんどの建物で、風雨の影響を受け、鉄筋錆につながる建物の外側において、一般的な鉄筋のコンクリートかぶり厚さを超える3 cm以上の中性化の深さは見られませんでした。

【図表10 コンクリートの中性化の深さ調査結果の概要】

コンクリートの中性化の深さ	棟数	割合
3 cm未満	195棟	99.0%
3 cm以上	2棟	1.0%

c.意匠・設備の劣化状況調査結果

意匠・設備については、「屋根・屋上」、「外壁」、「内部仕上」、「電気設備」及び「機械設備」の5つの部位について、老朽化調査を行っています。

また、調査においては、過去の改修履歴の確認を行うとともに、意匠については、内外仕上げ材料調査や外観調査、設備については、外観調査を行い、それぞれの部位について、「A：概ね良好」、「B：部分的に劣化」、「C：全体的に経年劣化」及び「D：早急に対応する必要がある」の4段

階で評価を行っています。意匠、設備の劣化状況調査の結果については、図表11のとおりです。

【図表11 意匠・設備の劣化状況調査結果の概要】

評価	屋根・屋上		外壁		内部仕上	
	棟数	割合	棟数	割合	棟数	割合
A	17棟	8.6%	17棟	8.6%	13棟	6.6%
B	93棟	47.2%	93棟	47.2%	111棟	56.3%
C	73棟	37.1%	73棟	37.1%	61棟	31.0%
D	11棟	5.6%	11棟	5.6%	6棟	3.0%

※ 棟数については、調査対象外とした建物があり、全対象建物の197棟と合致しません。割合については、母数を197棟で算出したため、合計が100%となりません。

d. 老朽化対策調査結果のまとめ

以上の老朽化対策調査結果のまとめについては、図表12のとおりです。

【図表12 老朽化対策調査結果のまとめ】

項目	内容	方法	結果
構造躯体	1. コンクリートの圧縮強度	コンクリートコアの採取	ほとんどの建物で一定以上の強度は確保されていたが、一部の建物で13.5N/mm ² 以下の強度（文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化改修の手引」において、コンクリートの強度不足により長寿命化改修に適さないとされる強度）となっている状況が見受けられた。
	2. コンクリートの中性化の深さ		ほとんどの建物で建物外部の中性化は見られなかったが、一部の建物で中性化の深さが3cm以上進行している状況が見受けられた。
意匠設備	3. 仕上材、機械設備、電気設備などの劣化状況	改修履歴の確認及び目視による外観調査	屋上、外壁及び内装は、改修の有無などにより状況は異なるが、半数程度の建物で経年による劣化が見受けられた。また、給排水などの機械設備は、大規模な改修が未実施であることから、多くの学校で経年による劣化が見受けられた。

イ. 課題

本市では、多くの学校で築年数が40年を超えており、早急な老朽化対策が必要ですが、築年数の最も古い学校が、必ずしも劣化状況が最も進行しているとは限らないことから、本市では、学校施設ごとの構造躯体や意匠・設備の劣化状況なども含めて総合的な評価を行い、学校ごとに老朽化対策の優先順位を付け、計画的な老朽化対策を実施する必要があります。

4.児童・生徒の教育環境における現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

学校施設の現状と課題

現状

- ✓本市の児童・生徒数は一時的に増加するが、その後、緩やかに減少する見込みとなっています。
- ✓都内の他区市町村に比べ、1校当たりの平均の児童・生徒数が多くなっています。
- ✓学校間の児童・生徒数の差が拡大しており、大規模化している学校がある一方、小規模化している学校があります。
- ✓学校ごとに普通教室等の大きさや各諸室の種類、室数などに違いがあります。



課題

- ✓児童・生徒数の増減に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備を行う必要があります。
- ✓適正規模・適正配置の考え方を整理した上で、大規模化や小規模化が進んだ場合に、学校規模の適正化を図る必要があります。
- ✓公立学校としての性質を鑑み、できる限り公平な教育環境を整える必要があります。

(1) 児童・生徒数及び学級数について

ア. 現状

(ア) 本市全体の児童・生徒数及び学級数

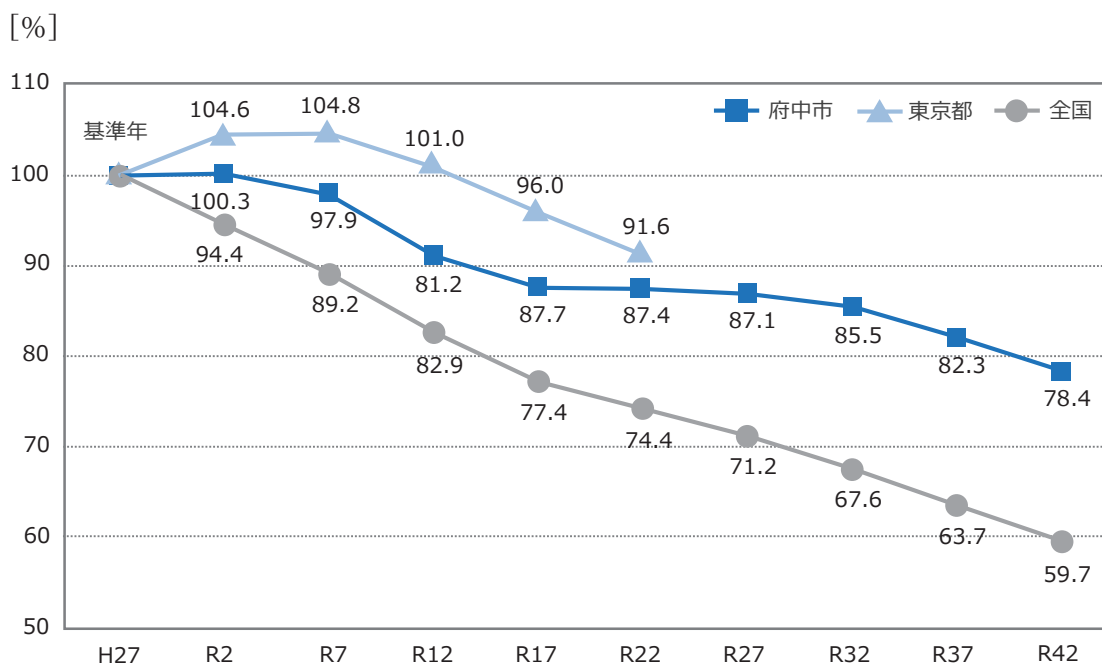
図表13で示すとおり、東京都や本市のような都市部では、5歳～14歳人口は短期的には増加し、その後緩やかに減少していく見込みです。一方、全国の5歳～14歳人口では、既に減少傾向に転じており、令和42年度には現在の6割程度まで減少する見込みとなっています。

また、図表14及び15に示すとおり、1校当たりの平均の児童・生徒数で比較すると、小学校では605人、中学校では538人となり、東京都や全国の平均より多くなっています。

また、児童・生徒1人当たりの平均の校舎面積では、小学校では9.7m²、中学校では13.2m²となり、東京都や全国の平均より小さくなっています。

なお、児童・生徒1人当たりの平均の校地面積については、東京都内の他自治体と同様の値となっています。

【図表13 5歳から14歳の将来人口推計】



出典：全 国＝「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
東京都＝「東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測（平成29年度）」（東京都）
府中市＝「府中市人口ビジョン府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度）」（府中市）

【図表1-4 学校数・学級数・児童数における本市と他自治体との比較（小学校）】

区市町村名	学校数 校	学級数 学級	児童数 人	1校あたりの児童数	校舎㎡				校地㎡			
					平均面積			面積	平均面積			面積
					1校当たり	1学級当たり	児童1人当たり		1校当たり	1学級当たり	児童1人当たり	
千代田区	8	96	2,574	322	46,823	5,852.9	487.7	18.2	50,788	6,348.5	529.0	19.7
中央区	16	208	5,751	360	93,548	5,846.8	449.8	16.3	94,162	5,885.1	452.7	16.4
港区	18	272	8,083	450	104,062	5,781.2	382.6	12.9	117,280	6,515.6	431.2	14.5
新宿区	29	314	8,513	294	116,654	4,022.6	371.5	13.7	201,444	6,946.3	641.5	23.7
文京区	20	283	8,112	406	96,818	4,840.9	342.1	11.9	128,700	6,435.0	454.8	15.9
台東区	19	229	6,482	342	84,230	4,433.2	367.8	13.0	86,448	4,549.9	377.5	13.3
墨田区	25	344	9,653	387	112,002	4,480.1	325.6	11.6	162,534	6,501.4	472.5	16.8
江東区	45	764	23,112	514	241,690	5,370.9	316.3	10.5	362,920	8,064.9	475.0	15.7
品川区	31	391	11,146	360	139,700	4,506.5	357.3	12.5	234,252	7,556.5	599.1	21.0
目黒区	22	307	8,821	401	122,522	5,569.2	399.1	13.9	210,450	9,565.9	685.5	23.9
大田区	59	954	28,632	486	304,137	5,154.9	318.8	10.6	522,720	8,859.7	547.9	18.3
世田谷区	63	1,109	34,358	546	338,095	5,366.6	304.9	9.8	667,261	10,591.4	601.7	19.4
渋谷区	18	215	5,867	326	82,428	4,579.3	383.4	14.0	130,153	7,230.7	605.4	22.2
中野区	25	320	9,056	363	118,779	4,751.2	371.2	13.1	243,862	9,754.5	762.1	26.9
杉並区	41	704	19,344	472	209,820	5,117.6	298.0	10.8	404,767	9,872.4	575.0	20.9
豊島区	22	281	7,764	353	100,511	4,568.7	357.7	12.9	167,971	7,635.0	597.8	21.6
北区	36	435	11,792	328	156,836	4,356.6	360.5	13.3	316,476	8,791.0	727.5	26.8
荒川区	24	296	8,552	357	116,536	4,855.7	393.7	13.6	153,680	6,403.3	519.2	18.0
板橋区	52	748	22,226	428	249,014	4,788.7	332.9	11.2	519,366	9,987.8	694.3	23.4
練馬区	65	1,078	32,515	501	328,968	5,061.0	305.2	10.1	806,675	12,410.4	748.3	24.8
足立区	69	1,062	31,434	456	347,270	5,032.9	327.0	11.0	721,766	10,460.4	679.6	23.0
葛飾区	49	686	20,105	411	225,111	4,594.1	328.2	11.2	472,617	9,645.2	688.9	23.5
江戸川区	71	1,161	34,932	492	349,715	4,925.6	301.2	10.0	657,031	9,254.0	565.9	18.8
区計	827	12,257	358,824	434	4,085,269	4,939.9	333.3	11.4	7,433,323	8,988.3	606.5	20.7
八王子市	70	1,008	28,160	403	335,872	4,798.2	333.2	11.9	1,266,630	18,094.7	1,256.6	45.0
立川市	20	291	8,549	428	112,984	5,649.2	388.3	13.2	291,863	14,593.2	1,003.0	34.1
武蔵野市	12	186	5,532	461	76,218	6,351.5	409.8	13.8	141,977	11,831.4	763.3	25.7
三鷹市	15	280	8,459	564	79,494	5,299.6	283.9	9.4	166,212	11,080.8	593.6	19.6
青梅市	16	240	6,576	411	93,342	5,833.9	388.9	14.2	283,013	17,688.3	1,179.2	43.0
府中市	22	433	13,305	605	128,644	5,847.5	297.1	9.7	356,702	16,213.7	823.8	26.8
昭島市	13	188	5,469	421	58,403	4,492.5	310.7	10.7	210,592	16,199.4	1,120.2	38.5
調布市	20	349	10,541	528	107,949	5,397.5	309.3	10.2	248,772	12,438.6	712.8	23.6
町田市	42	779	22,878	545	254,262	6,053.9	326.4	11.1	708,083	16,859.1	909.0	31.0
小金井市	9	164	4,970	553	50,409	5,601.0	307.4	10.1	117,980	13,108.9	719.4	23.7
小平市	19	314	9,246	487	97,700	5,142.1	311.1	10.6	280,326	14,754.0	892.8	30.3
日野市	17	307	9,224	543	91,998	5,411.6	299.7	10.0	290,794	17,105.5	947.2	31.5
東村山市	15	254	7,622	509	81,057	5,403.8	319.1	10.6	236,765	15,784.3	932.1	31.1
国分寺市	10	178	5,322	533	45,882	4,588.2	257.8	8.6	118,146	11,814.6	663.7	22.2
国立市	8	114	3,092	387	37,976	4,747.0	333.1	12.3	99,038	12,379.8	868.8	32.0
福生市	7	89	2,386	341	30,420	4,345.7	341.8	12.7	93,568	13,366.9	1,051.3	39.2
狛江市	6	109	3,246	541	31,336	5,222.7	287.5	9.7	72,357	12,059.5	663.8	22.3
東大和市	10	156	4,486	449	47,124	4,712.4	302.1	10.5	142,552	14,255.2	913.8	31.8
清瀬市	9	131	3,771	419	40,813	4,534.8	311.5	10.8	127,431	14,159.0	972.8	33.8
東久留米市	13	192	5,533	426	64,491	4,960.8	335.9	11.7	181,676	13,975.1	946.2	32.8
武蔵村山市	9	155	4,558	507	45,355	5,039.4	292.6	10.0	118,102	13,122.4	761.9	25.9
多摩市	17	246	7,055	415	92,158	5,421.1	374.6	13.1	388,769	22,868.8	1,580.4	55.1
稲城市	12	186	5,444	454	61,901	5,158.4	332.8	11.4	215,225	17,935.4	1,157.1	39.5
羽村市	7	101	2,939	420	31,846	4,549.4	315.3	10.8	95,172	13,596.0	942.3	32.4
あきる野市	10	155	4,479	448	40,121	4,012.1	258.8	9.0	169,139	16,913.9	1,091.2	37.8
西東京市	18	312	9,365	521	95,879	5,326.6	307.3	10.2	243,043	13,502.4	779.0	26.0
市計	426	6,917	202,207	475	2,233,634	5,243.3	322.9	11.0	6,663,927	15,643.0	963.4	33.0
瑞穂町	5	60	1,677	336	20,456	4,091.2	340.9	12.2	80,523	16,104.6	1,342.1	48.0
日の出町	3	37	1,004	335	14,875	4,958.3	402.0	14.8	49,134	16,378.0	1,327.9	48.9
楡原村	1	7	50	50	2,333	2,333.0	333.3	46.7	6,778	6,778.0	968.3	135.6
奥多摩町	2	13	128	64	6,567	3,283.5	505.2	51.3	36,397	18,198.5	2,799.8	284.4
郡部計	11	117	2,859	260	44,231	4,021.0	378.0	15.5	172,832	15,712.0	1,477.2	60.5
大島町	3	20	334	112	9,280	3,093.3	464.0	27.8	47,704	15,901.3	2,385.2	142.8
利島村	1	5	28	28	546	546.0	109.2	19.5				
新島村	2	11	115	58	3,486	1,743.0	316.9	30.3	16,558	8,279.0	1,505.3	144.0
神津島村	1	7	115	115	2,193	2,193.0	313.3	19.1	10,330	10,330.0	1,475.7	89.8
三宅村	1	6	76	76	1,944	1,944.0	324.0	25.6	13,510	13,510.0	2,251.7	177.8
御蔵島村	1	4	16	16	1,212	1,212.0	303.0	75.8				
八丈町	3	20	380	127	9,022	3,007.3	451.1	23.7	35,441	11,813.7	1,772.1	93.3
青ヶ島村	1	2	5	5	1,118	1,118.0	559.0	223.6				
小笠原村	2	14	172	86	2,613	1,306.5	186.6	15.2	13,571	6,785.5	969.4	78.9
島部計	15	89	1,241	83	31,414	2,094.3	353.0	25.3	137,114	9,140.9	1,540.6	110.5
町村計	26	206	4,100	158	75,645	2,909.4	367.2	18.5	309,946	11,921.0	1,504.6	75.6
都計	1279	19,380	565,131	442	6,394,548	4,999.6	330.0	11.3	14,407,196	11,264.4	743.4	25.5
国計	20,033	268,133	6,375,230	319	83,167,000	4,151.5	310.2	13.0	339,298,328	16,937.0	1,265.4	53.2

※ 各データは、平成28年5月1日現在
 ※ 学級数・児童数は、特別支援学級を含む
 出典：「平成28年度 東京都における小中学校施設の現状」（東京都）
 「公立学校施設実態調査」（文部科学省）

【図表15 学校数・学級数・生徒数における本市と他自治体との比較（中学校）】

区市町村名	学校数 校	学級数 学級	生徒数 人	1校あたりの生徒数	校舎㎡				校地㎡			
					面積	平均面積			面積	平均面積		
						1校当たり	1学級当たり	生徒1人当たり		1校当たり	1学級当たり	生徒1人当たり
千代田区	2	20	587	294	16,115	8,057.5	805.8	27.5	29,214	14,607.0	1,460.7	49.8
中央区	4	45	1,349	338	34,359	8,589.8	763.5	25.5	26,016	6,504.0	578.1	19.3
港区	10	68	1,909	191	67,487	6,748.7	992.5	35.4	129,854	12,985.4	1,909.6	68.0
新宿区	10	90	2,787	279	57,366	5,736.6	637.4	20.6	101,082	10,108.2	1,123.1	36.3
文京区	10	69	2,022	203	53,641	5,364.1	777.4	26.5	85,593	8,559.3	1,240.5	42.3
台東区	7	72	2,325	333	36,931	5,275.9	512.9	15.9	42,033	6,004.7	583.8	18.1
墨田区	10	135	4,151	416	59,976	5,997.6	444.3	14.4	80,601	8,060.1	597.0	19.4
江東区	23	251	7,864	342	126,310	5,491.7	503.2	16.1	224,227	9,749.0	893.3	28.5
品川区	9	87	2,813	313	46,721	5,191.2	537.0	16.6	74,783	8,309.2	859.6	26.6
目黒区	9	89	2,685	299	49,743	5,527.0	558.9	18.5	110,186	12,242.9	1,238.0	41.0
大田区	28	343	11,123	398	171,162	6,112.9	499.0	15.4	373,260	13,330.7	1,088.2	33.6
世田谷区	29	332	10,670	368	180,132	6,211.4	542.6	16.9	434,030	14,966.6	1,307.3	40.7
渋谷区	8	62	1,775	222	44,908	5,613.5	724.3	25.3	87,306	10,913.3	1,408.2	49.2
中野区	11	105	3,145	286	62,250	5,659.1	592.9	19.8	127,500	11,590.9	1,214.3	40.5
杉並区	23	214	6,468	282	133,656	5,811.1	624.6	20.7	285,381	12,407.9	1,333.6	44.1
豊島区	8	84	2,623	328	54,220	6,777.5	645.5	20.7	82,516	10,314.5	982.3	31.5
北区	12	144	4,565	381	79,403	6,616.9	551.4	17.4	146,308	12,192.3	1,016.0	32.0
荒川区	10	110	3,313	332	58,807	5,880.7	534.6	17.8	82,992	8,299.2	754.5	25.1
板橋区	23	285	9,201	401	141,110	6,135.2	495.1	15.3	308,821	13,427.0	1,083.6	33.6
練馬区	34	428	13,914	410	192,472	5,660.9	449.7	13.8	542,491	15,955.6	1,267.5	39.0
足立区	36	442	14,070	391	206,086	5,724.6	466.3	14.6	466,592	12,960.9	1,055.6	33.2
葛飾区	24	286	8,871	370	132,725	5,530.2	464.1	15.0	272,868	11,369.5	954.1	30.8
江戸川区	33	484	16,187	491	192,164	5,823.2	397.0	11.9	412,131	12,488.8	851.5	25.5
区計	373	4,245	134,417	361	2,197,744	5,892.1	517.7	16.4	4,525,785	12,133.5	1,066.1	33.7
八王子市	38	435	13,505	356	210,095	5,528.8	483.0	15.6	870,192	22,899.8	2,000.4	64.4
立川市	9	121	3,906	434	64,457	7,161.9	532.7	16.5	175,244	19,471.6	1,448.3	44.9
武蔵野市	6	57	1,814	303	42,263	7,043.8	741.5	23.3	98,314	16,385.7	1,724.8	54.2
三鷹市	7	102	3,242	464	48,741	6,963.0	477.9	15.0	117,469	16,781.3	1,151.7	36.2
青梅市	10	122	3,481	349	65,833	6,583.3	539.6	18.9	198,350	19,835.0	1,625.8	57.0
府中市	11	178	5,912	538	77,946	7,086.0	437.9	13.2	210,403	19,127.5	1,182.0	35.6
昭島市	6	84	2,691	449	35,758	5,959.7	425.7	13.3	114,970	19,161.7	1,368.7	42.7
調布市	8	128	4,108	514	49,886	6,235.8	389.7	12.1	170,695	21,336.9	1,333.6	41.6
町田市	20	330	10,902	546	142,384	7,119.2	431.5	13.1	395,990	19,799.5	1,200.0	36.3
小金井市	5	70	2,240	448	32,211	6,442.2	460.2	14.4	89,323	17,864.6	1,276.0	39.9
小平市	8	129	4,055	507	53,570	6,696.3	415.3	13.2	143,454	17,931.8	1,112.0	35.4
日野市	8	127	4,307	539	57,231	7,153.9	450.6	13.3	162,522	20,315.3	1,279.7	37.7
東村山市	7	105	3,442	492	45,252	6,464.6	431.0	13.1	134,166	19,166.6	1,277.8	39.0
国分寺市	5	70	2,307	462	25,634	5,126.8	366.2	11.1	74,476	14,895.2	1,063.9	32.3
国立市	3	42	1,377	459	19,089	6,363.0	454.5	13.9	59,565	19,855.0	1,418.2	43.3
福生市	3	38	1,190	397	17,765	5,921.7	467.5	14.9	65,472	21,824.0	1,722.9	55.0
狛江市	4	41	1,349	338	20,806	5,201.5	507.5	15.4	60,492	15,123.0	1,475.4	44.8
東大和市	5	64	2,084	417	26,758	5,351.6	418.1	12.8	92,772	18,554.4	1,449.6	44.5
清瀬市	5	61	1,853	371	26,347	5,269.4	431.9	14.2	82,612	16,522.4	1,354.3	44.6
東久留米市	7	86	2,738	392	40,689	5,812.7	473.1	14.9	134,626	19,232.3	1,565.4	49.2
武蔵村山市	5	70	2,194	439	28,777	5,755.4	411.1	13.1	83,824	16,764.8	1,197.5	38.2
多摩市	9	103	3,038	338	52,621	5,846.8	510.9	17.3	262,379	29,153.2	2,547.4	86.4
稲城市	6	71	2,268	378	34,328	5,721.3	483.5	15.1	131,798	21,966.3	1,856.3	58.1
羽村市	3	48	1,509	503	21,571	7,190.3	449.4	14.3	61,218	20,406.0	1,275.4	40.6
あきる野市	6	72	2,206	368	30,891	5,148.5	429.0	14.0	125,796	20,966.0	1,747.2	57.0
西東京市	9	129	4,010	446	52,558	5,839.8	407.4	13.1	136,108	15,123.1	1,055.1	33.9
市計	213	2,883	91,728	431	1,323,461	6,213.4	459.1	14.4	4,252,230	19,963.5	1,474.9	46.4
瑞穂町	2	28	929	465	12,381	6,190.5	442.2	13.3	52,667	26,333.5	1,881.0	56.7
日の出町	2	13	375	188	10,982	5,491.0	844.8	29.3	49,820	24,910.0	3,832.3	132.9
檜原村	1	3	32	32	3,158	3,158.0	1,052.7	98.7	7,442	7,442.0	2,480.7	232.6
奥多摩町	1	4	81	81	3,447	3,447.0	861.8	42.6	15,364	15,364.0	3,841.0	189.7
郡部計	6	48	1,417	237	29,968	4,994.7	624.3	21.1	125,293	20,882.2	2,610.3	88.4
大島町	3	10	182	61	7,859	2,619.7	785.9	43.2	58,342	19,447.3	5,834.2	320.6
利島村	1	2	3	3	970	970.0	485.0	323.3	7,155	7,155.0	3,577.5	2,385.0
新島村	2	7	84	42	5,908	2,954.0	844.0	70.3	29,968	14,984.0	4,281.1	356.8
神津島村	1	5	55	55	2,110	2,110.0	422.0	38.4	11,037	11,037.0	2,207.4	200.7
三宅村	1	4	28	28	2,037	2,037.0	509.3	72.8	20,928	20,928.0	5,232.0	747.4
御蔵島村	1	2	2	2	1,398	1,398.0	699.0	699.0	9,084	9,084.0	4,542.0	4,542.0
八丈町	3	9	170	57	6,800	2,266.7	755.6	40.0	55,468	18,489.3	6,163.1	326.3
青ヶ島村	1	3	8	8	1,440	1,440.0	480.0	180.0	8,549	8,549.0	2,849.7	1,068.6
小笠原村	2	6	63	32	2,664	1,332.0	444.0	42.3	17,634	8,817.0	2,939.0	279.9
島部計	15	48	595	40	31,186	2,079.1	649.7	52.4	218,165	14,544.3	4,545.1	366.7
町村計	21	96	2,012	96	61,154	2,912.1	637.0	30.4	343,458	16,355.1	3,577.7	170.7
都計	607	7,224	228,157	376	3,582,359	5,901.7	495.9	15.7	9,121,473	15,027.1	1,262.7	40.0
国計	9,608	113,853	3,149,323	328	48,867,000	5,086.1	429.2	15.5	241,926,820	25,179.7	2,124.9	76.8

※ 各データは、平成28年5月1日現在

※ 学級数・生徒数は、特別支援学級を含む

出典：「平成28年度 東京都における小中学校施設の現状」（東京都）

「公立学校施設実態調査」（文部科学省）

(イ) 学校ごとの児童・生徒数及び学級数

学校ごとの児童・生徒数（平成29年度）は、図表16及び17で示すとおり、小学校では二小が1,056人と最も多く、武蔵台小が312人と最も少ない状況で、中学校では八中が703人と最も多く、七中が259人と最も少ない状況です。図表18及び19に将来の学校ごとの児童・生徒数の増減傾向を示していますが、本市の中心部では、現在も児童・生徒数が多い学校で更に増加が見込まれる学校がある一方で、本市の中心部以外では、児童・生徒数が少ない学校で更に減少が見込まれる学校があるなど、学校ごとの児童・生徒数の差が拡大していくことも予想されます。

また、図表20に示すとおり、児童・生徒数が増加することへの対応として、恒久的に増加している学校では、校舎を増築することで対応しており、大型マンションの建設などで一時的に増加する学校では、仮設校舎を建設することで対応しています。

学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に学級編成の基準が示されており、小学1年生は35人学級編成、その他の学年は40人学級編成とされています。さらに、本市では、東京都の学級編成基準に基づき、小学2年生と中学1年生についても、35人学級編成としています。図表21に示すとおり、本市の児童・生徒数は、小学校では昭和55年、中学校では昭和61年をピークに、現在は減少していますが、学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の学級編成の基準が少人数化してきたことから、1学校当たりの平均学級数は、児童・生徒数のピーク時と現在を比較した場合でも、大きな変動は見られていない状況です。

【図表16 小学校の児童数・学級数の推移】

	H20		H25		H29		R4			R9		
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	増減	学級数	児童数	増減	学級数
一小	716	20	722	22	919	26	1,112	193	-	1,194	275	-
二小	927	29	954	30	1,056	34	1,269	213	-	1,231	175	-
三小	825	25	816	24	805	23	838	33	-	907	102	-
四小	577	22	473	17	437	17	501	64	-	585	148	-
五小	498	18	542	21	649	24	749	100	-	814	165	-
六小	904	25	848	25	744	23	687	-57	-	521	-223	-
七小	410	12	410	13	360	12	323	-37	-	269	-91	-
八小	761	22	916	26	881	27	754	-127	-	715	-166	-
九小	468	17	396	15	449	17	464	15	-	480	31	-
十小	753	22	749	22	735	22	657	-78	-	585	-150	-
武蔵台小	334	11	285	11	312	11	330	18	-	363	51	-
住吉小	489	15	594	20	645	19	439	-206	-	410	-235	-
新町小	350	12	318	12	315	12	323	8	-	287	-28	-
本宿小	721	21	798	23	737	22	720	-17	-	779	42	-
白糸台小	561	18	540	17	493	16	480	-13	-	357	-136	-
矢崎小	361	12	335	12	351	12	435	84	-	445	94	-
若松小	695	20	656	20	707	22	684	-23	-	708	1	-
小柳小	615	20	652	22	656	22	584	-72	-	580	-76	-
南白糸台小	517	18	581	19	660	20	662	2	-	498	-162	-
四谷小	684	20	638	20	610	19	696	86	-	673	63	-
南町小	480	16	481	16	484	19	443	-41	-	381	-103	-
日新小	373	12	469	16	486	16	507	21	-	457	-29	-

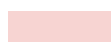
※ 平成20・25・29年度の児童数は特別支援学級を含む5月1日現在の数

※ 令和4・9年度の児童数は平成29年度時点の推計値

【図表17 中学校の生徒数・学級数の推移】

	H20		H25		H29		R4			R9		
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	増減	学級数	生徒数	増減	学級数
一中	539	17	550	20	594	19	729	135	-	805	211	-
二中	550	18	651	22	675	22	638	-37	-	646	-29	-
三中	522	15	613	17	634	17	646	12	-	697	63	-
四中	630	20	638	22	630	19	613	-17	-	586	-44	-
五中	479	14	530	15	498	15	441	-57	-	444	-54	-
六中	599	16	632	18	597	17	577	-20	-	559	-38	-
七中	353	10	291	9	259	8	254	-5	-	285	26	-
八中	445	12	576	15	703	19	757	54	-	761	58	-
九中	399	12	372	12	451	13	465	14	-	452	1	-
十中	214	7	300	10	341	10	375	34	-	378	37	-
浅間中	560	16	567	16	495	14	703	208	-	717	222	-

凡例



平成29年度と比較して増加

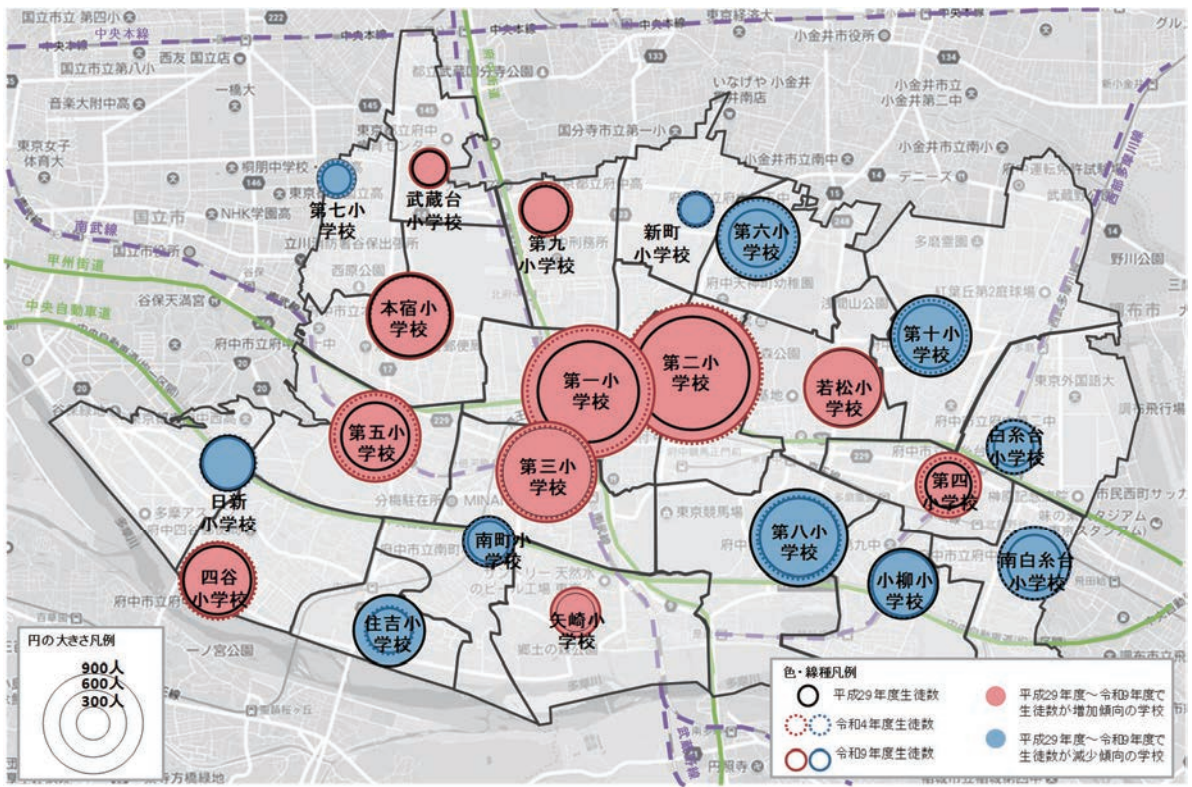


平成29年度と比較して減少

※ 平成20・25・29年度の生徒数は特別支援学級を含む5月1日現在の数

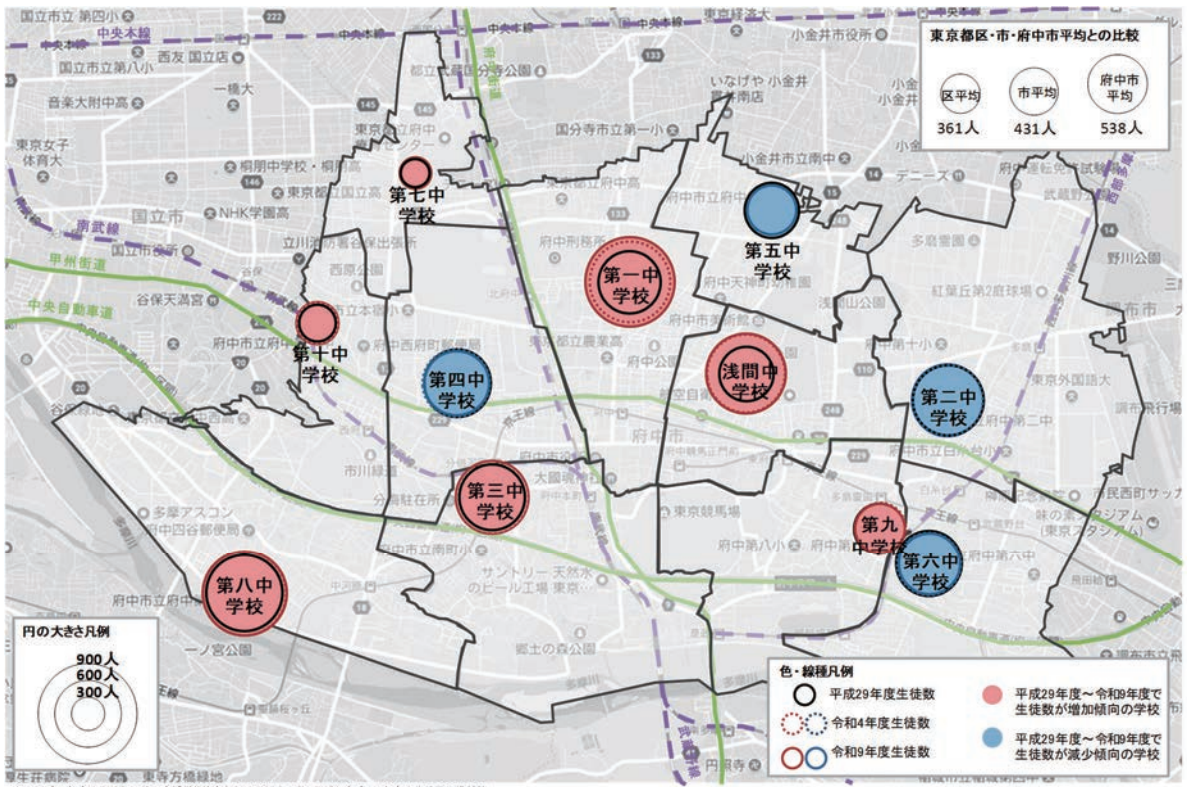
※ 令和4・9年度の生徒数は平成29年度時点の推計値

【図表18 小学校の児童数推計】



※ 平成29年度の児童数は特別支援学級を含む5月1日現在の数、令和4・9年度の児童数は、平成29年度時点の推計値
 ※ 「東京都区・市・府中市平均との比較」は「平成28年度 東京都における小中学校施設の現状」を引用

【図表19 中学校の生徒数推計】

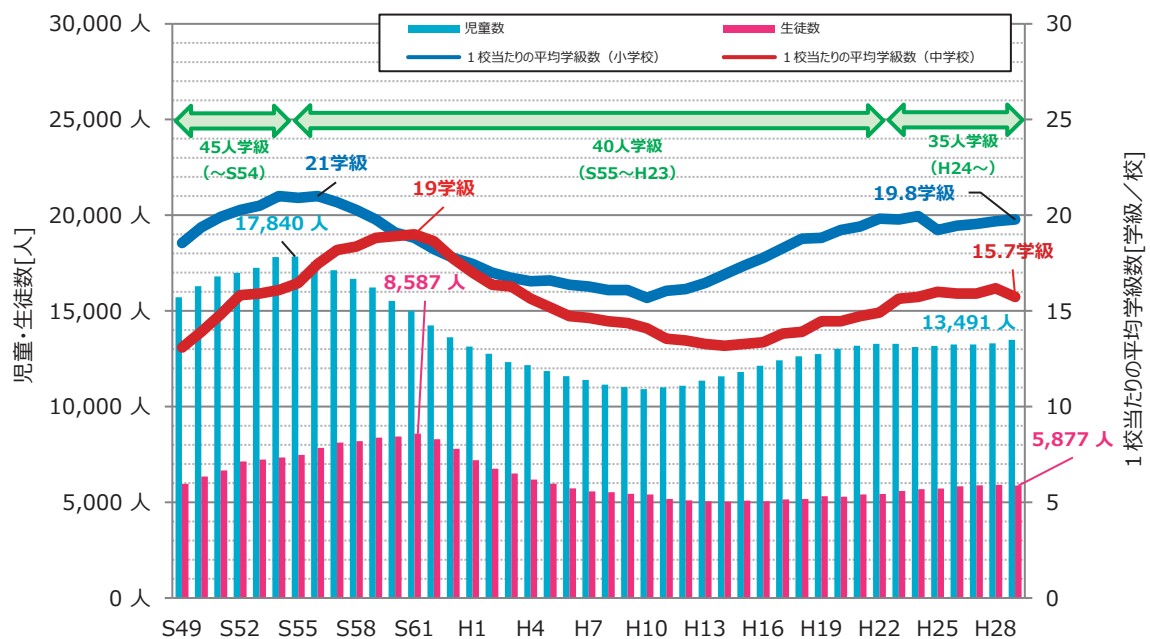


※ 平成29年度の生徒数は特別支援学級を含む5月1日現在の数、令和4・9年度の生徒数は、平成29年度時点の推計値
 ※ 「東京都区・市・府中市平均との比較」は「平成28年度 東京都における小中学校施設の現状」を引用

【図表20 増築及び仮設校舎の状況】

学校名	対応	設置期間	備考
本宿小	増築	平成21年度～	
五小	増築	平成28年度～	
二小	増築	令和元年度～	
若松小	仮設	平成18年度～	平成28年度に仮設校舎の建替え
六小	仮設	平成18年度～	
本宿小	仮設	平成21～28年度	リース期間満了後、取壊し
日新小	仮設	平成25年度～	平成30年度に仮設校舎の建替え
浅間中	仮設	平成21～28年度	リース期間満了後、取壊し

【図表21 小・中学校の学級数推移及び児童・生徒数の推移】



イ.課題

本市全体の児童・生徒数の現状より、5歳～14歳人口は短期的には増加し、その後緩やかに減少していく見込みであることから、児童・生徒数の増減に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備を行う必要があります。

図表16及び17に示すとおり、一小及び二小は更に大規模化し、七小及び新町小は更に小規模化していくことが見込まれるなど、大規模化及び小規模化が進むと以下のような影響が考えられます。このことから、本市の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理した上で、大規模化や小規模化が進んだ場合の対策を検討し、学校規模の適正化を図ることが必要となっています。

文部科学省が示す、学級規模の考え方は以下のとおりです。

- 12学級～18学級：標準的な規模
- 25学級～30学級：大規模校
- 31学級～：過大規模校

※ 学校教育法施行規則第41条によると、小学校の学級数は、12学級以上18学級以下が標準となっている。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

学級数が多くなると、以下の影響が考えられます。

- 学校行事などにおいて、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
- 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童・生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- 教員集団として、児童・生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- 児童・生徒1人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。

学級数が少なくなると、以下の影響が考えられます。

- クラス替えが全部又は一部の学年でできない場合がある。
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない場合がある。
- 教員を増員しないと、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態が取りにくい場合がある。
- クラブ活動や部活動の種類が限定される場合がある。
- 男女比の偏りが生じやすい場合がある。

出典：公立小学校・中学校の適正規模適正配置等に関する手引（文部科学省）

（2）校地全体の配置や広さについて

ア.現状

図表4及び5で示したとおり、校舎及び運動場の配置については、校地内の北側に校舎があり南側に運動場がある学校や、校地内の南側に校舎があり北側に運動場がある学校、その他に校舎と運動場が東西方向に配置されている学校など、配置に違いがある状況です。また、プールについても、全ての学校に設置しており、配置については、地上に設置されている学校と屋上に設置されている学校があります。

校地の面積や、児童・生徒1人当たりの校舎面積、運動場及び体育館の面積についても学校ごとに違いがあります。

校地の面積については、小学校では三小が約26,000m²と最も広く、若松小が約11,200m²と最も狭い状況で、中学校では一中が約25,600m²と最も広く、七中が約12,300m²と最も狭い状況です。

また、児童・生徒1人当たりの校舎面積については、小学校では九小が14.9m²/人と最も広く、二小が6.7m²/人と最も狭い状況で、中学校では十中が29.8m²/人と最も広く、八中が12.6m²/人で最も狭い状況です。

児童・生徒1人当たりの運動場及び体育館の面積についても、同様に学校ごとに差がある状況です。

イ.課題

学校ごとの建物配置によって、校舎内の教室の採光条件や温度環境及び児童・生徒1人当たりの校舎面積が異なっているため、学校ごとの教育環境に違いがあります。教育環境の公平性を担保するために、これらの違いをできる限り平準化する取組が必要です。

(3) 校舎内の諸室について

ア.現状

(ア) 普通教室の面積

本市では、標準的な基準がない中で、学校ごとに学校施設の整備を進めてきたこともあり、普通教室の大きさに違いがある状況です。近年の十小、三中、五中における改築前後の普通教室面積を例に示すと、図表22のとおり、改築後は普通教室面積などが増加しています。

なお、普通教室面積が大きくなることも、校舎面積が大きくなる一因となっています。

【図表22 近年改築した学校の校舎及び普通教室の改築前後の面積】

学校名	普通教室面積 (改築前)	普通教室面積 (改築後)	校舎面積 (改築前)	校舎面積 (改築後)	校舎面積の比較
十小	63㎡	64㎡	4,425㎡	6,966㎡	1.56倍
三中	63㎡	90㎡	6,101㎡	8,945㎡	1.47倍
五中	63㎡	90㎡	6,146㎡	8,571㎡	1.43倍

出典：学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに向けて（府中市）

（イ）諸室の種類及び室数

本市における、学校教育に必要な諸室の設置状況は図表23及び24に示していますが、現在、学校ごとに設置されている諸室については、種類や設置数に違いがある状況です。

図表21に示したとおり、本市では昭和50年代から平成の初めにかけて、児童・生徒数が減少したことに伴い、普通教室の数に余裕が生まれたことから、その空いた教室を活用し、教育方法の多様化などに対応する部屋として、多目的室やコンピュータ室、児童・生徒の交流の場としてランチルームなどの部屋を整備してきました。また、平成16年度からは、児童・生徒の学習の習熟度に合わせ、少人数によるきめ細やかな指導を行うため、小学校では算数、中学校では数学と英語で、少人数・習熟度別指導を実施しており、そのために必要となる学習室を整備してきました。

その後、各学校の児童・生徒数の増減状況によって、空いた教室を活用して設置したランチルームや多目的室などの諸室を、改めて普通教室へ戻したことにより、学校ごとに設置されている諸室の種類や室数について差が生じています。

【図表23 小学校の諸室構成】

		普通教室関係		特別教室関係														管理諸室関係										その他													
		普通教室	学習室	理科室	理科準備室	音楽室	音楽準備室(楽器庫)	家庭科室	家庭科準備室	視聴覚室	視聴覚準備室	コンピュータ室	図書室	図書準備室(司書室)	図工室	図工準備室	生活科室	教育相談室	職員室	事務室	校長室	用務員室	保健室	印刷室	防災倉庫	職員更衣室(男女別)	放送室	会議室	応接室	給湯室	配膳室	ランチルーム	オープンスペース	多目的室	郷土資料室	和太鼓室	児童会室	児童用更衣室	放課後子ども教室	P T A室	
一	小	26	2	2	2	3	2	1	1			1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	4	2	3								1
二	小	30	3	2	1	2	1	1			1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	4										1	
三	小	23	4	1	2	2	3	1	1			1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7									1	1	
四	小	13	2	1	1	1	1	1			1	1	1	1	2		1	1	1	1	1	1	1	2	1			1	4	2		1			1			1	1		
五	小	19	1	1	1	2	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1			1	3								1	1		
六	小	23	3	1	1	2	2	1	1			1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1			1	3			1	1					1	1		
七	小	12	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	6	1					1	1	1	1		
八	小	27	2	1	1	2	1	1	1			1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	6			1						1	1		
九	小	13	2	1	1	2	2	1	1			1	1	1	1	2		1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	7			3			1		1	1	1		
十	小	22	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		1	1	4	1		3		1	1	2		1	1		
武蔵台	小	11	3	1	1	2	2	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1			4	2	1		1		1		1	1	1		
住吉	小	19	1	1	1	2	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	4	1	1	1							1	1	
新本宿	小	12	2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1								1	1		
白糸	小	16	1	1	1	1	1	1	1			1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1			4	1				1				1	1		
矢崎	小	12	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1			4	1		1						1	1		
若松	小	22	2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1			1	4	1		2					1	1		
小柳	小	19	2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1	4	1							1	1	1		
南白糸	小	20	2	1	1	2	2	1	1			1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	4	1					1		1	1	1		
四谷	小	19	1	1	2	2	2	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	4	1		1		1			1	1	1		
南町	小	16	2	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1								1	1		
日新	小	16	1	1	1	2	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	4	1	1								1	1	
総計		412	43	24	25	38	31	22	22	3	3	22	11	24	20	24	28	5	19	22	22	22	5	22	22	4	44	22	16	5	19	95	14	10	16	2	2	6	5	13	21

出典：平成29年度公立学校施設台帳（府中市）

【図表24 中学校の諸室構成】

		普通教室関係		特別教室関係														管理諸室関係										その他											
		普通教室	学習室	理科室	理科準備室	音楽室	音楽準備室(楽器庫)	家庭科室	家庭科準備室	視聴覚室	視聴覚準備室	コンピュータ室	図書室	図書準備室(司書室)	美術室	美術準備室	技術室	技術準備室	教育相談室	進路資料・指導室	職員室	事務室	校長室	保健室	用務員室	印刷室	防災倉庫	体育倉庫	職員更衣室(男女)	放送室	会議室	応接室	給湯室	配膳室	多目的室	生徒会室	和室	P T A室	
一	中	15	4	3	3	2	2	2	2			1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3					1	1	1
二	中	18	5	3	2	2	3	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4							1	1	1
三	中	17	1	2	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3								1	1	1
四	中	16	3	3	3	2	3	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2		1	1	1	1	5						1		1	1
五	中	15	5	2	1	2	1	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1							1	1	1
六	中	17	3	2	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7								1	1	1	
七	中	8	6	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1	1							1	1	1
八	中	19	4	3	3	2	2	2	2	1		1	1	1	2	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1	4									1	1	1
九	中	13	2	2	1	3	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	4								1	1	1
十	中	10	2	2	2	2	2	2	2	1		1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4									1	1	1
浅間	中	14	5	2	2	2	2	2	2			1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4										1	1
総計		162	40	26	21	23	23	22	22	10	8	11	8	11	11	21	19	23	12	12	6	11	11	11	11	5	12	3	3	11	11	9	1	11	46	3	10	8	11

出典：平成29年度公立学校施設台帳（府中市）

必要諸室数の集計時の条件（図表23・24）

（小・中学校共通事項）

- ① 学校生活の基本となる校舎棟の諸室について整理を行っています。
- ② 体育館、武道場、プール、屋外倉庫などの諸室は含んでいません。
- ③ 特別支援関係の諸室は含んでいません。
- ④ 「○」表示は、普通教室の余裕が生じた際に転用・改修してきたものが多い諸室を示しています。
- ⑤ 「特別教室関係」の「準備室」について、本教室内に準備室機能（ブース）がある学校は数値化されていない場合があります。
- ⑥ 複数の用途で兼用されている諸室については、主たる目的で使用されている諸室に分類しています。

（小学校のみの事項）

- ① 「放課後子ども教室」専用諸室がない学校は、オープンスペース、ランチルーム、家庭科室、音楽室を活用しています。
- ② 「配膳室」は各階に配置されているため3～4室の学校が多いが、北校舎と南校舎の2棟が配置されている学校については6～7室となっています。
- ③ 「教育相談室」がない学校は、学習室、応接室、ランチルームを活用しています。
- ④ 「給湯室」がない学校は、事務室内の給湯スペースや電気ポットなどを活用しています。
- ⑤ 「PTA室」がない学校は、給湯室内の会議スペースを活用しています。

（中学校のみの事項）

- ① 「生徒会室」がない学校は、普通教室やコンピュータ室を活用しています。

（ウ） 諸室の設備

図表25に空気調和設備の設置状況を示します。小・中学校共に全ての普通教室で設置が完了しています。また、その他諸室では、特別教室などの児童・生徒が日常的に活動している諸室への設置が完了しています。

なお、体育館については、令和元年度に全小学校で設置を行っています。

【図表25 空気調和設備の設置室数（令和元年10月1日時点）】

	普通教室	その他諸室	体育館・武道場
小学校	478	534	22
中学校	193	413	0
合計	671	947	22

イ.課題

現状では、学校ごとに普通教室の大きさ、諸室の種類、室数などの教育環境に違いがあることから、公立学校としての性質に鑑み、できる限り公平な教育環境を整える必要があります。

また、空気調和設備の整備については、近年の夏場の温度上昇により、体育や集会、部活動などの学校運営に支障をきたしていることから、現在、未設置となっている中学校の体育館及び武道場への設置について検討する必要があります。

(4) 学校独自の教育について

ア.現状

本市では、学校ごとに地域の伝統や文化活動に根ざした学校独自の教育を進めています（図表26参照）。図表27に示すとおり、伝統・文化などの活動がある学校として、府中囃子に取り組んでいる小学校は11校、中学校は1校、農業体験に取り組んでいる小学校は20校、中学校は4校と、活動が盛んな状況です。

また、特色のある施設として、一小には郷土資料館、日新小、住吉小には相撲場、一中には天体観測ドームなどがあるほか、八小のピロティのように建物の形状をいかし、様々な用途で活動を行っている学校もあります（図表26参照）。

【図表26 学校独自の教育】

①伝統・文化等の活動



三中の和太鼓

本宿小の府中囃子

三小の稲作体験

②特色のある施設



白糸台小の校庭芝生化



五小の飼育小屋

【図表27 伝統・文化等の活動がある学校（平成25年度）】

活動内容	小学校	中学校
太鼓	9校	5校
府中囃子	11校	1校
その他（琴・茶等）※	3校	6校
農業体験	20校	4校

出典：第2次府中市学校教育プラン（平成26年）

※その他・・・茶道室（三中など）、和太鼓室（十小）、楽焼小屋（二小など）

イ.課題

地域の伝統や文化活動に根ざした学校独自の取組や特色のある施設は、全学校共通で定められるものではなく、学校ごとの整備を進める中で、学校や地域住民の意見を十分踏まえ、その取組に必要な施設整備を検討する必要があります。

5.新たな教育ニーズへの取組と課題

現状

- ☑特別支援教育、小中連携・一貫教育制度、ICT教育への取組が進められています。



課題

- ☑特別支援教育、小中連携・一貫教育制度、ICT教育の、今後の動向を踏まえた学校施設の整備を行っていく必要があります。

(1) 特別支援教育への取組について

本市は、特別支援教育の取組として、通常の学級における特別支援教育、特別支援学級、通級指導学級及び特別支援教室の4つの取組を進めています。

ア.現状

(ア) 通常の学級における特別支援教育

通常の学級における特別支援教育では、通常の学級において、障害のある子供と障害のない子供が授業や行事などでの交流活動を通じ、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ場を設けています。

学校施設においては、平成15年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が改正され、それ以降に建設された学校施設では、学校施設内の移動の円滑化や誰もが利用しやすいトイレを設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に基づいた教育環境を整備しており、通常の学級へ通学しやすい環境を整備しています。本

市の小・中学校における、ユニバーサルデザインの視点に立った教育環境の整備の状況は図表28のとおりです。

【図表28 本市のバリアフリーへの取組状況】

	小学校	中学校
エレベーター	3校 (十小、本宿小、若松小)	6校 (二中、三中、五中、六中、七中、浅間中)
誰でもトイレ (車いす・オスト メイト対応)	6校 (二小、五小、十小、本宿小、若松小、日新小)	5校 (二中、三中、五中、十中、浅間中)

(イ) 特別支援学級

特別支援学級については、知的障害の児童・生徒を対象にしており、特別支援学級に在籍する子供たちは、通常の学級に籍を置かず、知的障害の子供たちのための通常とは異なる教育課程による教育を受けています。図表29及び30に示すとおり、特別支援学級の設置校は、小学校で6校、中学校で3校となります。また、例として、図表31に二小の特別支援学級における諸室構成を示します。二小は、4学級設置されていますので、普通教室として通常の学級の半分の大きさの教室を4教室、通常の学級と同じ大きさのプレイルームとして1教室、職員室を1室設置しています。

(ウ) 通級指導学級

通級指導学級については、図表29及び30に示すとおり、言語障害、難聴及び情緒障害等の学級を設置しています。通級指導学級に通う子供は、通常の学級に在籍し、基本的に授業は通常の学級で受けます。障害の実態に応じ、週1時間から8時間、通級指導学級の設置校に移動し、特別な指導（自立活動）を受けます。なお、情緒障害等については、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、図表32のとおり、平成29年度から現在の通級指導学級から特別支援教室へ移行を進めており、小学校では平成30年度に、全ての学校で移行が完了しています。

また、中学校では、令和元年度から移行を進めています。

(エ) 特別支援教室

特別支援教室は、これまでの情緒障害等通級指導学級の指導を全ての市立小・中学校に指導教室を設置して、教員が巡回して指導を行うものです。

特別支援教室の対象は、情緒障害、自閉症、学習障害及び注意欠陥多動性障害の子供が対象となります。

また、特別支援教室を利用する子供は、通級指導学級と同様に通常の学級に在籍し、基本的には通常の学級で授業を受けます。

なお、通級指導学級から特別支援教室へ移行するに当たって、図表33に示すとおり、平成29年度から各学校で特別支援教室の整備を順次進めており、小学校では平成30年度に、全ての学校で移行が完了しています。

また、中学校では、令和元年度から移行を進めています。

イ.課題

特別支援教育については、平成19年度から、学校教育法を含め、障害者に関する法改正が行われ、子供たちの自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに対応した多様な教育の場を整えていくことが求められています。

このことから、老朽化対策を実施した新たな学校においては、障害の有無などに関わらず、誰もが利用しやすく、学ぶことができる教育環境を整備するとともに、全ての児童・生徒や教職員が学校生活を送る中で、交流が図れる学校施設の整備を確実に進めていく必要があります。

また、既存校舎においても、できる限り特別支援教育を踏まえた学校施設の整備を推進する必要があります。

【図表29 本市の特別支援教育の設置校と在籍状況（小学校）】

	特別支援学級		通級指導学級				特別支援教室	
	知的障害		言語障害		難聴			
一小			3学級	44人			巡回校	33人
二小	4学級	21人					巡回校	25人
三小							拠点校	32人
四小	4学級	26人					巡回校	14人
五小	6学級	43人					巡回校	14人
六小							巡回校	15人
七小							巡回校	9人
八小							拠点校	19人
九小	3学級	22人					拠点校	4人
十小							巡回校	21人
武蔵台小							巡回校	13人
住吉小			3学級	42人	1学級	5人	拠点校	11人
新町小							巡回校	5人
本宿小							巡回校	16人
白糸台小							巡回校	20人
矢崎小							巡回校	9人
若松小							巡回校	20人
小柳小	3学級	24人					巡回校	15人
南白糸台小							拠点校	20人
四谷小							巡回校	11人
南町小	3学級	22人					巡回校	17人
日新小							巡回校	9人
合計	23学級	158人	6学級	86人	1学級	5人	拠点5校 巡回17校	352人

※ 学級数・児童数は令和元年5月1日現在

【図表30 本市の特別支援教育の設置校と在籍状況（中学校）】

	特別支援学級		通級指導学級				特別支援教室	
	知的障害		言語障害		難聴		情緒障害等	
一中	5学級	33人					巡回校	8人
二中	4学級	25人					巡回校	6人
三中							34人 拠点校	13人
四中	4学級	32人						
五中								
六中								
七中								
八中								
九中								
十中								
浅間中								
合計	13学級	90人					34人 拠点1校 巡回2校	27人

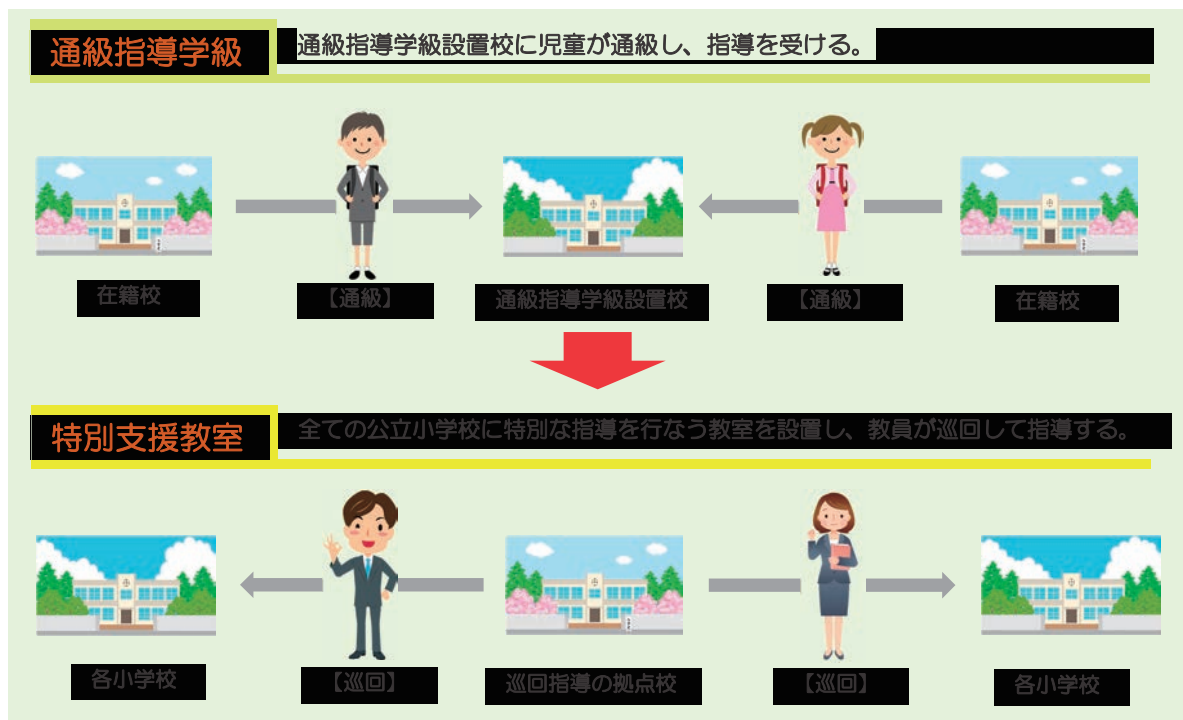
※ 学級数・生徒数は令和元年5月1日現在

【図表31 特別支援学級の諸室構成】

二小の特別支援学級

用途	大きさ	室数	備考
普通教室	約32㎡（縦約4m×横7.8m）	4	通常の学級の半分の大きさ
プレイルーム	約64㎡（縦約8m×横7.8m）	1	通常の学級と同じ大きさ
職員室	約32㎡（縦約4m×横7.8m）	1	通常の学級の半分の大きさ

【図表32 通級指導学級と特別支援教室の概要（小学校の場合）】



※ 中学校も同様

【図表33 特別支援教室の実施状況】

	小学校	中学校
平成29年度	4校（一小、三小、五小、矢崎小）	—
平成30年度	18校（二小、四小、六小、七小、八小、九小、十小、武蔵台小、住吉小、新町小、本宿小、白糸台小、若松小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小）	—
令和元年度	—	3校（一中、二中、三中）

(2) 小中連携・一貫教育制度への取組の現状と課題

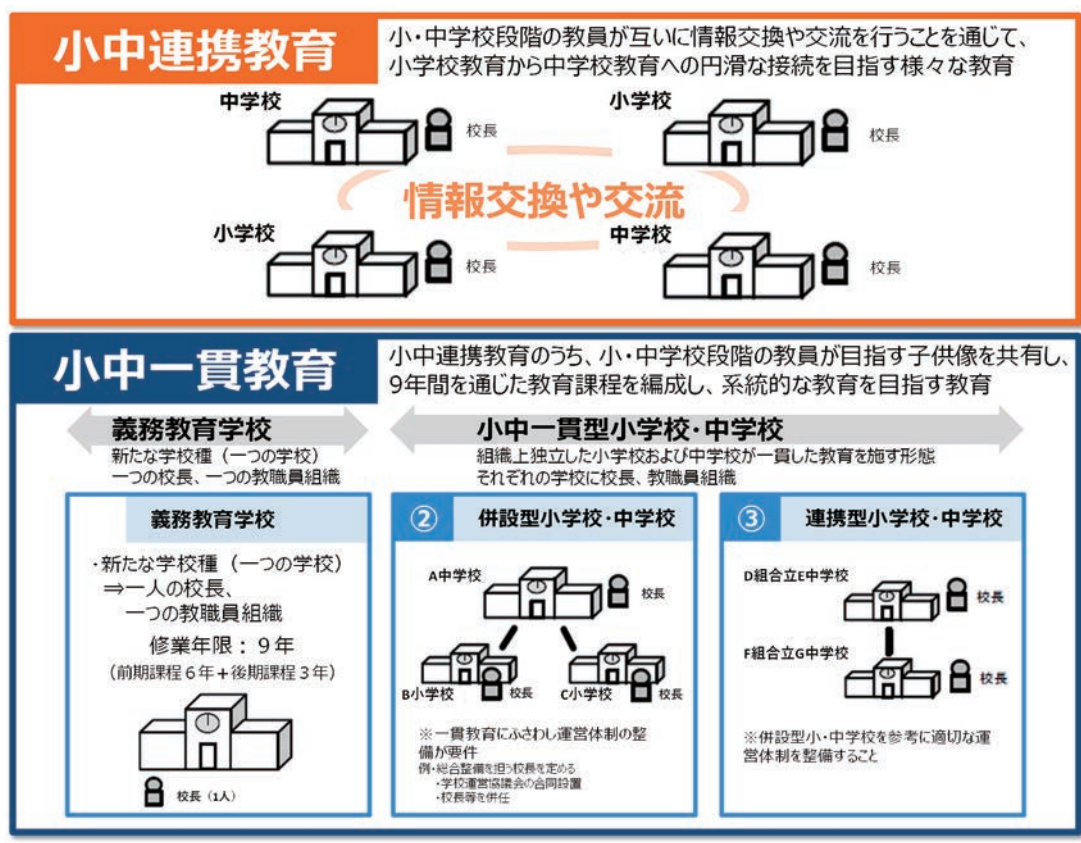
ア.現状

小中連携・一貫教育制度とは、小学1年生から中学3年生までの9年間を一貫した教育理念に基づき、指導を行っていくものです。小中連携・一貫教育制度の導入効果として、国の研究によると、組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）や、小学校から中学校への移行時に、新しい環境での学習や生活に適応できず、不登校などになることで、結果として、学力の低下につながってしまう、いわゆる「中1ギャップ」の解消が期待されています。

図表34のとおり、小中連携・一貫教育制度は、小中連携教育と小中一貫教育の2つに分類されます。小中連携教育は、小・中学校の教員が情報交換や交流を通じて、児童・生徒の情報を共有し、小学校から中学校へ円滑に移行させる取組となります。一方で、小中一貫教育は、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して教育を行うもので、小学校と中学校を一体化した施設を設置する場合もあります。

本市の小中連携・一貫教育制度としては、現在、小中連携教育を実施しており、小中一貫教育は実施していません。

【図表34 小中連携・一貫教育制度の概要】



イ.課題

今後、本市の小中連携・一貫教育制度の方向性として、小中一貫教育制度の導入の検討が進められた場合には、学校施設として、施設の在り方などについて、検討する必要があります。

(3) ICT教育への取組について

ア.現状

本市では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT教育環境の整備を進めています。

図表35に示すとおり、平成21年度に、全校で各フロアに1台ずつ46インチ大型ディスプレイを整備しました。しかしながら、大型ディスプレイは経年により更新時期を迎えており、ディスプレイやプロジェクターなどの新しい大型提示装置の整備に向けて、平成30年度に三小、矢崎小、八中をモデル校とし、先行して大型提示装置を整備するとともに、40台の児童・生徒用タブレットパソコン（充電機能付き保管庫を含む）を導入しています。

なお、小学校では令和元年度に全ての学校に大型提示装置及び児童用タブレット端末を導入しています。

【図表35 ICT教育に係る整備状況】

年度	内容	対象学校
平成21年度	46インチ大型ディスプレイを整備	全校
平成30年度	大型提示装置 及び児童・生徒用タブレット端末の導入	モデル校 (三小、矢崎小、八中)
令和元年度	大型提示装置 及び児童用タブレット端末の導入	小学校20校

イ.課題

ICT機器等が目まぐるしく進歩していく中で、教育におけるICT機器の活用が更に多様化することも見込まれることから、今後のICT教育の方向性を踏まえ、学校施設の整備を行っていく必要があります。

6.地域拠点としての学校施設の現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

学校施設の現状と課題

現状

- ☑ 府中市地域防災計画にて、学校施設は災害時の一次避難所としての役割を果たす必要があります。
- ☑ 一部の教室、校庭、体育館、武道場の地域開放を行っています。
- ☑ 学童クラブ及び放課後子ども教室については、一部の学校を除き学校敷地内で運営しています。



課題

- ☑ 一次避難所として、高齢者や要援護者への配慮、最低限のインフラ整備、避難所運営に配慮した施設を整備する必要があります。
- ☑ 更なる地域開放の拡充に向けて、地域開放範囲の拡大や校舎内のセキュリティ確保を考慮した施設を整備する必要があります。
- ☑ 放課後子ども教室の設置場所の確保や、学童クラブにおいては、国が放課後子ども教室との連携などを求めており、校地外の施設を校地内に取り込む必要があります。

(1) 一次避難所としての学校施設について

ア.現状

「府中市地域防災計画」にて、図表36に示すとおり、本市の震災時における諸条件が定められていますが、学校施設については、震災が発生した場合、学校施設は身の危険を及ぼす事象が収束されるまでの間、校庭については指定避難場所に位置付けられており、その後、自宅損壊等により一時的に生活場所の確保が困難な市民を受け入れ、保護するため、図表37のとおり、学校施設の体育館が一次避難所に位置付けられています。

同様に、風水害における諸条件も定められており、学校施設は風水害時においても避難所として指定されていますが、浸水想定区域内に位置する三小、八小、住吉小、矢崎小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小、三中、六中、八中及び九中については、風水害時の場合には、避難場所には指定されていません。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に位置する五小及び十小についても土砂災害時の場合には避難場所に指定されていません。なお、風水害時にも土砂災害の危険を伴うおそれがあるため、避難所の開設は行いません。

さらに、学校施設は、備蓄物資、寄託物資及び支援物資の配給場所としても活用されることとなります。

災害時に活用できる学校施設の主な設備は図表38のとおりとなります。また、災害時に現在の学校施設を利用した場合には、以下のような現状が見込まれます。

災害時の利用を想定した場合の学校施設の現状

<インフラに関すること>

- 非常用発電設備は、小型の非常用発電機しか設置されていない。
- 体育館に洋便器や障害者用トイレが設置されていない。
- テレビアンテナなどの通信設備が整備されていない。

<避難所運営に関すること>

- 体育館の入り口に受付を設けるスペースがない。
- 防災倉庫と体育館が離れている。
- 体育館が2階や地下にある学校では、高齢者や足の不自由な方が移動しづらい。
- 温熱環境などに配慮した要援護者向けの避難所スペースがない。

【図表36 本市の震災時における諸条件】

最大震度	震度6強
避難者想定	最大で6万1,500人
ライフライン回復目標	電気で7日間、通信で14日間、上下水道が30日間、ガスが60日間、し尿収集車の収集・運搬が困難となるのが3日間
一次避難所開設期間	原則7日間
応急物資備蓄量	原則3日分

出典：府中市地域防災計画

【図表37 一次避難所の状況】

【小学校】

収容施設名	収容可能面積 (㎡)	一時収容 (人)	長期収容 (人)	体育館 (㎡)
一小	735	891	445	735
二小	592	718	359	592
三小	593	719	359	593
四小	592	718	359	592
五小	592	718	359	592
六小	592	718	359	592
七小	592	718	359	592
八小	593	719	359	593
九小	592	718	359	592
十小	592	718	359	592
武蔵台小	585	709	355	585
住吉小	577	699	350	577
新町小	590	715	358	590
本宿小	590	715	358	590
白糸台小	579	702	351	579
矢崎小	607	736	368	607
若松小	617	748	374	617
小柳小	596	722	361	596
南白糸台小	586	710	355	586
四谷小	675	818	409	675
南町小	606	735	367	606
日新小	637	772	386	637

出典：府中市地域防災計画

【中学校】

収容施設名	収容可能面積 (㎡)	一時収容 (人)	長期収容 (人)	体育館 (㎡)
一中	1,672	2,027	1,013	1,672
二中	2,835	3,436	1,718	2,835
三中	2,789	3,381	1,690	2,789
四中	2,459	2,981	1,490	2,459
五中	2,956	3,583	1,792	2,956
六中	2,829	3,429	1,715	2,829
七中	2,806	3,401	1,701	2,806
八中	1,673	2,028	1,014	1,673
九中	1,101	1,335	667	1,101
十中	1,119	1,356	678	1,119
浅間中	1,127	1,366	683	1,127

【図表38 災害時に活用できる主な設備】

設備名	学校名
ガスバルク	全小学校
災害用防火貯留槽	全中学校
太陽光発電設備	十小、三中、五中

イ.課題

一次避難所である学校施設の課題として、高齢者や要援護者、妊娠をしている女性など、配慮が必要な人も避難してくることから、避難所の動線やスペース、温熱環境などに配慮した施設を整備する必要があります。

また、インフラについては、「府中市地域防災計画」の被害想定やライフライン回復目標に基づき、避難所運営が円滑に行えるよう施設を整備する必要があります。

なお、避難所としての機能を向上させるために整備する設備については、平常時の学校運営での使用の可否を費用対効果を踏まえて、十分に検証する必要があります。

(2) 学校施設の地域開放について

ア.現状

学校施設の地域開放については、以下に示すとおり、各種法令によって、定められています。また、本市では、府中市立学校施設使用条例において、使用できる学校施設の範囲を定めています。

●教育基本法

第12条の2

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

●学校教育法

第137条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

●社会教育法

第44条

学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

●スポーツ基本法

第13条

学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

●府中市立学校施設使用条例

第2条

使用できる学校施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 教室（府中市教育委員会が指定する教室に限る。）
- (2) 校庭
- (3) 体育室
- (4) 武道場

地域開放とは、学校教育上、支障のない範囲で、学校施設を地域住民に開放することであり、本市では児童・生徒が利用する教室・校庭・体育館・武道場を地域住民も利用しています。

また、「学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに係る基本方針」では、地域プールについては市民総合プール及び美好水遊び広場への集約

化を進めていますが、地域プールへの市民ニーズの高まりを確認した場合には、学校プールの開放を検討することとされています。なお、平成30年度に十中の学校プールの地域開放を試行的に実施しています。

教室、校庭、体育館、武道場における地域開放の状況については、図表39及び40に示しています。

校庭や体育館、武道場については、小・中学校ともに、平日は学校が授業や部活動で使用していない夜間の時間帯で地域開放を行っています。休日は、小学校では終日、地域開放を行っています。中学校は部活動があるため地域開放を行える時間が限られています。

教室については、セキュリティ区画が設けられている教室がある一部の学校などでは、学校が授業等で使用していない時間帯で地域開放を行っていますが、ほとんどの学校で地域開放を行っていません。

また、校庭については、夜間照明を設置している日新小、一中、二中、七中の4校については、夜間の時間帯も地域開放を行っています。

【図表39 本市の学校施設の開放状況（平日）】

		小学校	中学校
校庭	日中 (8~17時)	×	×
	夜間 (19~21時)	▲	▲
体育館		● (17~21時に開放)	● (19~21時に開放)
武道場 (19~21時)		—	●
教室	音楽室	▲ (教職員のいる時間のみ活用している学校がある)	▲ (セキュリティ区画を設けている学校で開放している場合がある)
	和室	—	×
	家庭科室	▲ (教職員のいる時間のみ活用している学校がある)	×
	楽焼小屋	×	×

平成30年度の学校施設の地域開放状況

●：全校で地域開放を実施 ▲：一部の学校で地域開放を実施 ×：地域開放をしていない

【図表40 本市の学校施設の開放状況（休日）】

		小学校	中学校
校庭	日中 (8~17時)	●	×
	夜間 (19~21時)	▲	▲
体育館		● (8~21時に開放)	● (19~21時に開放)
武道場		—	●
教室	音楽室	×	▲ (セキュリティ区画を設けている学校で開放している場合がある)
	和室	—	×
	家庭科室	▲ (教職員のいる時間のみ活用している学校がある)	×
	楽焼小屋	▲ (校舎と別棟のため開放している学校がある)	▲ (校舎と別棟のため開放している学校がある)

平成30年度の学校施設の地域開放状況

●：全校で地域開放を実施 ▲：一部の学校で地域開放を実施 ×：地域開放を未実施

イ.課題

学校施設の地域開放については、学校施設を有効に活用していくため、学校教育上支障のない範囲で、地域開放を更に拡充していく必要があります。

そのためには、児童・生徒の安全の確保や学校が所有する個人情報の保護など、セキュリティを確保した学校施設の整備を行っていく必要があります。

(3) 学校施設の複合化について

ア.現状

学校施設の複合化とは、学校と同じ敷地内に、学校以外の別の施設や機能を設置することであり、児童・生徒が学校に通っている時間帯においても地域住民などがその施設を利用することができます。

文部科学省によると、学童クラブや放課後子ども教室及び防災倉庫などの施設を、学校の校地内や校舎内に設置することが、複合化とされています。

本市の学校施設では、防災倉庫については、全ての学校で校地内に設置されています。また、図表4-1に示すとおり、令和元年度における学童クラブ及び放課後子ども教室の設置状況では、学童クラブについては一部の学校で校地の外に設置されており、放課後子ども教室については学校ごとに設置場所が異なります。

なお、学童クラブ及び放課後子ども教室については、現在、文部科学省及び厚生労働省で、放課後対策を総合的に推進するため、「放課後子ども総合プラン」を策定し、「学校施設を徹底活用した実施促進」や「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施」などを推進することとしています。

【図表4-1 学童クラブ、放課後子ども教室の現状（令和元年度）】

小学校	学童クラブの場所		放課後子ども教室の場所	
	校地内	校地外	諸室名	階数
一小	○		オープンスペース	1 F
二小	○		理科室	1 F
三小	○		放課後子ども教室	2 F
四小		○	ランチルーム	3 F
五小	○		放課後子ども教室	3 F
六小		○	放課後子ども教室	1 F
七小	○		放課後子ども教室	2 F
八小	○		放課後子ども教室	1 F
九小	○		放課後子ども教室	1 F
十小	○		ランチルーム	1 F
武蔵台小	○		放課後子ども教室	2 F
住吉小	○		オープンスペース	1 F
新町小	○		放課後子ども教室	1 F
本宿小	○		放課後子ども教室	1 F
白糸台小	○		ランチルーム	3 F
矢崎小	○		ランチルーム	1 F
若松小		○	放課後子ども教室	1 F（仮設）
小柳小	○		会議室	2 F
南白糸台小		○	放課後子ども教室	1 F
四谷小		○	音楽室	1 F
南町小	○		多目的室	1 F
日新小	○		放課後子ども教室	1 F（仮設）
計	17校	5校		

※ 放課後子ども教室の諸室名は学校施設台帳から引用

イ.課題

学校施設の複合化の課題については、学童クラブでは、国が放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施や、学校施設の活用を求めていることから、校地外にある学童クラブをできる限り校地内に取り込むことが必要となっています。また、放課後子ども教室では安定的な事業運営を行うために、年度ごとの学校の各諸室の使用状況に左右されないよう、安定的に使用できる実施場所の確保が必要となっています。

現在の本市の学校施設については、1校当たりの児童・生徒数が多く、また、1人当たりの校舎面積が小さいことから、他の公共施設との複合化については難しい現状となっていますが、将来児童・生徒数が大きく減少し、校地に余裕が見込まれる場合には、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、他の公共施設との複合化について検討していく必要があります。

1. 老朽化対策の検討に当たって

本市の老朽化対策の検討に当たって、鉄筋コンクリート造の耐用年数や老朽化対策の手法に関する一般的な考え方を整理しました。

(1) 学校施設における鉄筋コンクリート造の耐用年数について

現在の本市の市立小・中学校に建築されているほとんどの校舎は、鉄筋コンクリート造となっています。

老朽化対策の実施に当たっては、既存校舎の老朽化対策の実施時期の目安として、鉄筋コンクリート造の耐用年数を設定することが必要となります。

鉄筋コンクリート造の耐用年数については、日本建築学会が「物理的耐用年数」、「目標耐用年数」という2つの耐用年数の考え方を示しています。

ア. 物理的耐用年数

日本建築学会「建築標準工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」では、設計時に定めたコンクリートの耐久設計基準強度に基づき、物理的な耐用年数を示しています。

図表42のとおり、計画供用期間の級は、耐久設計基準強度が18N/mm²以上の場合は短期、24N/mm²以上の場合は標準と位置付けられます。

大規模補修不要予定期間は、「局部的で軽微な補修を超える大規模な補修を必要とすることなく鉄筋腐食やコンクリートの重大な劣化が生じないことが予定できる期間」を言い、18N/mm²では30年、24N/mm²で65年、30N/mm²で100年とされています。また、供用限界期間は、「継続使用のためには骨組みの大規模な補修が必要となることが予想される期間」を言い、18N/mm²以上で65年、24N/mm²以上で100年とされています。

【図表42 鉄筋コンクリート造の物理的耐用年数】

耐久設計基準強度	計画供用期間の級	大規模補修不要 予定期間	供用限界期間
36N/mm ² 以上	超長期	200年	—
30N/mm ² 以上	長期	100年	200年
24N/mm ² 以上	標準	65年	100年
18N/mm ² 以上	短期	30年	65年

出典：建築物の耐久性計画に関する考え方（日本建築学会）

イ.目標耐用年数

日本建築学会「建築物の耐久性計画に関する考え方」では、建物の用途と構造により、等級を設定し、その等級に基づきコンクリートの目標耐用年数を示しています。

図表43のとおり、用途が「学校」で、構造が「普通品質の鉄筋コンクリート造」の場合、等級が「Y₀60以上」となります。

また、等級が「Y₀60以上」の場合、図表44のとおり、目標耐用年数の範囲は「50～80年」、代表値が「60年」とされています。

【図表43 建物全体の望ましい目標耐用年数の級】

用途	鉄筋コンクリート造/ 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造/ れんが造	木造
	高品質 の場合	普通品質 の場合	重量鉄骨		軽量 鉄骨		
			高品質 の場合	普通品質 の場合			
学校	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 60以上

出典：建築物の耐久性計画に関する考え方（日本建築学会）

【図表44 建物全体の望ましい目標耐用年数の級の区分】

年数級 (Y ₀)	目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
Y ₀ 100		100年	80～120年	80年
Y ₀ 60		60年	50～80年	50年
Y ₀ 40		40年	30～50年	30年

出典：建築物の耐久性計画に関する考え方（日本建築学会）

(2) 老朽化対策の手法について

老朽化対策の手法については、次のとおり、大きく分けて改築、長寿命化改修及び大規模改修の3つがあります。それぞれの手法の概要を図表45に示します。

ア.改築

改築とは、既存建物の一部又は全てを新しい建物へ建て替える整備手法を言います。日本建築学会によると、鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、建物の目標耐用年数は50～80年（代表値は60年）とされていることから、築年数が50年を超える学校では一般的には合理的な整備手法であると考えられます。

改築をすることにより、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するだけでなく、少人数・習熟度別指導などの教育内容の多様化やICT教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインに配慮することなど、社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設に建て替えることができます。

イ.長寿命化改修

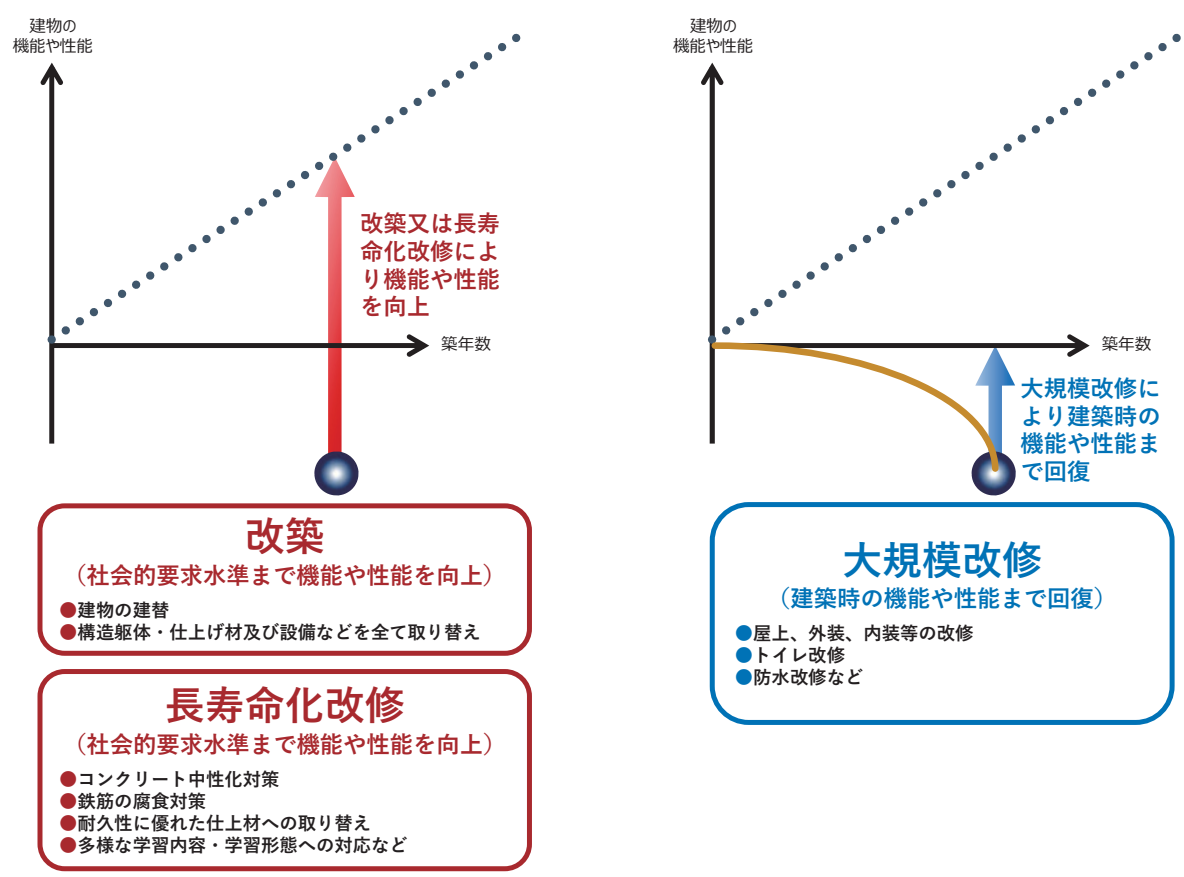
長寿命化改修とは、老朽化した既存建物を将来にわたって長く使用するため、既存建物の骨組み等を残したまま、改築と同様に、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するとともに、少人数・習熟度別指導などの教育内容の多様化やICT教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインに配慮することなど、社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設に改修する整備手法をいいます。

文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」では、おおむね建築後45年程度までに長寿命化改修を行うことで、改修後30年以上、物理的な耐用年数を伸ばすことができるとされています。

ウ.大規模改修

大規模改修とは、屋上や外壁などの外装や建物内の床や壁などの内装、電気や給排水設備などの経年劣化や不具合に対し、機能や性能を建築時の状態へ回復する整備手法をいいます。

【図表45 老朽化対策手法の概要】



(3) 老朽化対策の検討に当たっての注意事項

老朽化対策の手法については、先に示したとおり、3つの手法がありますが、経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するだけでなく、少人数・習熟度別指導などの教育方法の多様化やICT教育などの新たな教育ニーズ、ユニバーサルデザインへの配慮などの社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設としていくことが求められています。

老朽化対策の検討を行うに当たり、これらを満たした学校施設を整備するためには、改築もしくは長寿命化改修のいずれかの手法を選択することとなりますが、それぞれの整備における注意事項を、以下に整理します。

ア.改築と長寿命化改修の特徴

改築と長寿命化改修については、図表46のとおり、それぞれに特徴があるため、その特徴を理解し、様々な状況を総合的に判断し、老朽化対策の手法を決定していくことが必要です。

【図表46 改築及び長寿命化改修の特徴】

改築の特徴	長寿命化改修の特徴
① 新たな建物を建設するため、設計や施工上の制約が少ない。	① 既存建物を活用するため、設計及び施工上の制約が多く工事が複雑化する。
② 長寿命化改修と比べ、整備費用がかかるため、直近の財政負担が大きい。	② 改築に比べ、整備費用が抑制できるため、直近の財政負担が小さい。
③ 児童・生徒数の減少が見込まれず、建物を長期にわたって使用する場合は、長寿命化改修と比べ、トータルコストが抑制できる。	③ 児童・生徒の減少が見込まれない場合は、改修後おおむね30年程度で改築などの対応が必要となるため、改築と比べ、トータルコストが大きくなる。
	④ 児童・生徒数の減少が見込まれており、将来、建物を使用しなくなる場合の当面の延命措置としては、有効である。
	⑤ 既存建物の解体に伴う廃棄物の発生量が少ない。

イ.長寿命化改修に適さない建物

文部科学省より示されている「学校施設の長寿命化改修の手引」では、現在築30～40年の鉄筋コンクリート造の校舎で用いられているコンクリートの設計基準強度は $18\text{ N/mm}^2 \sim 21\text{ N/mm}^2$ であることが多いため、コンクリート強度に応じた大規模補修不要予定期間（ $18\text{ N/mm}^2 = 30$ 年、 $24\text{ N/mm}^2 = 65$ 年）を勘案し、建築後45年を経過した建物については、長寿命化改修に適しないとされています。

また、文部科学省より示されている「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」では、長寿命化改修に当たっては、建物の躯体部分が長期間の使用に耐えることが必要とされており、コンクリートの圧縮強度が 13.5 N/mm^2 以下の建物は、長寿命化改修に適しないとされています。

その他、基礎における鉄筋の腐食がある場合や既存建物が地滑りや崖崩れなどの自然災害に対して安全であることが確認できない場合は、これらの対策に多額の費用がかかるとされています。

このことから、築45年を超える建物又は鉄筋コンクリート造で圧縮強度が 13.5 N/mm^2 以下の建物が老朽化対策を実施する場合などには、長寿命化改修ではなく、改築を実施する方が合理的と考えられます。

2.本市の老朽化対策の考え方

- ✓ 築年数や老朽化対策調査の結果を考慮した総合的な評価を行い、学校ごとの整備順序におけるグループ分けを行った上で、できる限り築60年から65年を超過することがないように、老朽化対策を進めていきます。
- ✓ 老朽化対策の優先度が高かったグループの学校については、改築を基本とし、老朽化対策を実施します。
- ✓ 学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合は、改築を基本として検討を行います。
- ✓ 比較的築年数が浅い重層体育館及び武道場は、具体的な手法は定めず、今後の本計画の見直しを行う中で、必要に応じて整備手法を定めます。

(1) 既存校舎などの鉄筋コンクリート造の耐用年数について

本市の市立小・中学校における既存校舎などの鉄筋コンクリート造の耐用年数については、「1. 老朽化対策の検討に当たって」で示したとおり、日本建築学会が示す鉄筋コンクリート造の物理的耐用年数65年、学校施設の鉄筋コンクリート造の目標耐用年数60年を参考とし、おおむね築60年から65年を目安に学校施設の老朽化対策を実施することとします。

(2) 本市における老朽化対策の手法について

本市の学校施設は、第3章で示したとおり、平成28年度末時点において、最も古い校舎の築年数が、約4割の学校で50年を超えており、老朽化対策を進めていく段階で、ほとんどの学校で築年数が50年を超えることが見込まれます。

そのため、本計画の策定時における老朽化対策については、築年数や老朽化対策調査の結果における校舎の構造躯体及び意匠・設備の状況を考慮した総合的な評価を行い、学校ごとの整備順序におけるグループ分けを行った上で、鉄筋コンクリート造の耐用年数を考慮し、できる限り築60年から65年を超過することがないように、老朽化対策を進めていきます。

グループ分けの結果において、老朽化対策の優先度が高かったグループの学校については、長寿命化改修に適さないとされる、築45年以上、又はコンクリート強度が 13.5N/mm^2 を下回る校舎を保有する学校とし、当面は改築を基本とし、老朽化対策を実施します。

また、それ以外の学校については、事業着手までに大きく期間が空くことから、その間に、児童・生徒数の増減や建築コストの変動などの社会情勢の変化、学校建築に係る技術革新、本市の上位計画や関連施策、財政状況の変化などが見込まれることから、今回の計画においては、老朽化対策の具体的な手法は定めず、今後の本計画の見直しを行う中で、整備手法を定めることとします。

(3) 学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合の取扱い

本市の学校施設は、昭和30年代から50年代にかけての児童・生徒数の急激な増加に対し、校舎を増築することで対応を行ってきました。このことから、各学校は築年数が異なる複数の建物によって構成されていますが、老朽化対策については、設計や施工上の制約が少なくなるよう、学校単位で実施します。

また、築年数が45年を経過している建物としていない建物が学校内に混在する場合には、築年数が45年を経過していない建物について、長寿命化改修を実施することも考えられますが、同じ校地内で、改築と長寿命化改修を同時に実施した場合、校地内での建物配置が制約を受けたり、先行他市の事例では工事の複雑化や工期の長期化なども見受けられます。

このことから、改築を実施する学校において、45年を経過していない建物がある場合についても、原則として、学校全体として改築を行うこととします。

また、中学校においては、武道の授業を実施するため、平成2年度から平成15年度にかけて、全ての学校で武道場又は体育館と武道場を一体とした重層体育館を整備していますが、現時点では築年数が比較的浅いことから、基本的には老朽化対策の対象から外すこととし、今後、必要に応じて、長寿命化改修なども含めた整備手法の検討を行います。

(4) 老朽化対策の手法の違いによる長期的なコストについて

図表47は、築年数が45年を経過していない建物が老朽化対策の手法として、改築と長寿命化改修のいずれかを選択した場合の長期的なコストについて、比較を行ったグラフとなります。

①の折れ線グラフは、「築60年目で改築を行い、その20年後、40年後に大規模改修を行った場合」、②は「築40年目で長寿命化改修を実施し、その20年後に大規模改修を行い、40年後に改築を行った場合」となります。

今後、学校の統廃合などを行わず、現在の学校数を維持する場合には、長寿命化改修を実施した学校においても、40年後に更に改築を行う必要があることから、①と比べ、②の方が長期的なコストは高くなると想定されます。

【工事金額の試算条件】

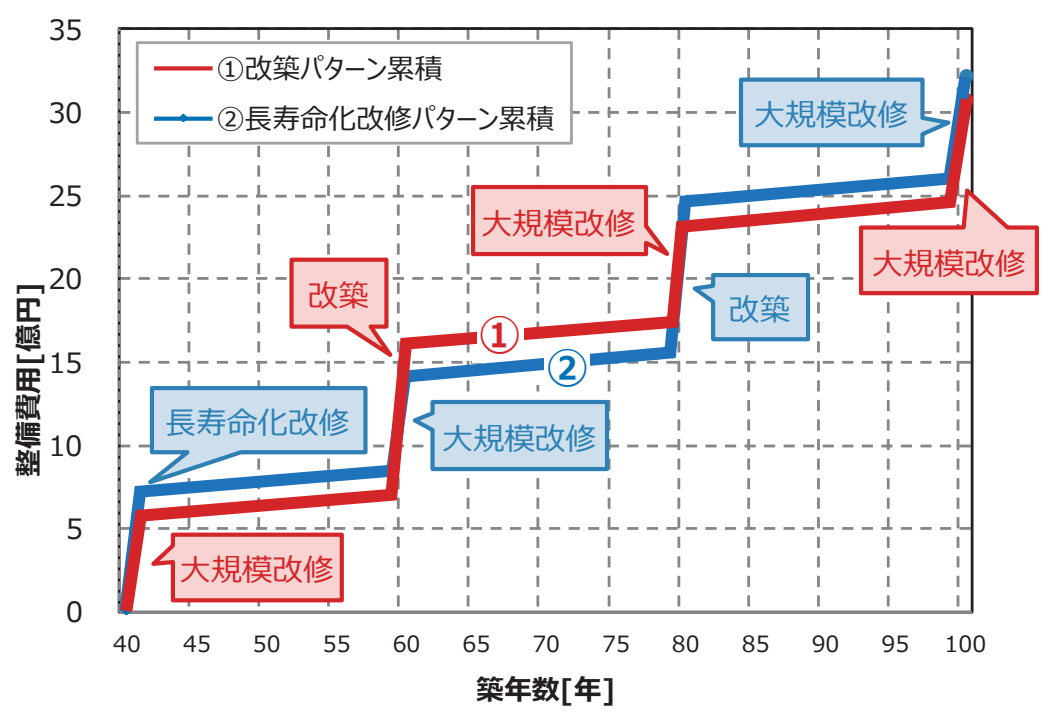
下記の単価に面積を乗じて試算しています。

- 改築工事費：303,900円/m²
- 長寿命化改修工事費：237,350円/m²
- 大規模改修工事費：190,350円/m²

【修繕費の試算条件】

- 小学校22施設のH29年度修繕費の決算額 159,132千円
1校あたりでは、7,233千円/(年・校)となるため、約7,200千円/(年・校)で設定

【図表47 改築整備と長寿命化整備の長期的な費用の見通し】





第5章

本市の 老朽化対策 の進め方

1.老朽化対策の基本的な在り方について

文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」では、学校施設の長寿命化改修計画を策定する主な目的は、「中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保する」こととしています。

また、学校施設に求められる役割として、「子供たちの学習・生活の場」、「地域コミュニティや防災の拠点」の2つを挙げています。

このことを踏まえ、本市の老朽化対策を実施する上で重要となる項目として、「学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について」、「教育環境の充実を図ることについて」、「地域と連携し、地域の拠点となる学校について」及び「将来の児童・生徒数の増減への対応について」の4項目とし、それぞれの項目に対する本市の老朽化対策の基本的な在り方を示します。

老朽化対策の基本的な在り方

①学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について

学校施設の老朽化対策として、改築、長寿命化改修、大規模改修などの様々な手法がありますが、本市では築年数が50年を超える建物が多くあることから、当面は「改築」を中心とした計画とします。

②教育環境の充実を図ることについて

各教室、各部屋などの市全体の整備方針を定め、より良好な教育環境を確保するとともに、新しい教育ニーズに対応した学校づくりを目指します。

③地域と連携し、地域の拠点となる学校について

学校施設の地域開放や他の公共施設との複合化、児童・生徒数の増減も視野に入れ、教室配置や改修などについて、柔軟かつ適切な対応ができる学校づくりを目指します。

④将来の児童・生徒数の増減への対応について

今後の学校の選定に向けて、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統廃合や学区再編を含め、学校規模や配置の適正化を見据えた学校づくりを目指します。

① 学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策について

(1) 学校施設の整備順序におけるグループ分けについて

☑ 学校施設の整備は、多くの人や費用が必要となることから、全学校の老朽化対策を同時に着手することはできません。このことから、前述した老朽化対策調査結果及び学校施設の築年数に基づき、学校ごとの整備順序におけるグループ分けを行いました。

ア.グループ分けの考え方

学校施設の整備順序におけるグループ分けの考え方を以下に示します。

- (ア) 各学校は、増築などにより複数の建物によって構成されていることから、学校単位で分類を行います。
- (イ) 老朽化対策調査の結果における校舎の構造躯体及び意匠・設備の状況に加え、校舎の建築年数を考慮した総合的な評価を行い、早期改築着手校、第1グループ及び第2グループに分類します。
- (ウ) 老朽化対策の優先度は、早期改築着手校、第1グループ、第2グループの順となります。

イ.各グループの条件

次のいずれかの条件に該当する校舎を保有する学校を第1グループとします。

また、第1グループの中で、校舎の建築年数や構造躯体及び意匠・設備の状況を踏まえ、早期に老朽化対策を実施する2校を早期改築着手校とし、それ以外の学校は第2グループとします。

【第1グループの条件】

- (ア) 建築後の年数が、平成28年度末時点で50年以上経過している校舎を保有する学校
- (イ) コンクリート圧縮強度が 13.5 N/mm^2 以下の校舎を保有する学校
- (ウ) コンクリートの中性化が、建物の外側から3cm以上進行している校舎を保有する学校

ウ.グループ分けの結果

(ア) 早期改築着手校

第1グループの中から、校舎の建築年数や構造躯体及び意匠・設備の状況を踏まえ、早期に老朽化対策を実施する学校として、八小及び一中を早期改築着手校とします。

早期改築着手校については、本計画の策定と並行し、令和元年度より基本設計に着手します。

【小学校：1校】

八小

【中学校：1校】

一中

(イ) 第1グループ

前述した「イ.各グループの条件」のいずれかの条件に該当する校舎を保有する、小学校8校及び中学校2校を第1グループとします。

第1グループの学校は、設計や工事などの業務及び学校や地域との調整などを効率的かつ一体的に実施するため、それ以降も、2年ごとに2校のペースで学校施設の整備を実施する予定としています。

改築する学校の順序については、老朽化対策調査の結果を基に、校舎の構造躯体及び意匠・設備の状況、校舎の築年数を考慮した総合的な評価を行い、老朽化対策の優先度が高かった三小及び六小を、次期実施校に選定します。

その他の第1グループの学校については、今後、児童・生徒数の将来推計から大きく教育環境の変化が見込まれる学校もあることから、今後の市立小・中学校の適正規模・適正配置の考え方を整理した上で、老朽化対策の結果や、児童・生徒数の将来推計等を踏まえ、総合的に判断した老朽化対策の優先度を示していきます。

【小学校：8校】

次期実施校：三小、六小

四小、五小、七小、九小、武蔵台小、矢崎小

【中学校：2校】

二中、六中

(ウ) 第2グループ

早期改築着手校及び第1グループ以外の小学校13校及び中学校8校を第2グループとします。

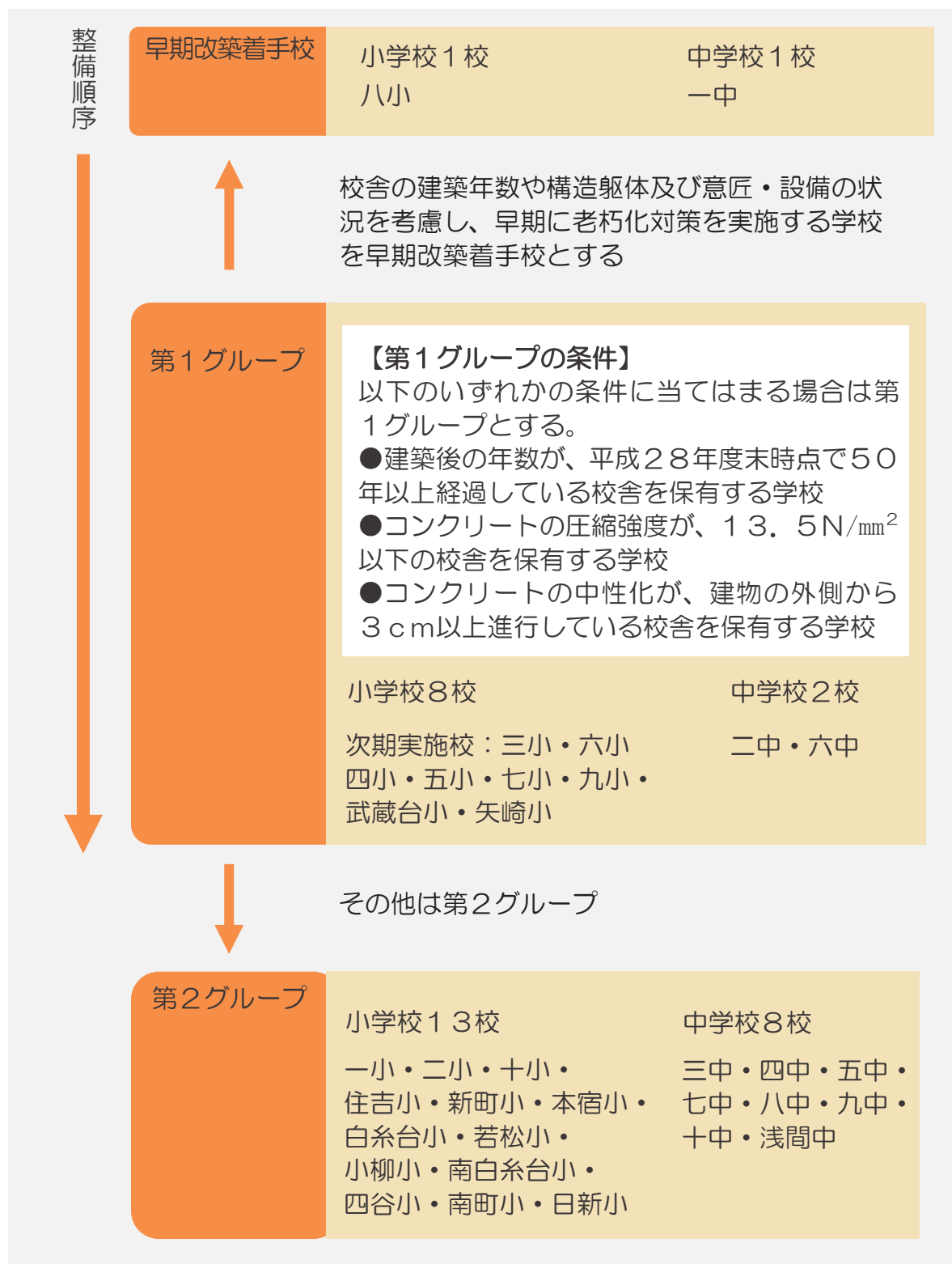
【小学校：13校】

一小、二小、十小、住吉小、新町小、本宿小、白糸台小、
若松小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小

【中学校：8校】

三中、四中、五中、七中、八中、九中、十中、浅間中

【図表48 学校施設の整備順序におけるグループ分けの結果】



【図表49 各学校の劣化状況（抜粋）】

八小 内装劣化状況



一中 屋上防水劣化状況



八小 壁のひび割れ



一中 柱のひび割れの状況



八小 設備劣化状況



一中 外装劣化状況



②教育環境の充実を図ることについて

- ☑学校ごとの教育環境をできる限り公平にするため、「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」を定めます。
- ☑地域の伝統や文化活動に根ざした学校独自の取組は、学校ごとの基本計画及び基本設計で十分に検討します。

(1) 公平な教育環境の確保に向けた進め方

第3章で示したとおり、本市では、学校ごとに普通教室の大きさや、諸室の種類・設置数などの教育環境に違いがあることから、公立学校としての性質に鑑み、できる限り公平な教育環境を整えることが課題となっています。

このことから、本計画では、できる限り公平な教育環境を確保できるよう、各学校を整備する上での、市としての統一的な基準として、本計画第6章で「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」を定めます。

(2) 学校独自の教育に関する検討の進め方

地域の伝統や文化活動に根ざした特色のある教育や施設は、それぞれの学校で異なり、学校ごとに独自性を持っています。このことから、老朽化対策を実施したことによって、学校の独自性が失われることのないよう、学校関係者や地域住民の意見を踏まえるとともに、整備費用や維持管理費用等も考慮した上で、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、検討を行います。

(3) 特別支援教育について

特別支援教育については、平成19年度から、学校教育法を含め、障害者に関する法改正が行われ、子供たちの自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに対応した多様な教育の場を整えていくことが求められています。

今後は、全ての児童・生徒の自立と社会参加を見据えて、多様化する障害実態に応じたユニバーサルデザインの視点に基づいた教育環境の整備を行うとともに、障害のある子供とない子供、全ての学級の教職員が日常的に交流を図ることができる学校施設を整備します。

また、特別支援学級や特別支援教室などにおいては、対象となる障害の種類に応じた学びやすい教育環境や空間を整備します。

(4) 小中連携・一貫教育制度について

本市の小中連携・一貫教育制度の方向性として、小中一貫教育制度の導入の検討が進められた場合には、学校施設として、施設の在り方などを検討します。

(5) ICT教育について

ICT教育については、ICT機器などが目まぐるしく進歩していく中で、活用方法も更に多様化することから、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、今後のICT教育の動向を踏まえた学校施設を整備します。

③ 地域と連携し、地域の拠点となる学校について

- ☑ 一次避難所の利用を想定した整備については、整備に当たっての基本的な考え方を示した上で、一次避難所としての学校施設の整備方針を定めます。
- ☑ 学校施設の地域開放の拡充の範囲は、災害時の利用も想定し、新たに多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室を開放します。
- ☑ 学校施設に複合化する施設は、学童クラブと放課後子ども教室を基本として、その他の公共施設についても、状況に応じて検討していきます。

(1) 一次避難所の利用を想定した整備について

学校施設の一次避難所の利用を想定した整備については、高齢者や要援護者などへの配慮や避難所運営を円滑に行うための施設を整備する必要があります。

これらを踏まえて、本市の一次避難所としての学校施設の整備に当たって、3つの基本的な考え方を以下に示します。

- (ア) 学校施設は学校教育を行う場であることから、災害時においても学校運営の再開を最優先に考える。
- (イ) 地域防災計画では、大規模な災害においては、自助・共助の考え方を基本とし、公助として、避難所運営及び避難生活に最低限必要な施設、設備、物資・備品を府中市が提供する。
- (ウ) 避難所としての機能を向上させるために整備する設備は、平常時の学校運営で使用できるものとし、使用できないものは費用対効果を十分検討する。

これらの基本的な考え方と、第3章で示した地域防災計画に定められた諸条件を踏まえて、本市では以下の整備を進めます。

【一次避難所としての学校施設の整備方針】

① 一次避難所として開放する範囲

- 災害時に避難所として開放する範囲は、体育館に加え、新たに多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室を開放する。

② 避難所運営に関する整備方針

- 避難所運営に必要な非常用の電源・給水・ガス・トイレを確保する。
- 避難者の受付・管理を行うことができるスペースを設ける。
- 家庭科室は1階に配置し、炊き出しできるようにする。
- 多目的ルーム・会議室・和室は1階に配置し、災害時要援護者の避難所など、多目的に使えるようにする。
- 体育館から近い位置に、防災倉庫を設ける。

③ 施設の整備方針

- 校舎、体育館の耐震性を確保する。
- 天井・照明・備品などの落下・転倒対策を行う。
- 学校運営に支障がないよう、セキュリティに配慮する。
- 避難所運営用の情報通信設備（テレビ・電話・wi-fi・防災無線等）が使用できるようにする。

(2) 学校施設の地域開放について

学校施設の地域開放については、学校施設を有効に活用していくため、学校教育上支障のない範囲で、更に拡充していく必要があります。そのためには、児童・生徒の安全の確保や学校が所有する個人情報の保護など、セキュリティを確保した学校施設の整備を行っていく必要があります。

地域開放の拡充の範囲については、災害時に避難所として開放することとした、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とし、児童・生徒の安全が確保できるよう、それ以外の諸室とのセキュリティ区画を設けます。

その他の諸室については、公共施設マネジメント推進プランの動向を踏まえるとともに、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、学校や地域の意見を取り入れながら、必要に応じて、地域開放の範囲を拡充します。

(3) 学校施設の複合化について

学校施設の複合化については、学童クラブでは国が放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施や、学校施設の活用を求めていることから、校地外にある学童クラブについてはできる限り校地内に設置することとします。

また、放課後子ども教室では安定的な事業運営を行うために、学校の各諸室の使用状況に左右されることがないように、専用の実施場所を確保します。

他の公共施設との複合化については、現在の本市の学校施設では1校当たりの児童・生徒数が多く、また、1人当たりの校舎面積が小さいことから難しい現状となっていますが、将来、児童・生徒数が大きく減少し、校舎や校地に余裕が見込まれることなどが想定されることから、基本計画や基本設計段階において、建物の一部解体や減築などが行いやすい建築計画を検討するほか、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、学校施設内の空きスペースを活用した他の公共施設との複合化について、他課と連携しながら、継続的に検討していきます。

学校プールについては、平成29年に学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに係る基本方針で、児童・生徒の安全や学校教育の機能を低下させることのないような配慮が必要とあり、今後、市内全体の施設配置や市民ニーズを十分考慮し、それぞれの地域や学校施設の状況に応じた対応を進めていく必要があります。

④ 将来の児童・生徒数の増減への対応について

- ☑ 今後、児童・生徒数の将来推計から大きく教育環境の変化が見込まれる学校もあることから、本市の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理した上で、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統廃合や学区再編を含めた学校規模や配置の適正化に向けた検討を行います。
- ☑ 府中基地跡地留保地について、今後の学校施設に係る様々な課題に対応するための重要な用地と位置付け、今後の具体的な活用方法や整備内容などについて、検討を行います。

(1) 当面の改築事業における考え方

第3章で示したとおり、将来の児童・生徒数に関しては、市全体では、一時的に増加するが、その後、緩やかに減少する見込みとなっています。

改築時期が早い学校については、できる限り近隣の学校の学校規模や児童・生徒数の状況を注視しつつ、現在の児童・生徒数に配慮した改築を行います。

また、改築事業を実施した学校において、将来的に、児童・生徒数の減少に伴う学校規模の縮小が見込まれる場合には、基本計画や基本設計段階において、建物の一部解体や減築などが行いやすい建築計画を検討するほか、必要に応じて、一部地域における学区再編について検討を行います。

(2) 統廃合等を含めた学校規模や配置の適正化

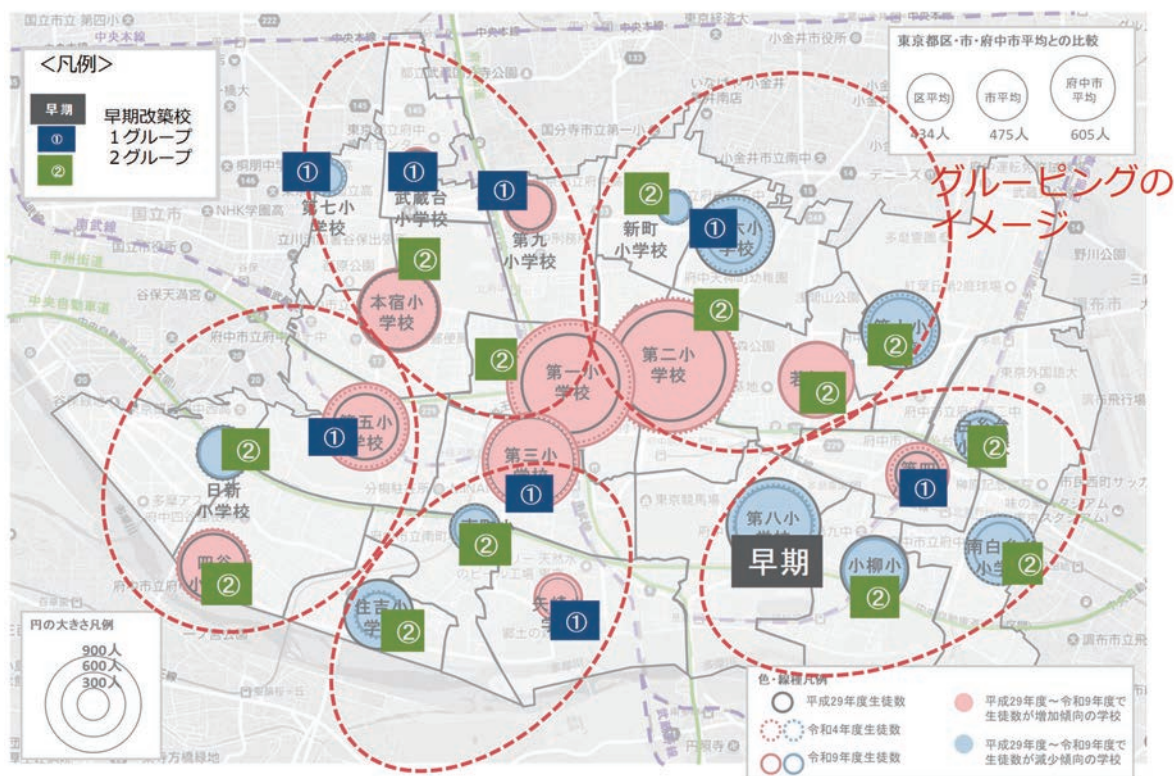
第3章で示したとおり、学校規模については、学校ごとに状況が異なり、既に大規模化や小規模化が進んでいる学校があります。

次期実施校を除くその他の1グループ及び2グループの学校については、今後、児童・生徒数の将来推計から大きく教育環境の変化が見込まれ

る学校もあることから、今後の改築校の選定に向けて、本市の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理します。

また、その基準に基づき、近隣で先行して改築を行った学校や、その後改築が行われる学校と学校間で学校規模の調整を図るなど、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統廃合や学区再編等を含めた、学校規模や配置の適正化に向けた検討を行います（図表50参照）。

【図表50 長期的な学校規模調整の考え方（イメージ）】



(3) 府中基地跡地留保地の活用

府中基地跡地留保地については、市内の中心部に位置しており、十分な規模の整形地であることから、今後の学校施設の老朽化対策を進める上で、児童・生徒数の減少に伴う市立小・中学校の学校規模や配置の適正化に対応する学校用地として、また、改築事業時の仮設校舎費用の抑制などの様々な課題に対応する学校用地と位置付け、今後、具体的な活用方法や整備内容などについて、検討を行います。

3. 学校施設の整備費用

(1) 今後の改築に係る費用の見通し

今後の学校施設の改築に係る費用の現状での見通しについては、図表52に示すとおり、令和元年度から令和32年度の32年間の合計で約1,370億円となります。また、内訳については、図表53のとおり、校舎で約988億円、体育館で約115億円、プールで約69億円、仮設校舎で約198億円となり、改築費全体の年間平均費用は約42.8億円となる見込みです。

なお、図表54に示すとおり、これまでの学校施設の整備費用は、平成22年度から平成30年度までの各年度の平均で約25.6億円となっています。

そのうち、改築費が約7.3億円、大規模改修費と維持補修費の合計が約18.3億円となっており、学校施設の整備費用については、改築費だけでなく、大規模改修費や維持補修費についても見込む必要があります。

このことから、今後、大規模改修費や維持補修費についても中長期的な財政見通しを作成します。

(2) 今後の対応について

学校施設の整備は、多額の費用がかかることから、良好な教育環境を確保しつつ、改築費や改築後の維持管理費の縮減に努める必要があります。

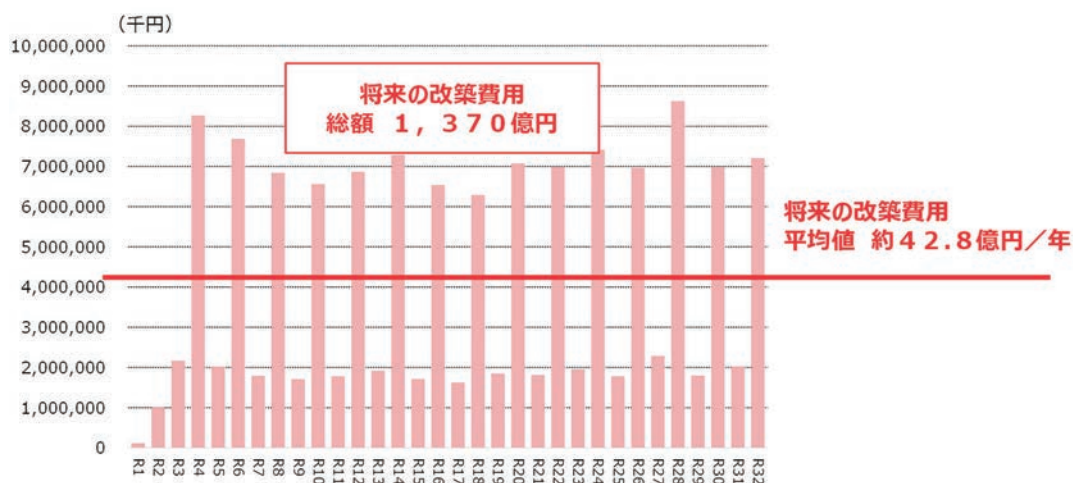
そのため、第6章で示す「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に基づき、できる限り公平な教育環境を確保した上で、改築費や維持管理費の縮減に努めるとともに、補助金などの財源の確保にも努めていくことが重要です。

また、学校施設の老朽化対策を長期にわたって実施することから、将来においては、今後見込まれる人口減少や他の公共施設の老朽化対策の状況を踏まえた施策を検討し、学校施設の改築費全体の縮減に努めるとともに、他の公共施設の老朽化対策費の縮減に寄与していきます。

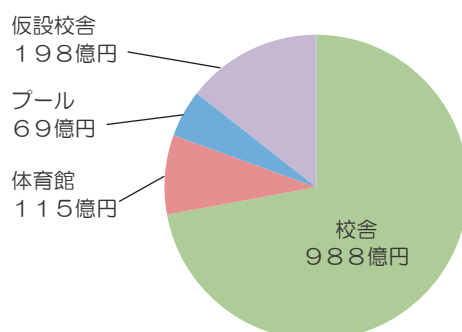
【改築整備費用の試算条件】

- ① 各建物の試算に当たっては、直近で改築した十小の改築単価や他市の改築実績を参考とした平米当たりの単価に、新たな校舎の延床面積を乗じて算出しています。
- ② 改築整備費用の試算条件は、今後の改築を実施した学校の実工事費や建設物価の変動により変更することがあります。
- ③ 普通教室サイズを従来の63㎡から、小学校は72㎡、中学校は80㎡を原則確保することを前提とし、校舎の改築対象面積は、小学校については既存校舎面積の1.15倍、中学校については既存校舎面積の1.25倍として試算しています。
- ④ 校舎の改築費について、十小の改築単価に建設物価の変動を考慮して試算しています。
- ⑤ 体育館の改築費について、他市の体育館改築費を参考に建設物価の変動を考慮して試算しています。
- ⑥ プールの改築費について、十小の改築事業費に建設物価の変動を考慮して試算しています。
- ⑦ 仮設校舎の建設費について、他市の仮設校舎建設費等を参考に建設物価の変動を考慮して試算しています。
- ⑧ 改築整備費用には設計費・工事監理費を含んでいます。
- ⑨ 五中については、普通教室棟が平成24年度に改築したため、特別教室棟のみが改築対象となりますが、本改築整備費用には含んでいません。
- ⑩ 十小、三中は改築後の築年数が浅いため、本改築整備費用に含んでいません。
- ⑪ 重層体育館（二中、三中、四中、五中、六中、七中）と武道場（一中、八中、九中、十中、浅間中）は築年数が浅いため、本改築整備費用に含んでいません。参考として、各校の整備費用実績の平均は、重層体育館が約2.1億円、武道場が約7.5億円となっています。

【図表52 長期的な改築費用の見通し】



【図表53 改築費用の内訳】



【図表54 これまでの施設整備費用の内訳】

区分：小中学校

(単位：千円)

費目	年度									平均
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
改築費	769,793	1,220,200	4,168,919	387,633	0	0	0	0	0	727,394
大規模改修費	2,938,455	2,475,239	2,135,589	730,688	317,595	1,875,003	2,126,662	1,012,048	887,152	1,610,937
維持補修費	212,133	245,349	187,031	144,253	231,946	227,489	234,011	252,710	275,708	223,403
小計	3,920,381	3,940,788	6,491,539	1,262,574	549,541	2,102,492	2,360,673	1,264,758	1,162,860	2,561,734

※ 改築費は、十小改築事業費及び五中改築事業費の合計

※ 大規模改修費は、小学校費と中学校費の普通建設事業費から用地取得費及び改築費用を除いた金額の合計

※ 維持補修費は、小学校費と中学校費の合計

出典：各年度の地方財政状況調査（府中市）

1.本市が目指すべき学校施設

第4章で示したとおり、本市では改築を中心とした学校施設の整備を進めていきます。

改築を中心とした学校施設の整備を進めていくに当たり、第2章において整理した上位計画や関連施策、第3章で整理した「学校施設の現状と課題」を踏まえ、以下のとおり、「本市が目指すべき学校施設」を定めます。

本市が目指すべき学校施設

1. 子供たちが毎日を健康で安全・安心に、生活し学ぶことができる学校施設

(出典：学校施設整備指針(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

2. 子供たちが生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けられる学校施設

(出典：教育振興基本計画(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

3. 学校と地域が連携、活性化し、地域で子供たちを育てていくことができる学校施設

(出典：地域参画による学校づくりのすすめ(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

4. 地域の方々の生涯学習・文化・スポーツ活動の場や災害時の避難所の役割を通じて、地域コミュニティの拠点となる学校施設

(出典：学校施設整備指針(文部科学省)、学校施設の長寿命化改修計画策定に係る手引(文部科学省)、第2次府中市生涯学習推進計画(府中市)、府中市地域防災計画(府中市))

5. 公共施設の一つとして、施設の総量抑制や圧縮、財政バランスの維持に向けた手法の検討などの公共施設マネジメントの取組を実現できる学校施設

(出典：学校施設の長寿命化改修計画策定に係る手引(文部科学省)、府中市公共施設等総合管理計画(府中市))

2. 学校施設の全体整備方針

本市の目指すべき学校施設を踏まえ、本市の学校施設の改築を進めるに当たっての「学校施設の全体整備方針」を以下のとおり定めます。

1 子供たちが毎日を健康で安全・安心に、生活し学ぶことができる学校施設	
(1) 安全・安心な学校	①子供たちの安全性に配慮した学校施設を整備します ②十分な防犯性を備えた安心な施設環境を確保します
(2) 健康で快適な学校	①採光、通風、換気、温度、遮音性等に配慮し、健康で快適な学習環境を整備します ②温かみのある、落ち着いた空間づくりに配慮します ③ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい環境を整備します
2 子供たちが生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けられる学校施設	
(3) 学習環境の充実	①一人一人に応じたきめ細やかな学習指導や複数の学級での学習・交流活動ができるよう、多様な学習形態に対応できる学校施設を整備します ②子供たちが主体的・対話的で深い学びができる学習環境を整備します ③子供たちの体力や運動技能の向上に資するよう、運動のしやすさに配慮した学校施設を整備します ④特別支援教育を推進し、一人一人の教育的ニーズに対応できる多様な学習環境を整備するとともに、誰もが相互に理解し学び合うことができる環境を整備します
3 学校と地域が連携、活性化し、地域で子供たちを育てていくことができる学校施設	
(4) 子供たちの成長を支える学校	①学校と家庭や地域との連携・協働が図れる環境を整備します ②各学校の地域の特色や独自性をいかし、愛着の持てる学校施設を整備します ③教職員がそれぞれの力を発揮し互いに連携し合える、働きやすい環境を整備します ④学校管理職がリーダーシップを発揮し、学校経営のしやすい環境を整備します
4 地域の方々が生涯学習・文化・スポーツ活動の場や災害時の避難所の役割を通じて、地域コミュニティの拠点となる学校施設	
(5) 地域コミュニティの拠点となる学校	①地域住民の生涯学習・文化・スポーツの拠点となるよう、学校施設の有効活用を図ります ②災害時の避難所運営を踏まえた施設の整備を行います
5 公共施設の一つとして、施設の総量抑制や圧縮、財政バランスの維持に向けた手法の検討などの公共施設マネジメントの取組を推進する学校施設	
(6) 持続可能な学校整備	①計画的かつ確実に老朽化対策を実施するため、長期的な財政見通しを考慮し、財政負担の軽減に努めた学校施設を整備します ②改築を実施した学校の状況を点検・評価し、その結果を踏まえた学校施設を整備します ③施設環境の良好な維持と維持管理コストの低減が図れるよう、改築実施後のメンテナンスに配慮した学校施設を整備します
(7) 将来の人口動態などに柔軟に対応できる学校	①将来の人口動態などに応じて、各教室や建物などを他の用途に転用しやすい学校施設を整備します
6 その他	
(8) 環境に配慮した学校施設	①省エネルギー・省資源型の学校施設を整備します

3. 学校施設における建物の整備方針及び配置方針

今後、学校施設の改築を進めていくに当たり、「本市が目指すべき学校施設」及び「学校施設の全体整備方針」を踏まえ、学校施設全体の整備に関わる基本的な方針として「建物の整備方針」、学校施設の配置に関わる基本的な方針として「建物の配置方針」を以下のとおり定めます。

(1) 建物の整備方針

- 校舎、体育館の耐震性を確保する。
- 建物は、日々の清掃やメンテナンスのしやすさに配慮し、維持管理がしやすいつくりとする。
- 陸屋根の利用状況も踏まえた上で、温熱環境や維持管理にも配慮し、勾配屋根を採用する計画を推進する。
- 太陽光発電設備など環境に配慮した設備は、環境教育の効果に加え、コスト面や災害時の使用を総合的に考慮し、導入を検討する。
- 学校施設全体で、夏季の高温対策を検討する。
- 校門から昇降口、校庭、体育館及びプールまでの動線が教職員の死角にならないようにするなど、不審者対策を考えたセキュリティ機能を備える。
- 車両が、校門から校庭に直接侵入できないように、上下式バリカーを設置するなどの対策を検討する。
- ユニバーサルデザインの視点に基づき、誰でも利用しやすいつくりとする。
- 児童・生徒数の状況に応じて、柔軟に対応できるよう、建物の解体や減築、他の用途への転用がしやすい構造や構法を採用する。
- 地域開放時や避難所運営時に、児童・生徒の安全確保や学校が保有する個人情報を保護できるようセキュリティに配慮する。
- 避難所運営に必要な非常用の電源・給水・ガス・トイレを確保する。

(2) 建物の配置方針

- 校舎は、日照をできる限り採り入れられるよう、配慮する。
- 校庭は、避難所としての機能や地域開放時への対応を考慮し、地上に配置する。
- 体育館は、避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、原則として地上に配置する。

- 地域開放時や災害時に避難所として開放する範囲は、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とする。
- 地域特性など、必要に応じて、更なる開放範囲を検討する。
- 学校運営に支障がないようセキュリティに配慮する。

(3) その他

- 樹木は、周辺環境への配慮や法令との整合性、維持管理のしやすさを踏まえ、樹木の種類や数量を設定し、植栽する。
- 遊具・体育器具は、体育活動や小学校低学年の利用などを踏まえ、器具の種類や数量を設定し、設置する。

4. 学校施設における各諸室の整備方針

今後、学校施設の改築を進めていくに当たり、「本市が目指すべき学校施設」及び「学校施設の全体整備方針」を踏まえ、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民といった学校関係者や、設計委託業者、工事請負業者といった工事関係者が、具体的な整備内容や基準が分かるように、「学校施設における各諸室の整備方針（以下「諸室整備方針」という。）」を取りまとめました。

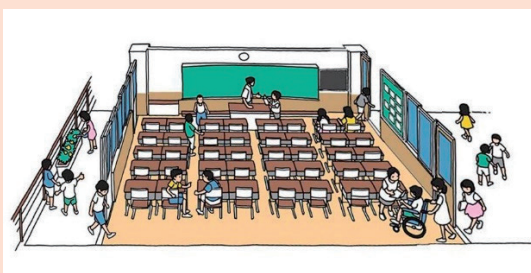
なお、和室などの諸室整備方針に記載をしていない諸室については、各学校の基本計画及び基本設計の段階で各学校の状況に応じて、設置の有無を検討します。

改築事業を実施する学校において、「2 学校施設の全体整備方針」に掲げる、「(3) 学習環境の充実」や「(4) 子供たちの成長を支える学校」を実現するため、改築事業の特徴ある諸室として、「普通教室」、「メディアセンター」、「校務センター」及び「校長室（学校経営ルーム）」を位置付けています。

この「普通教室」、「メディアセンター」、「校務センター」及び「校長室（学校経営ルーム）」について、新たな使い方や整備内容が分かりやすく伝わるよう、92ページから99ページでは、各諸室の整備方針をイラストを用いて示しています。

1. 普通教室

☞ P92・93



2. メディアセンター

☞ P94・95



3. 校務センター

☞ P96・97



4. 校長室 (学校経営ルーム)

☞ P98・99



「落ち着き」と「多様な学び」を実現した普通教室をつくります。

- 子供たちが多くの時間を過ごす生活の場として、「落ち着ける・居心地が良い空間」とします。
- 学びの場として、落ち着いて学習ができ、「多様な学び」に対応できる教室とします。
- ICTを活用した授業や、主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、柔軟な机の配置が可能な「ゆとりある広さ」にします。
- 大きな教材や、たくさんの教材を広げられる「大きな机」を採用します。
- 日常的な発表の場としての掲示スペースも充実させます。

新しい学校施設の「普通教室」の整備方

小学校

Point ⑤

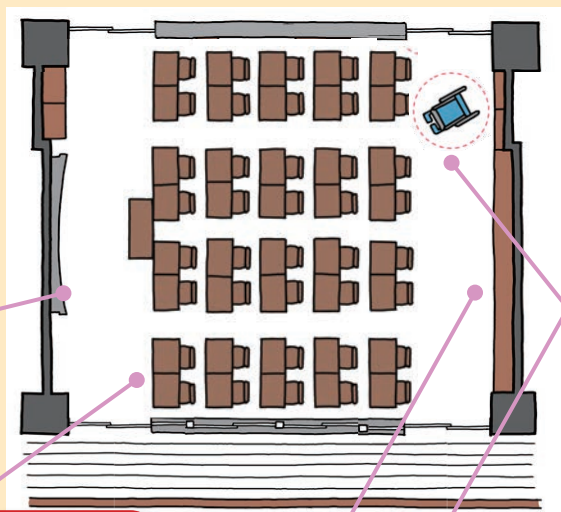
▶ ゆとりのある広い教室

原則、8m×9mの大きさを確保します。

Point ⑥

▶ ゆとりのある机サイズ

A版サイズの教材に対応し、65cm×45cmの机を配置します。



Point ⑦

▶ ゆとりのある収納とすっきりした机まわり

荷物の置き場を机以外の別の場所に設け、机まわりをすっきりさせます。

Point ①

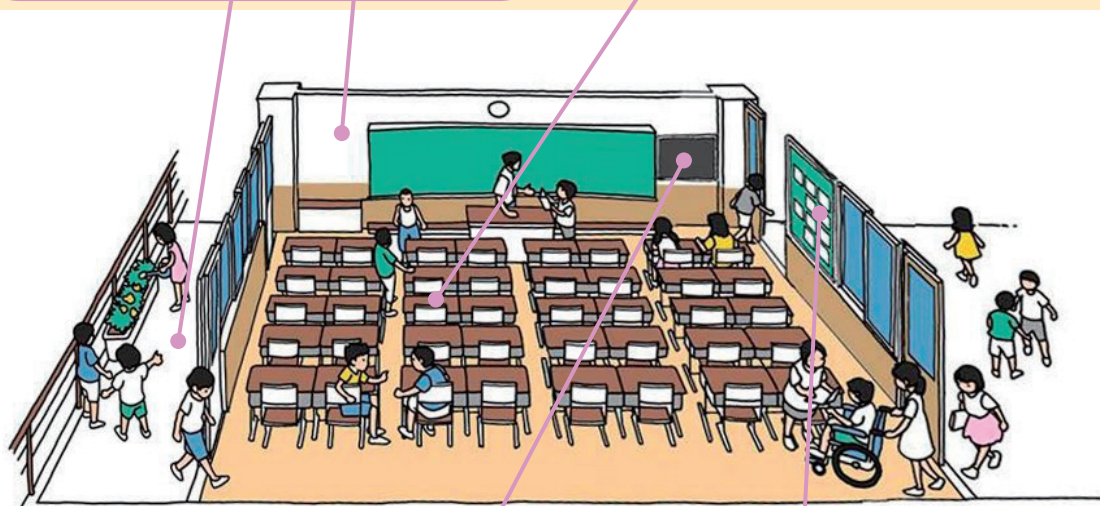
▶ **落ち着いて過ごせる場所**

学校生活を最も長く過ごす場所として、日照・照明による明るさの確保や通風への配慮及び内装の木質化など、落ち着ける・居心地の良い場所とします。

Point ②

▶ **多様な学びと柔軟な机の配置**

通常の授業形式に加えて、グループワークやディスカッション、ミニ発表などがしやすい机配列にも対応できる広さとします。



Point ③

▶ **ICT掲示装置**

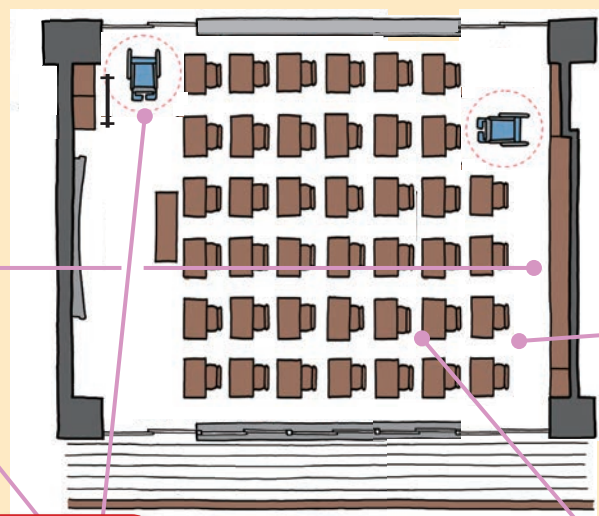
日常的にICTを活用できる環境のなかで、授業だけでなく、自主的な発表にも使えます。

Point ④

▶ **充実した掲示スペース**

教室の内（横・後ろ）や外（廊下側）に、掲示スペースを設けます

針



中学校

Point ⑨

▶ **ゆとりのある広い教室**

原則、小学校より広い8m×10mの大きさを確保します。

Point ⑩

▶ **ゆとりのある机サイズ**

A版サイズの教材への対応や、体格を考慮し、70cm×50cmの机を配置します。

Point ⑧

▶ **車いすで出入りできる教室**

教室の前方と後方で車いすが回転できるスペース(直径1.5m)と、出入口の幅85cmを確保します。

今までの図書室・コンピュータ室を「主体的・対話的で深い学びの場」の中心として、使いやすいものにします。

- これまで別々に利用した図書室とコンピュータ室を1つにまとめます。
- 学校の生活や学習において、主体的・対話的で深い学びを行う中心的な場となります。
- 少人数学習も含め多様な学習活動に対応できるオープンスペースを確保します。
- みんなで調べ物ができて、自主学習にも使える机、椅子を設置します。
- 教室以外に、友達と会話ができるようなスペースを確保します。

新しい学校施設の「メディアセンター」

Point ③

▶ 効率的な図書・備品の管理

子供たちが、新しい知識・情報・技術に触れるために必要となる、十分な蔵書・備品スペースを確保します。

Point ④

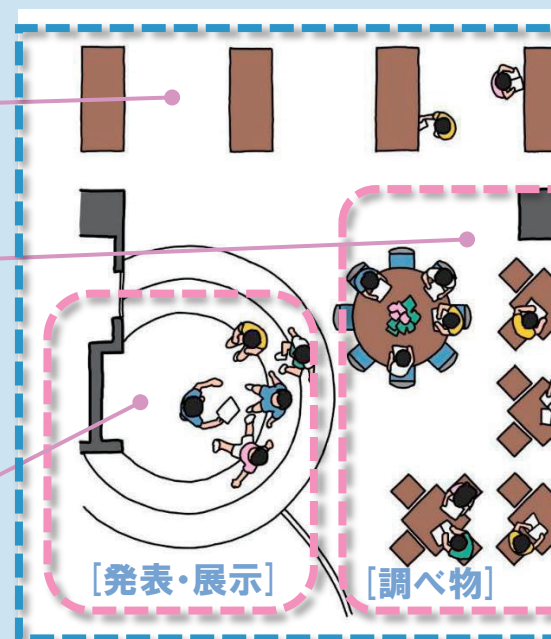
▶ 多様な学びへの対応

個人やグループで学習できるスペースの確保により、主体的・対話的で深い学びを促進します。

Point ⑤

▶ 表現のためのスペース

調べた成果を発表・展示するスペースを設けます。



Point ①

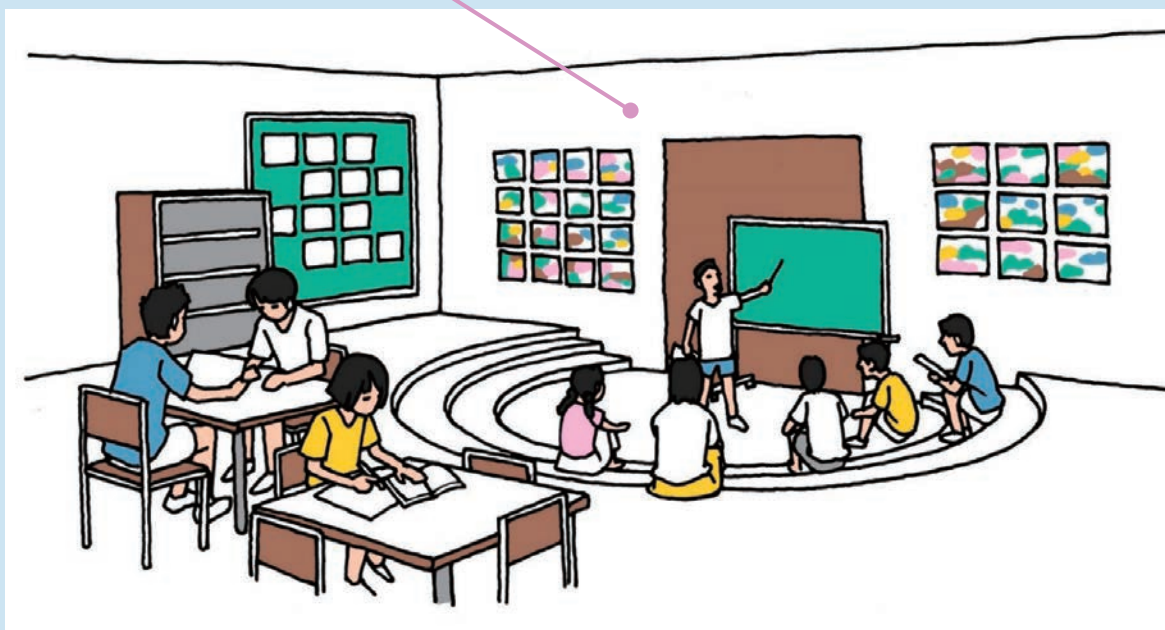
▶ **学習を支え、見守る**

司書が、調べ物学習のアドバイスや本の整理を行うスペースを確保します。

Point ②

▶ **メディアセンターの位置**

自由な学習を促すよう、各教室から利用しやすい場所に配置します。



の整備方針

Point ⑥

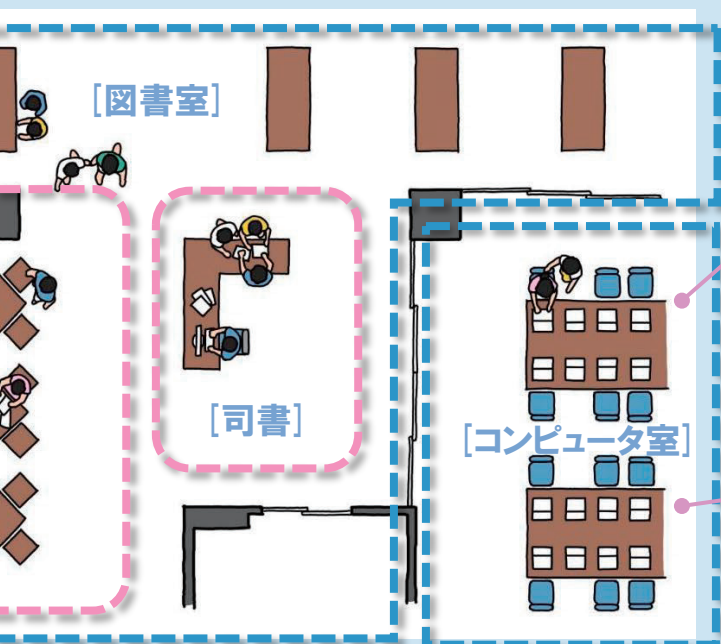
▶ **コンピュータ室との連携による調べ物学習の促進**

調べ物学習がしやすいよう、図書室とコンピュータ室を近くに配置します。

Point ⑦

▶ **フレキシビリティの確保**

ICT機器や備品の変化、レイアウト変更に対応できるよう、OAフロアや無線LANを検討します。



教職員が働きやすい 執務環境をつくります。

- 教職員や多様な専門スタッフが、それぞれの専門性を活かして能力を発揮できる執務環境をつくります。
- 教職員がチームワークを構築しやすくするために打合せがすぐにできるスペースを確保したり、教職員がリラックスして過ごせるようにします。
- 教職員が、授業の準備や様々な校務を、より効果的・効率的に行えるよう、集中しやすい執務環境をつくります。
- 整理整頓がしやすく、重要な情報はしっかり管理できるようにします。
- 子供たちが身近に相談できるスペースを設けます。

新しい学校施設の「校務センター」の整

Point 2

▶ 教職員の執務の効率性向上

教職員が、より効果的・効率的に授業の準備や様々な校務を行えるよう、集中できる執務環境とします。

Point 3

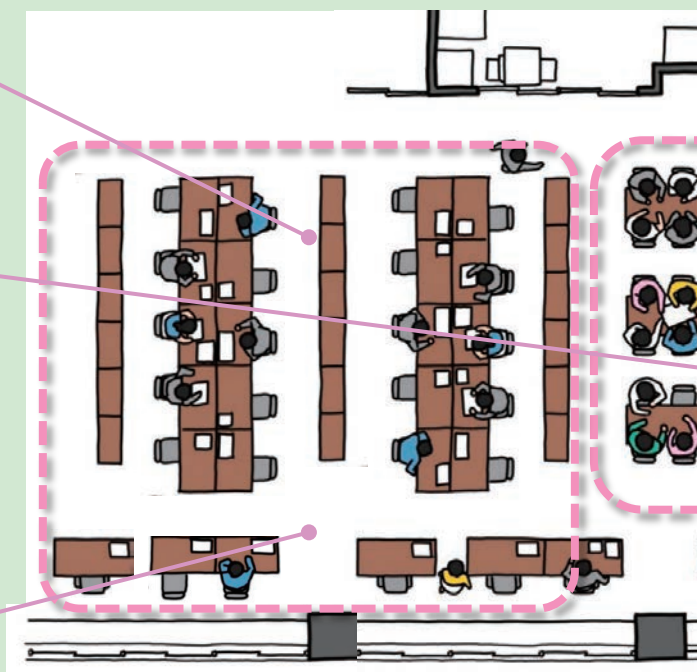
▶ 打合せ・休憩ゾーン

簡単な打合せに加え、教職員が気軽に休憩できるスペースとします。

Point 4

▶ 管理職・教職員の連携

管理職と教職員が連携の取りやすい執務ゾーンとします。



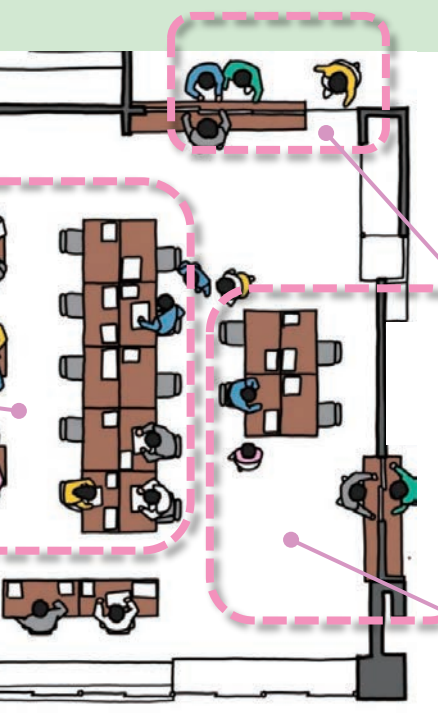


Point ①

▶ チームワークを発揮できる執務環境

教員同士の打ち合わせや、教員と事務職員や専門スタッフなどとの連携・情報交換ができる、多目的な使用が可能な共有スペースを設けます。

備方針



Point ⑤

▶ 児童・生徒相談ゾーン

児童・生徒が相談しやすいよう、入口にカウンターを設けます。

Point ⑥

▶ 事務・窓口ゾーン

学校事務の執務エリアは、校務センターの中に設け、来校者受付用の窓口に近い位置に設置します。

「チームとしての学校」の実現に向け、 「校長のリーダーシップ」のもと、 教職員や多様な専門スタッフ、 PTA、地域住民、団体等との 連携・情報交換等を行う場とします。

- 学校経営の中心となる校長の情報発信の場となります。
- 学校が抱える複雑化・困難化した課題の解決に向け、地域の知恵や活力を活用するために、学校と地域が集まる場所をつくり、学校経営について話し合う場所とします。
- スクール・コミュニティ協議会などの人々が学校経営に参画する場として、活用します。

新しい学校施設の「校長室（学校経営ル

Point ②

▶ 「チームとしての学校」 の実践の場

従来の応接室と打合せ室を一体化し、管理職・教職員の打合せに加え、地域の人々が学校経営に参画できる場として活用します。

Point ③

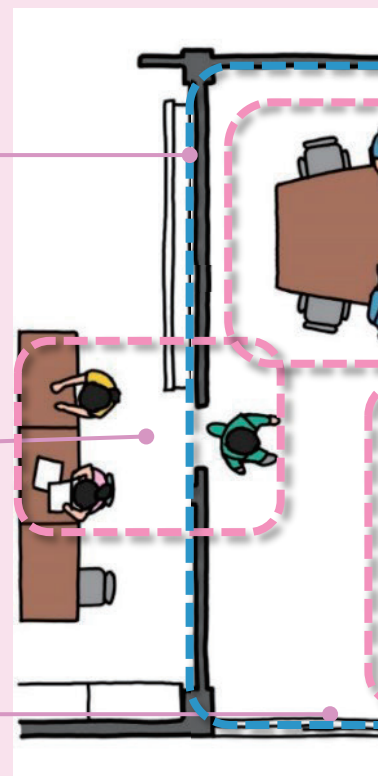
▶ 行き来しやすい配置

学校経営を円滑に行うための環境づくりとして、校務センターから行き来できるように配置します。

Point ④

▶ 視認性の確保

校庭が見やすい配置とします。



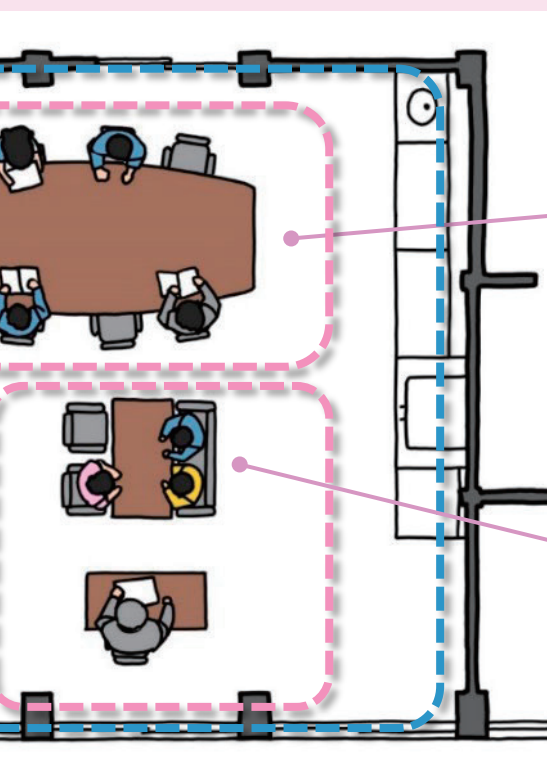


Point ①

▶ 「校長のリーダーシップ」を発揮する場

学校経営の中核の場として、教職員や専門スタッフなどと連携・情報交換などができる場を設けます。

ーム) 」の整備方針



Point ⑤

▶ 多目的に利用できるスペース

多様な人材等による学校運営への参画のために、執務スペースや作業スペース、情報交換などを行うことができるスペースを確保します。

Point ⑥

▶ 応接機能と打ち合わせスペース

校長室の来客応接機能と、関係者打ち合わせ機能を兼用します。

(1) 各諸室共通

- ☑ 本項では、「各諸室の広さの考え方」や「全体整備方針を実現するための共通の方針」など、各諸室の共通事項を示します。
- ☑ 諸室寸法の考え方については、全学校共通で「普通教室の1室の広さ＝1コマ」と定めて、学校ごとに異なる各諸室の構成も「コマ数」で一元管理できるようにします。
- ☑ 身体の成長等を考慮し、小学校よりも中学校の方が普通教室の広さが広くなるよう設定します。
- ☑ 特別教室の1室の広さについては、教科ごとに必要な機能が一律ではないことから、柔軟に設定します。

ア.学校施設の全体整備方針を実現するための共通の方針

- 温かみと落ち着きのある空間づくりや環境面に配慮し、内装を木質化するなど素材にも配慮した計画とする。
- 両側に諸室を配置して中央の廊下を多目的に利用できるようにするなど、建築的な工夫により、面積の抑制を図る。
- 児童・生徒数の状況に応じて、パーティションなどを設置しフレキシブルに対応できる可変性に考慮した計画とする。
- 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、遮音性に配慮する。
- 各諸室においては、扉にガラス開口を設置するなど、廊下側から中の様子がわかるようにする。
- 多様な学びに対応できるよう、ICT環境を整備する。
- 各諸室の施錠管理については、オートロックシステムなども含めて、セキュリティの向上及び使いやすさに配慮する。
- 現在地の表示やエリアごとに色分けを行うなど、校舎内での位置が分かりやすいよう配慮する。

イ.各諸室の広さの考え方について

- 各諸室の広さは、普通教室の大きさを基準とする。
- 小学校の普通教室の広さに関しては、原則、8m×9mの広さとし、これを1コマとする。
- 中学校の普通教室の広さに関しては、原則、8m×10mの広さとし、これを1コマとする。
- 各諸室のコマ数の目安を設定し、建物全体の広さの効率化を図る。コマ数の目安は図表55及び56に示す。また、新たに設定するコマ数は従前のコマ数に基づき設定する。

※ 上記に示す寸法は、全て壁芯・柱芯を基準とする。

【図表55 小学校の各諸室想定コマ数】

種類	諸室名	コマ数		室数		総コマ数		備考
		旧	新	旧	新	旧	新	
教 普 室 通	普通教室	1.0	1.0	24.0	24.0	24.0	24.0	
	学習室	0.9	0.5	2.0	4.0	1.8	2.0	
小計①				26.0	28.0	25.8	26.0	
特 別 教 室	理科室	1.5	1.5	1.1	1.0	1.7	1.5	
	理科準備室	0.5	0.5	1.1	1.0	0.6	0.5	
	音楽室	1.6	1.5	1.7	2.0	2.7	3.0	
	音楽準備室	0.5	0.5	1.4	1.0	0.7	0.5	
	家庭科室	1.6	1.5	1.0	1.0	1.6	1.5	
	家庭科準備室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	図工室	1.6	1.5	1.1	1.0	1.8	1.5	
	図工準備室	0.6	0.5	1.3	1.0	0.8	0.5	
	視聴覚室	1.7	/	1.0	/	1.7	/	集約化（多目的ルーム、会議室）
	視聴覚準備室	0.7	/	0.5	/	0.4	/	集約化（多目的ルーム、会議室）
	コンピュータ室	1.8	1.5	1.1	1.0	2.0	1.5	
	コンピュータ準備室	0.5	/	0.9	/	0.5	/	集約化（コンピュータ室）
	図書室	1.6	2.0	1.1	1.0	1.8	2.0	
	図書準備室	0.5	0.5	1.3	1.0	0.7	0.5	
生活科室	1.0	/	0.2	/	0.2	/	低学年の学習室	
教育相談室	0.6	0.5	0.9	1.0	0.5	0.5		
小計②				16.7	13.0	17.9	14.0	
管 理 諸 室	職員室	1.9	2.5	1.0	1.0	1.9	2.5	校務センター化（職員室+事務室+給湯室+打合せスペース）
	事務室	0.5		1.0		0.5		
	校長室	0.5	1.0	1.0	1.0	0.5	1.0	拡大（応接機能、郷土資料機能）
	用務員室	0.4	0.5	0.2	1.0	0.1	0.5	
	保健室	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	
	印刷室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	倉庫・教材室	0.5	0.5	5.9	6.0	3.0	3.0	
	職員更衣室（男女別）	0.5	0.5	1.0	2.0	0.5	1.0	拡大（教職員休憩スペース）
	放送室	0.6	0.5	1.0	1.0	0.6	0.5	
	会議室	0.9	1.0	0.8	1.0	0.7	1.0	
	応接室	0.8	/	0.2	/	0.2	/	集約化（校長室）
	給湯室	0.4	/	0.9	/	0.4	/	集約化（校務センター）
	配膳室	0.5	0.5	4.3	4.0	2.2	2.0	1階部分は1コマ分を想定
小計③				19.3	19.0	12.0	13.0	
そ の 他	ランチルーム	1.6	/	0.6	/	1.0	/	集約化（多目的ルーム）
	オープンスペース	2.0	2.0	0.5	1.0	1.0	2.0	⇔多目的ルーム
	多目的室	1.0	/	0.6	/	0.6	/	
	郷土資料室	0.5	/	0.1	/	0.1	/	集約化（校長室、廊下）
	児童会室	1.0	/	0.2	/	0.2	/	集約化（多目的ルーム、普通教室）
	児童用更衣室	/	0.5	/	2.0	/	1.0	新設
	放課後子ども教室	1.1	1.0	0.6	1.0	0.7	1.0	
	PTA室	0.6	0.5	1.0	1.0	0.6	0.5	
	特別支援教室	1.0	1.5	1.0	1.0	1.0	1.5	教材室を含む
小計④				4.6	6.0	5.1	6.0	
総計①～④				66.6	66.0	60.8	59.0	

【図表56 中学校の各諸室想定コマ数】

種類	諸室名	コマ数		室数		総コマ数		備考
		旧	新	旧	新	旧	新	
教 普 室 通	普通教室	1.0	1.0	24.0	24.0	24.0	24.0	
	学習室	1.0	0.5	3.0	4.0	3.0	2.0	
	小計①				27.0	28.0	27.0	26.0
特 別 教 室	理科室	1.6	1.5	2.4	2.0	3.8	3.0	
	理科準備室	0.6	0.5	2.1	1.0	1.3	0.5	
	音楽室	1.6	1.5	2.1	2.0	3.4	3.0	
	音楽準備室	0.5	0.5	2.2	1.0	1.1	0.5	
	家庭科室	1.6	1.5	2.0	1.0	3.2	1.5	室数見直し
	家庭科準備室	0.5	0.5	2.0	1.0	1.0	0.5	
	視聴覚室	1.6	/	0.9	/	1.4	/	集約化（多目的ルーム）
	視聴覚準備室	0.4	/	0.7	/	0.3	/	集約化（多目的ルーム）
	コンピュータ室	1.8	1.5	1.0	1.0	1.8	1.5	
	コンピュータ準備室	0.5	/	0.7	/	0.4	/	集約化（コンピュータ室）
	図書室	1.6	2.0	1.0	1.0	1.6	2.0	
	図書準備室	0.4	0.5	1.1	1.0	0.4	0.5	
	美術室	1.6	1.5	1.9	1.0	3.0	1.5	室数見直し
	美術準備室	0.5	0.5	1.7	1.0	0.9	0.5	
	技術室	2.2	2.0	2.1	1.0	4.6	2.0	室数見直し
	技術準備室	0.8	0.5	1.0	1.0	0.8	0.5	
	教育相談室	0.5	0.5	1.1	1.0	0.6	0.5	集約化
進路資料・指導室	0.3	/	0.4	/	0.1	/		
小計②				26.4	16.0	29.7	18.0	
管 理 諸 室	職員室	2.0	2.5	1.0	1.0	2.0	2.5	校務センター化（職員室＋事務室＋給湯室＋打合せスペース）
	事務室	0.5		1.0		0.5		
	校長室	0.5	1.0	1.0	1.0	0.5	1.0	拡大（応接機能、郷土資料機能）
	用務員室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	保健室	1.0	1.0	0.4	1.0	0.4	1.0	
	印刷室	0.5	0.5	1.1	1.0	0.6	0.5	
	倉庫・教材室	0.4	0.5	7.3	6.0	2.9	3.0	
	職員更衣室（男女別）	0.6	0.5	1.0	2.0	0.6	1.0	拡大（教職員休憩スペース）
	放送室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	会議室	1.1	1.0	0.8	1.0	0.9	1.0	
	応接室	0.3	/	0.1	/	0.0	/	集約化（校長室）
	給湯室	0.4	/	1.0	/	0.4	/	集約化（校務センター）
	配膳室	0.6	0.5	4.4	4.0	2.6	2.0	1階部分は1コマ分を想定
小計③				21.1	19.0	12.4	13.0	
そ の 他	多目的室	0.5	2.0	0.1	1.0	0.1	2.0	⇔多目的ルーム
	生徒会室	0.6	/	0.9	/	0.5	/	集約化（多目的ルーム、普通教室）
	生徒用更衣室	/	0.5	/	2.0	/	1.0	
	PTA室	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	
	特別支援教室	1.0	1.5	1.0	1.0	1.0	1.5	教材室を含む
小計④				3.0	5.0	2.1	5.0	
総計①～④				77.5	68.0	71.2	62.0	

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
資料編

各学校の老朽化対策を実施するに当たつての整備方針

(2) 普通教室

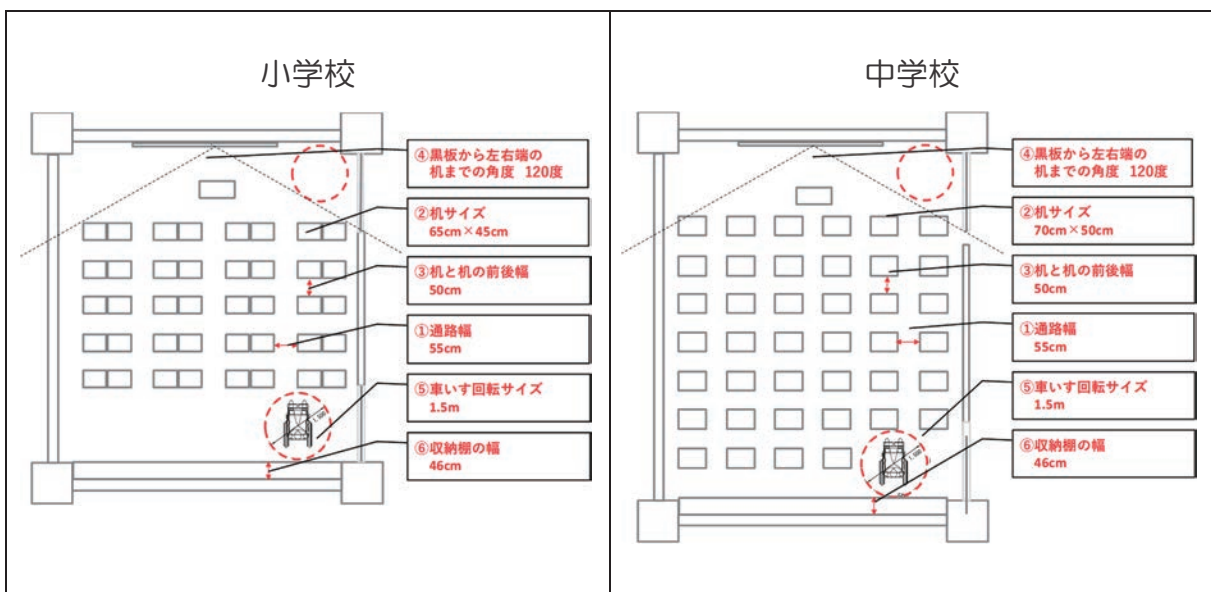
- ☑ 普通教室は、学校生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応できる広さと機能性を備えたものとし、原則、小学校は8m×9m、中学校は8m×10mの大きさを確保します。
- ☑ 机・椅子、ロッカーについては、教材などがB5サイズからA4サイズに移行していることから、新JIS規格を採用し、黒板が見えやすいように、配置・設置方法にも配慮します。

ア. 普通教室の広さ

小・中学校の普通教室の広さを検討するに当たっては、図表57のとおり、40人学級編成を基準とした上で、その配列として、小学校では2人1組を横に4列、縦に5列、中学校では、一人一人が独立して、横に6列、縦に7列の配置を想定しています。

普通教室の広さは、この配列に対し、以下に示す6つの条件を満たす広さとすることとして、原則、小学校の普通教室では8m×9m、中学校の普通教室では8m×10mの大きさを確保します。中学校においては、小学校と比べ、机の配置レイアウトが異なることに加え、体格差なども考慮し、小学校より普通教室の広さを大きくしています。

【図表57 普通教室のレイアウトの6つの要件】



<普通教室のサイズを決める要件>

- ① 通路幅について、人が支障なく通れる寸法を5.5cm（出典：第3版コンパクト建築設計資料集成/日本建築学会）として机と机との間の間隔を、それぞれ5.5cm確保する。
- ② 机サイズについて、平成11年に学習教材が多様化したことや、教材がB版サイズからA版サイズに移行し始めていることなどを背景に、机の天板サイズは、幅は60cmから75cm、奥行きは45cmから50cmを範囲とした、新たなJIS規格が定められている。小学校では、近年改築を行った十小、三中、五中を参考に65cm×45cmを、中学校では体の大きさや学習教材が多くなることなどを考慮し、他市の事例なども参考に、更に大きなサイズとした70cm×50cmを採用する。
- ③ 机の前後幅について、オフィス家具メーカーの参考寸法を基に、人が座った場合の机と机の前後幅を50cmとして確保する。
- ④ 教卓から左右端の机までの角度として、人の視野角が最大120度（出典：第3版コンパクト建築設計資料集成/日本建築学会）とされていることから、黒板から120度の範囲に全ての机が収まるよう配置する。
- ⑤ 車椅子の回転スペースとし、教室の前方と後方に回転スペースで直径1.5m、出入り口の幅が85cmを確保（出典：府中市福祉のまちづくり施設整備ハンドブック/府中市）する。
- ⑥ 収納棚では、現在のランドセルサイズがA4サイズを基準としたものとなっていることから、収納棚はランドセルが収納できるよう、十小、三中、五中の収納棚の大きさを参考に、46cmの奥行きを確保する。

イ.普通教室の整備方針

- (ア) 普通教室は、防犯・安全面を考慮し、原則として2階以上に配置できるよう配慮する。
- (イ) 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、教室と廊下の区分けを明確にし、遮音性に配慮する。
- (ウ) 子供たちや教職員の使いやすさに配慮した、十分な掲示スペースを確保する。
- (エ) 黒板が見えやすいよう、机・椅子、ロッカーなどの配置・設置方法にも配慮する。
- (オ) 黒板と映写機能の両方を備えるつくりとする。
- (カ) 給食の配膳スペースなど、児童・生徒の生活に必要なスペースを確保する。
- (キ) 普通教室に設置していた手洗いは、廊下などへ集約化する。

(3) 特別教室

- ☑ 特別教室は、できる限り集約化・兼用化を図り、使用率を勘案した必要な諸室の数量を確保します。
- ☑ 図書やインターネットなどの様々な媒体を活用した調べ物学習を通じて、子供たちが主体的・対話的で深い学びができるよう、図書室とコンピュータ室を連携した「メディアセンター」を設けます。

ア.理科室

- (ア) 実験用具などを収納できる空間を確保する。
- (イ) 耐薬品性のある材質のものを使用するなど衛生管理に適したつくりとする（乾式床など）。
- (ウ) 手洗い場を設置する。
- (エ) 準備室内に、薬品などの危険物を安全に保管することができる空間を設ける。

イ.音楽室

- (ア) 防音機能や音響機能に配慮したつくりとする。
- (イ) 第2音楽室を設ける場合は、楽器庫機能も含める。
- (ウ) 児童・生徒による歌唱、演奏などの発表の場となるようなスペースを設ける。
- (エ) 必要に応じ、個人練習やパート別のグループ練習などができるよう配慮する。

ウ.家庭科室

- (ア) 教育機能の利便性の向上や学校施設の地域開放や避難所としての利用を想定し、多目的ルームと隣接する。
- (イ) 学校施設の地域開放や避難所開放を想定し、1階に優先的に配置する。
- (ウ) 調理機能、裁縫機能を確保する。
- (エ) 備品の使い勝手（足元に余裕がある、車椅子でも利用できるなど）に配慮する。

- (オ) 衛生管理に配慮したつくりとする（チョーク粉飛散防止のため、黒板ではなくホワイトボードを使用するなど）。

エ.メディアセンター

- (ア) 学習活動などにおいて効果的に活用することができるよう、普通教室などからの利用のしやすさに配慮する。
- (イ) コンピュータ室機能及び図書室機能を持たせる。
- (ウ) ICT機能の充実など、将来的な備品の変化にも柔軟に対応できるつくりとする。
- (エ) 蔵書スペースを確保する。
- (オ) 個人やグループで学習できるスペースを設置する。
- (カ) 司書が執務できるスペースを設ける。

オ.図工室（小学校のみ）

- (ア) 手洗い場を設置する。
- (イ) 収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。
- (ウ) 工作用の機械などを児童が安全に利用できるように動作空間を確保する。
- (エ) 準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

カ.美術室（中学校のみ）

- (ア) 手洗い場を設置する。
- (イ) 収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。
- (ウ) 工作用の機械などを生徒が安全に利用できるように動作空間を確保する。
- (エ) 準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

キ.技術室（中学校のみ）

- (ア) 手洗い場を設置する。
- (イ) 収納、保管、展示、鑑賞などのための什器を設置することのできる空間を確保する。
- (ウ) 工作用の機械などを生徒が安全に利用できるように動作空間を確保する。
- (エ) 準備室内に、揮発性の高い塗料などの危険な材料、各種工具などを安全に保管することのできる空間を設ける。

ク.教育相談室

- (ア) 保健室の隣に配置するなど、心のケアと身体のケアに配慮した配置計画とする。
- (イ) 鍵付きの収納棚を設置し、カウンセリング資料などの保管に配慮する。
- (ウ) 個別相談ができるよう、パーテーションなどを設置する。

ケ.進路資料・指導室（中学校のみ）

- (ア) 個別相談や模擬面接ができるよう、パーテーションなどを設置する。

コ.視聴覚室

- (ア) 多目的ルームに集約化し、視聴覚機能を確保する。

サ.生活科室（小学校のみ）

- (ア) 多目的ルームに集約化する。

(4) 管理諸室

- ☑ 現在、新しい教育方法への対応に伴う授業の改善や、いじめや不登校、貧困問題など、学校の抱える課題が複雑化・多様化しているため、様々なスタッフが学校経営に携わっています。

このことから、「チームとしての学校」の実現に向け、管理職のリーダーシップが発揮しやすく、全ての教職員（特別支援教職員や外部講師含む）や事務職員がお互いにコミュニケーションを取れる環境づくりとして、従来の職員室と事務室を一体化した「校務センター」を設けます。

- ☑ 管理諸室は、防犯・安全面を考慮し、1階に配置できるよう配慮します。

ア.校務センター

- (ア) 校舎外にすぐ出られるよう、地域特性に配慮しながら、原則1階に配置する。
- (イ) 校庭が見やすい配置とする。
- (ウ) 昇降口が見渡ししやすい配置とする。
- (エ) 校長室に隣接する配置とする。
- (オ) 教員エリアについて
 - a. 全ての教職員（教員、事務職員、用務員、特別支援教職員、外部講師など）が執務できる環境とする。
 - b. 管理職が教職員の状況を把握しやすい執務環境とする。
 - c. 打合せ・休憩スペースを設ける。
 - d. 個人用の鍵付ロッカーを設ける。
 - e. 児童・生徒への応対ができるよう、カウンターを設ける。
 - f. 給湯スペースを設ける。
 - g. 鍵付きの共用収納棚を整備し、機密性を備えた収納スペースを確保するとともに、扉をホワイトボードとするなど機能性があるものとする。
 - h. 外部講師や学校支援員など、執務時間が短い職員向けに、柔軟に対応できる机・椅子を配置する。
 - i. 副校長席の近くに防災設備などを集中させ、一括管理ができるつくりとする。

(カ) 事務職員・用務員エリアについて

- a. 収納力を確保する。
- b. 事務職員と用務員の机は、一連の配置とする。
- c. 来校者の受付窓口を設ける。

イ.校長室（学校経営ルーム）

- (ア) 学校経営を円滑に行うため、応接機能と打合せ機能の両方を確保する。
- (イ) 校庭が見やすい配置とする。
- (ウ) 校務センターに隣接する配置とする。
- (エ) 校務センターと内部で往来ができるようにする。

ウ.保健室

- (ア) 教育相談室と隣接する配置とする。
- (イ) 校庭に出やすい配置とする。
- (ウ) トイレに近い配置とする。
- (エ) 落ち着きがあり、採光、通風などの自然環境に配慮した配置とする。
- (オ) 校務センターなど各諸室との連絡・通信手段を確保する。
- (カ) ベッドを2床以上配置できるスペースを確保する。
- (キ) 手洗い場やシャワー機能を設ける。
- (ク) 大型備品が収納できるロッカーを確保する。

エ.印刷室

- (ア) 校務センターの近くに配置する。
- (イ) 遮音性に配慮したつくりとする。
- (ウ) 複写機の設置スペースのほか、印刷整理・教材作成作業スペースと教材・用紙収納スペースを確保する。
- (エ) テスト用紙の印刷などにも使用するため、セキュリティに配慮する。

オ.倉庫・教材室

- (ア) 学校運営時の災害に備え、児童・生徒、教職員向けの防災倉庫については、管理諸室エリアに配置する。
- (イ) 用務員の作業スペースを設ける場合は、校長室、校務センターの近くに配置する。

- (ウ) 用務員の作業スペースを設ける場合は、作業効率を考慮した広さを確保する。
- (エ) 十分な収納力を確保し、教材や学校行事に使用する備品、消耗品関係を保管できるようにする。

カ.職員更衣室

- (ア) 年度ごとに変動する職員数に対応できるよう、男子更衣室と女子更衣室の間の間仕切りを可変性のあるものとする。(パーテーションなど)
- (イ) 教職員の具合が悪い時に休憩できるスペースを設ける。

キ.会議室

- (ア) 学校施設の地域開放や避難所開放を想定し、1階の開放エリアに配置又は隣接させる配置とする。
- (イ) 移動しやすく、折りたためる机・椅子を配置する。
- (ウ) 視聴覚機能を設ける。

ク.配膳室

- (ア) 給食センター車が出入りしやすい配置とする。
- (イ) 各階に配置する。
- (ウ) 食品などの搬入口と児童・生徒動線との歩車分離を図る。
- (エ) 1階は給食センター車からの搬入口となることから、他の階よりも大きめのつくりとする。
- (オ) 配膳員の休憩スペースについても配慮する。
- (カ) 衛生管理に適したつくりとする(乾式床など)。
- (キ) 給食用昇降機を設ける。
- (ク) 異物混入などを防ぐため、部外者の立入りに配慮したつくりとする。
- (ケ) 防虫・防鼠に配慮する。

ケ.放送室

- (ア) 放送委員会等の活動に必要な機材等を設ける。

コ.用務員室

- (ア) 倉庫・教材室に集約化し、作業スペースについても確保する。

サ.応接室

(ア) 校長室に集約化する。

シ.給湯室

(ア) 校務センター、校長室に給湯コーナーとして集約化する。

(イ) 屋外行事にも対応できるよう、別途配置することについて、学校ごとの改築時に個別検討する。

(5) 特別支援教育

- ☑ 特別支援学級については、学習の目的に応じた集団や個別での学習活動がしやすいよう、特別支援学級エリアとして一体的に整備します。
- ☑ 個別の教育的ニーズに対応した多様な場を提供していく取組として、小・中学校の全校に特別支援教室を設置します。
- ☑ 管理諸室は、防犯・安全面を考慮し、1階に配置できるよう配慮します。

※ 特別支援学級及び特別支援教室に係る諸室以外の整備方針については、各諸室等の整備方針に記載しています。

ア.特別支援学級

(ア) 特別支援学級の共通方針

- a. 学習の目的に応じた集団や個別での学習活動がしやすいよう、特別支援学級エリアとして、一体的に整備する。
- b. 特別支援学級エリアは、避難がしやすい場所に配置する。
- c. 特別支援学級は、視覚や聴覚などに敏感な子供についても学びやすいよう、配置や教室環境に配慮する。
- d. 特別支援学級は、他の学級と生活の中で日常的な交流が持てるよう、配置や動線に配慮する。

(イ) 職員室

- a. 特別支援学級の職員室は、校務センターに集約化し、教職員同士の情報共有やコミュニケーションが図りやすい環境を整備する。

(ウ) 指導教室

- a. 手洗い場を設置する。
- b. 教員が児童・生徒がいる時間に執務などができる机を設ける。
- c. 蓋付きのロッカーとして、すっきりした教室環境とするなど、子供たちが集中して学習できる環境を整備する。

(エ) 少人数指導教室

- a. クールダウン機能に配慮し、落ち着いた位置に配置する。
- b. 保護者や来校者との個別面談などに配慮し、遮音性に配慮したつくりとする。
- c. 室内の様子が分かるように配慮する（扉にガラスの開口設置など）。

(オ) プレイルーム（小学校のみ）

- a. 複数の学年で多目的に利用できる大きさとする。
- b. 他の指導教室のどこからでも集しやすい位置に配置する。

(カ) 多目的ルーム（中学校のみ）

- a. 複数の学年で多目的に利用できる大きさとする。
- b. 他の指導教室のどこからでも集しやすい位置に配置する。

(キ) 作業スペース（中学校のみ）

- a. 職業学習や製造、サービス、調理など多様な作業学習ができるつくりとする（電気コンセントの数や配置、清掃の作業学習などに適した床材の選択など）。
- b. 多目的ルームと一体的に利用できるよう配置する。

(ク) 教材庫

- a. 指導教室内に収納できない教材などを収納する。

(ケ) トイレ

- a. プライバシーに配慮しつつ、死角にならないような場所に配置する。
- b. だれでもトイレを設置する。
- c. トイレに隣接して、シャワー室、更衣スペースを設ける。

イ.特別支援教室

(ア) 児童・生徒が利用しやすい位置に配置する。

(イ) 視覚や聴覚などに敏感な子供についても学びやすいような学習環境とする。

(ウ) 個別指導がしやすいよう、パーテーションなどを設置する。

(6) その他諸室

- その他諸室としては、少人数教室を実施するための学級規模に応じた「学習室」と、複数の学級活動や多様な学習活動の場として視聴覚機能を有した「多目的ルーム」を設けます。

ア.学習室

- (ア) 普通教室が配置されるフロアに整備する。
- (イ) 学級増にも対応できるよう、普通教室への転用が可能な仕様とする。
- (ウ) 少人数・習熟度別指導などへ対応できるよう、間仕切りによる分割が可能な仕様とする（パーテーションなど）。

イ.児童・生徒更衣室

- (ア) 児童・生徒の心身の発達段階に配慮して、小学校の場合は高学年のフロアに優先的に配置する。
- (イ) 同時に使用する児童・生徒数に応じ、男女別に更衣できるよう、ロッカーの必要な数及び配置に留意した面積、形状などとする。

ウ.PTA室

- (ア) 教職員以外の者が利用するため、学校管理者が把握しやすい配置とする。
- (イ) 打ち合わせや作業がしやすいスペースや機能を確保する。

エ.多目的ルーム

- (ア) 地域開放や避難所としての利用を想定し、1階に優先的に配置する。
- (イ) 学年集会や他の学年との交流など、複数の学級が集まれる大きさとする。
- (ウ) パーテーションを設置し、フレキシブルに利用できるようにする。
- (エ) 机・椅子は移動や収納のしやすいものとする。
- (オ) 視聴覚機能を設ける。
- (カ) 多様な学習活動の場として、つくりや備品に配慮し、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びができるよう配慮する。
- (キ) イベントスペースとしても活用できるよう、廊下と一体的に使用できるよう配慮する。
- (ク) 地域住民の会合や、地域団体の活動の場として活用できるよう、地域に開放できるつくりとする。
- (ケ) 災害時に避難所として開放できるつくりとする。

(7) 校舎内の共用部

☑校舎内の共用部は、移動のための空間としての役割に加え、エントランスや廊下は子供たちの学習や部活動などの様々な活動空間の場にもなる場所です。このことから、安全性や効率性に配慮したつくりとした上で、教育環境の充実などに繋がる機能の付加についても十分配慮します。

ア.トイレ

- (ア) どこからでも利用しやすい配置とする。
- (イ) 洋式化を推進しつつ、和便器についても需要を把握しながら整備する。
- (ウ) 児童・生徒が使いやすいつくりとする。
- (エ) だれでもトイレを設置する。
- (オ) 衛生管理に配慮したつくりとする。

イ.共用スペース（エントランス・廊下・階段）

- (ア) 共用スペースにエレベーターを設置する。
- (イ) エントランス付近の児童・生徒の動線は学校敷地内の車両動線と明確に分離し安全に配慮する。
- (ウ) 廊下は、見通しの良い形状とする。
- (エ) 廊下は、日常及び避難時の通行の場として、ゆとりを持った広さを確保しつつ、効率性にも十分配慮したつくりとする（両側教室など）。
- (オ) 廊下は、エントランス・トイレとの関係に配慮して手洗い機能を設置する。
- (カ) 廊下は、通路としての役割に加え、展示・掲示機能、コミュニケーション機能、諸室との連携機能などの他機能の付加についても留意する。
- (キ) エントランスは、段差のないつくりとする。
- (ク) エントランスは、来校者の受付や管理がしやすいつくりとする。
- (ケ) エントランスは、出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立てなどの配置を考慮し、安全かつ円滑に出入りできる面積、形状などとする。
- (コ) エントランスは、開放性やイベントに活用できる空間となるよう配慮する。

- (サ) 階段は、各諸室からのアクセスがしやすいよう配慮する。
- (シ) 階段は、手すりを設ける。
- (ス) 階段などは、落下防止柵をメッシュや半透明のタイプにするなど、見通しが良く安全性に配慮したつくりとする。

(8) 校庭

☑校庭は、維持管理がしやすいクレーを原則とします。校庭の芝生化を実施する場合は、実施部分の範囲、使用ルールや維持管理の手法などに十分配慮します。

- (ア) 校庭は避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、地上に配置する。
- (イ) 近隣住宅への騒音、砂ぼこりなどの影響をできるだけ避けるため、配置やグラウンドの材質に配慮する。
- (ウ) 授業や学校活動で使用する体育器具・遊具を設ける。
- (エ) 体育や部活動などの学校活動や地域開放時に児童・生徒や校庭利用者が利用できるよう、更衣スペースやトイレ、倉庫等を設ける。

(9) 体育館

☑体育館は、授業や部活動、集会などの学校活動や地域開放時及び災害時の避難場所として、支障がない大きさ・仕様とします。また、重層体育館は築年数を考慮して、今後、必要に応じて整備手法を検討します。

- (ア) 授業や部活動、集会などの学校活動に支障がない大きさ・仕様とする。
- (イ) 体育館は避難所としての機能及び地域開放時への対応も考慮し、原則として地上に配置する。

- (ウ) 夏季の高温対策として、通風、換気に配慮したつくりとし、必要に応じて空調設備を設置する。
- (エ) 体育館のエントランスは、段差のないつくりとする。
- (オ) 授業や学校活動で使用する体育器具を収納できるスペースを設ける。
- (カ) 催しや式典で利用できるよう、ステージを設置する。
- (キ) 地域開放時及び災害時の避難所としての運用を想定し、エントランス、だれでもトイレ、更衣室など必要な付属機能を設ける。
- (ク) 避難所運営用の情報通信設備（テレビ・電話・wi-fi・防災無線など）が使用できるようにする。
- (ケ) 体育館から近い位置に、防災倉庫を設ける。

(10) 武道場

武道場は、築年数が浅いことから改築の対象外としますが、築年数を考慮して、今後、必要に応じて整備手法を検討します。

- (ア) 武道の運動種目にふさわしい空間となるような内部仕上げや広さとする。
- (イ) 遮音性や振動に配慮したつくりとする。
- (ウ) 授業や学校活動で使用する器具などを収納できるスペースを設ける。
- (エ) 地域開放時の運用を想定し、更衣室やトイレなどの必要な付属機能を設ける。

(11) プール

プールは、授業や部活動等の学校活動に支障がない大きさ・仕様とします。

- (ア) 原則として、十分な校地がある場合には地上に設置するが、校地の状況や断水時のプール水の活用等にも考慮し、必要に応じて、屋上化を検討する。
- (イ) 小学校では、低学年の児童が安全に利用できることに配慮したつくりとする。
- (ウ) 更衣室・シャワー・トイレ・見学スペースなどの必要な付属機能を設ける。
- (エ) プールのエントランスは、段差のないつくりとする。
- (オ) 周辺環境を考慮し、目隠しなどを設置する。

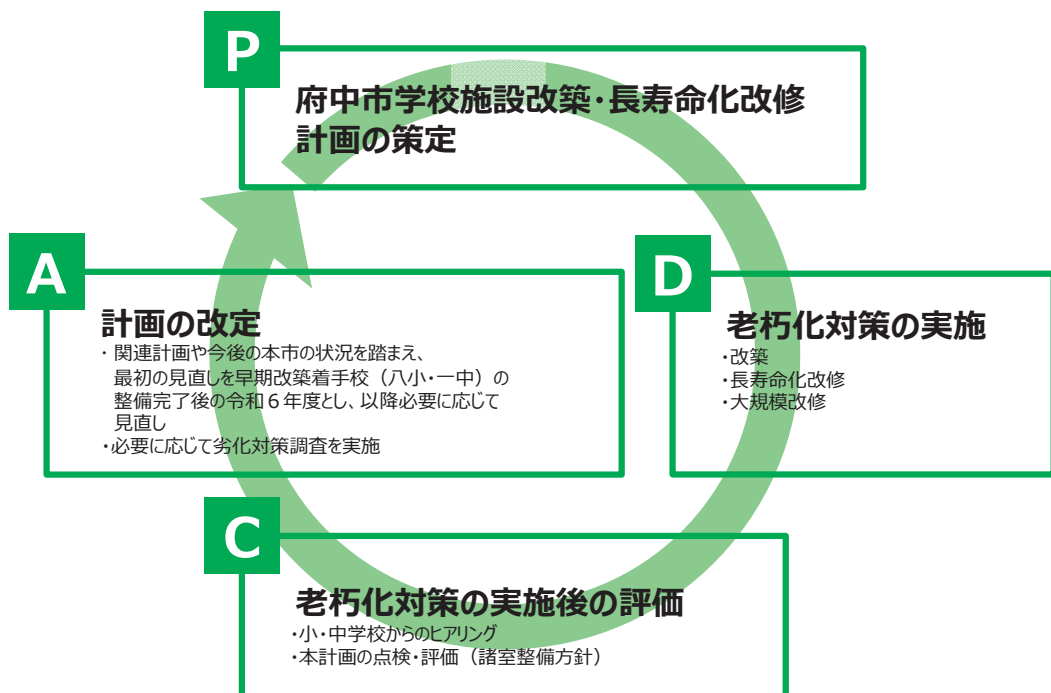
1.本計画の見直しの考え方

第1章の2「(2)計画期間と更新サイクル」で示したとおり、令和6年度に見直しを行い、それ以降、必要に応じて見直すこととします。図表58に示すとおり、見直しに当たっては、今後、長期間にわたって継続的に実施する学校施設の老朽化対策が発展的なものとなるよう、老朽化対策を実施した学校へのヒアリングなどを通じて、第6章「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に対する点検・評価を行うとともに、教育環境や学校施設に求められる機能・役割などの変化に柔軟に対応していきます。

また、本計画全体の老朽化対策の見直しの進め方については、建築基準法で定められた通常の定期点検結果に加えて、劣化が著しく進行したり災害による躯体損傷が発生した場合などにおいては、必要に応じて本計画の見直しの時期に合わせ、改めて老朽化対策調査を実施し、老朽化対策調査の結果も踏まえて、学校施設の劣化状況を再評価します。

なお、将来の児童・生徒数に関すること、特別支援教育や小中連携・一貫教育制度、ICT教育といった新しい教育ニーズに関すること、適正規模・適正配置に関すること、本市の公共施設マネジメント推進プランに関することなど、関係課が継続的に検討している内容については、各課と連携を図りながら、その内容を考慮した上で、本計画の見直しを行います。

【図表58 本計画の見直しサイクル】



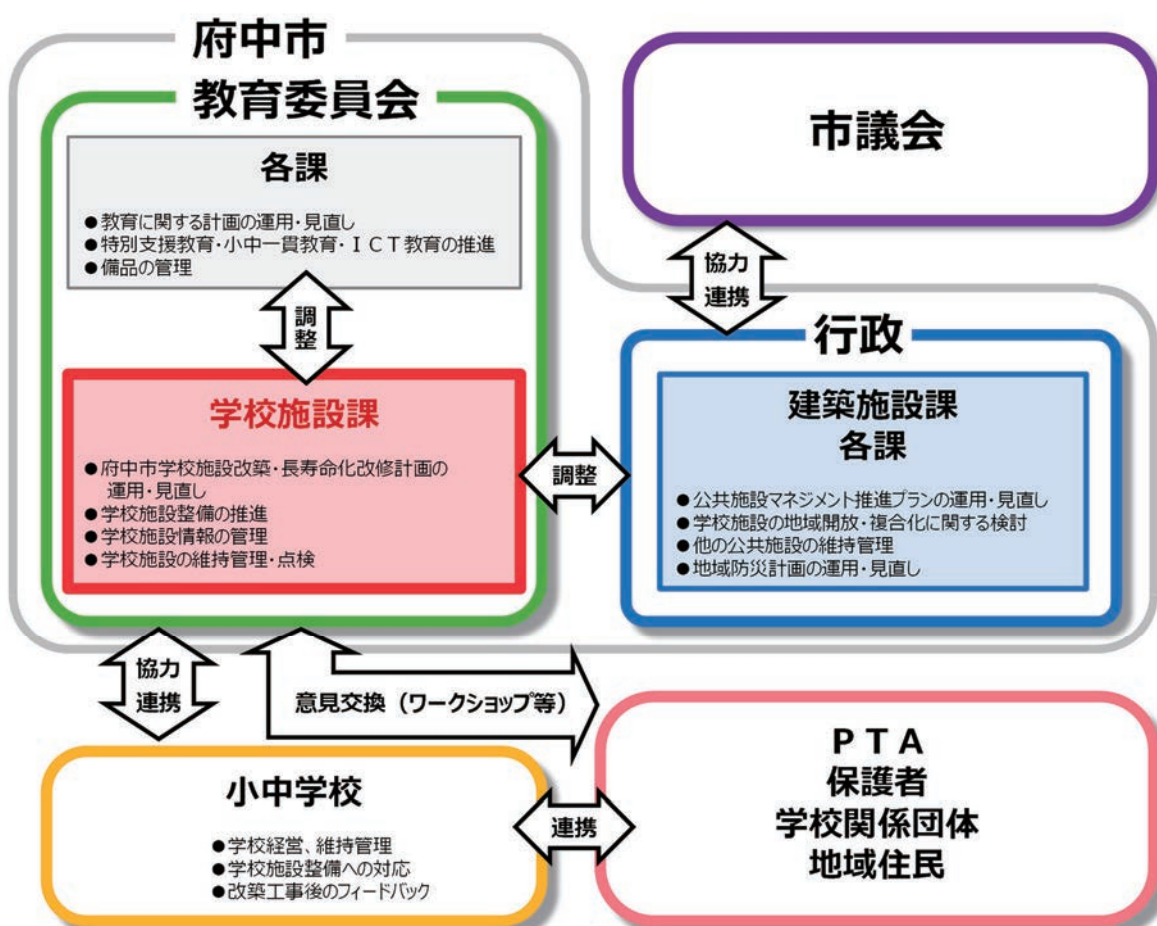
(1) 推進体制の整備

本計画の推進体制として、図表59に示すとおり、学校施設を所管する学校施設課を中心に学校施設の老朽化対策を実施していきます。

本市の庁内体制として、教育委員会の各課が、教育面や維持管理面などにおいて学校運営に関わっていることから、教育委員会内の各課と横断的に連携を図るとともに、学校施設が公共施設の一つとして、地域住民の活動の場であることや避難所運営などの役割も担っていることから、公共施設マネジメントを所管する建築施設課をはじめとした、教育委員会以外の各関係課と連携・調整を図っていきます。

また、市議会をはじめとして、学校施設を使用し教育活動を行う小・中学校の教職員や児童・生徒、PTAなどの学校関係者や、学校施設を活用する地域住民とも、十分に連携・調整を図っていきます。

【図表59 老朽化対策を進める上での推進体制図】



2. 今後の各学校における老朽化対策の進め方

今後の各学校の老朽化対策を進めるに当たって、具体的な進め方を以下のとおり示します。

また、老朽化対策を進める際の地域住民との関わりや、工事の実施に当たっての配慮事項を併せて示します。

各学校における老朽化対策は、第4章で示したとおり改築中心の整備を行います。学校ごとの改築整備を進めるに当たっては、第6章に記載する「諸室整備方針」に基づき、整備を実施するとともに、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民などの意見を基に、地域ごとの独自性、それぞれの学校施設の個別条件に配慮した検討を行います。

(1) 学校ごとの改築整備の進め方

具体的な学校ごとの改築整備の進め方は以下のとおりです。

ア. 基本構想

各学校を整備する上での、市としての統一的な基準である、第6章「各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」に加えて、各学校の独自性やそれぞれの校地条件などを踏まえ、おおまかな校舎面積や必要諸室及び施設整備や施設配置の考え方などを設計与件としてまとめます。

基本構想の実施内容

- 学校規模（校舎面積や児童・生徒数など）の整理
- 必要諸室（種類や室数）の整理
- 各学校の施設整備の考え方の整理
- 校地内の施設配置や校舎面積のパターン比較

イ. 基本計画

「基本構想」などで提示された設計与件を整理し、施設整備や施設配置の考え方を取りまとめ、新たな学校施設の全体像を示します。

基本計画の実施内容

- 各学校の施設整備の考え方の設定
- 校地内の施設配置の設定
- 必要諸室（種類や室数）の設定

ウ.基本設計

基本計画を基に、具体的な施設配置や建物の平面と空間の構成、備えるべき機能や性能、内外のデザインなどを作成し、整備に係る概算費用を示した上で、新たな学校施設の姿を明確にします。

基本設計の実施内容

- 基本設計図書の作成、基本設計説明書の作成
- 建築（配置図、各階平面図、立面図、断面図）、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構、備品などの各図面の作成
- 新たな学校施設のイメージ図の作成

エ.実施設計

基本設計図書に基づいて、デザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進め、工事契約の締結や工事の実施に向けた具体的な仕様や整備費用を決定します。

実施設計の実施内容

- 実施設計図書の作成、実施設計説明書の作成
- 建築、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構、備品などの仕様の決定
- 工事契約に向けた整備費用の決定
- 工事発注に向けた関連資料などの作成

オ.工事

実施設計図書に基づき、新たな学校施設を建設します。また、愛着の持てる学校施設を目指し、児童・生徒による工事現場の見学会などの開催を検討します。

工事の実施内容

- 工事の実施
- 許認可、総合図、施工図、製作図、検査記録などの作成
- 工事現場の見学会

カ.新たな学校施設の維持管理について

改築工事完了後の新たな学校施設の維持管理を適切に行うため、工事完了時に学校施設台帳をしゅん工図などと併せて更新するとともに、維持管

理に伴う修繕や改修工事を実施した場合には、適宜、その履歴データを学校施設台帳やしゅん工図に反映し、学校施設の整備情報を更新します。

(2) 地域住民との関わりについて

学校施設の整備は、ワークショップ、工事現場の見学会、市の広報紙、ホームページを通じて地域住民への情報提供に努めていくとともに、地域住民の意見も広く取り入れながら進めていきます。

(3) 改築工事を実施する際の配慮事項について

改築工事を実施する際は、近年の本市の改築工事においては、学校での授業を行いながらの工事となるため、以下について配慮します。

- 改築工事の期間中は、工事車両の動線や資材置場などに十分配慮し、児童・生徒の安全を確保します。
- 現段階においては、原則として、学校ごとに校地内に仮設校舎を建設し、児童・生徒は仮設校舎で授業を受けることを想定しています。
- 仮設校舎の建設時は、仮設校舎の安全性、耐震性、耐久性、セキュリティ面に十分配慮し、児童・生徒の安全を確保します。
- 仮設校舎の設置時や、体育館、武道場、プールの改築時は、児童・生徒の授業が制限されることとなるため、学校ごとの改築整備を進める中で十分に配慮し、検討を行います。
- 改築工事の期間中は、学校活動のほか、学校施設を利用する市の事業や地域活動などにも、使用が制限されることから、工事スケジュールなどの情報提供に努めていきます。
- 児童・生徒が、小学校と中学校で連続して仮設校舎での生活になることを極力避けるように、整備順序の検討を行います。

資料編



資料 1 府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成29年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市学校施設老朽化対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 府中市立小中学校校長会の構成員 2人
- (3) 府中市立小中学校PTA連合会の構成員 1人
- (4) 府中市自治会連合会の構成員 1人
- (5) 府中市青少年対策地区正副委員長会の構成員 1人
- (6) 府中防犯協会の構成員 1人
- (7) 府中市シニアクラブ連合会の構成員 1人
- (8) 府中市肢体不自由児者父母の会の構成員 1人
- (9) 府中市東部地区スポーツ振興会の構成員 1人
- (10) 公募による市民 4人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年5月23日から施行する。

資料 2 府中市学校施設老朽化対策推進協議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	選出区分	氏名	役職名
1	府中市立小中学校校長会	うつのみや さとし 宇都宮 聡	第三小学校校長
2	公募市民	かねこ たかひろ 金子 崇裕	
3	府中市肢体不自由児者父母の会	かわい あや 河井 文	会長
4	公募市民	さえき よしお 佐伯 義夫	
5	府中市シニアクラブ連合会	しばさき かねかつ 柴崎 金勝	会長
6	府中市自治会連合会	しみず きよたか 志水 清隆	会長
7	学識経験者	たなか ともあき 田中 友章	明治大学教授
8	府中市立小中学校PTA連合会	たなか ひでき 田中 英樹	会長
9	府中市東部地区スポーツ振興会	たなべ あきら 田辺 昭	会長
10	公募市民	ないとう おさむ 内藤 治	
11	府中防犯協会	はせがわ としこ 長谷川 紀子	会計
12	府中市青少年対策地区正副委員長会	まつもと こうじ 松本 幸次	会長
13	公募市民	むらこし ひろみ 村越 ひろみ	
14	府中市立小中学校校長会	もりおか こうへい 森岡 耕平	第一中学校校長
会長	田中 友章		
副会長	森岡 耕平		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

資料編

資料3 府中市学校施設老朽化対策推進協議会審議経過

年度	回	開催日程	主な審議内容
平成29年度	第1回	7月26日(水)	正副会長選出 諮問 会議の運営方法について 市の学校施設の現状等について
	第2回	9月11日(月)	市立小・中学校の校舎等における老朽化対策調査等について 学校施設の老朽化対策について 新たな学校づくりについて －地域拠点としての学校施設の課題
	第3回	11月22日(水)	地域拠点としての学校施設について 教育環境としての学校施設について
	第4回	1月17日(水)	学校施設整備方針(案)について －各教室・各部屋 －ゾーニング 学校施設整備方針(案)を各学校で実現するための検討の流れについて
	第5回	3月28日(水)	府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の全体像について 諸室整備方針(案)について(普通教室・管理室・特別教室) ワークショップについて
平成30年度	第6回	5月10日(木)	校務センター整備方針の考え方について 各諸室の整備方針(その他諸室、特別支援関係者室、共用部) 特別教室の整備方針及び校舎内の配置方針(案)について
	第7回	6月28日(木)	整備方針(案)について(防災・環境) 配置方針(案)及び諸室整備方針(案)について(体育館・プール・校庭) 学校個別条件について これからの学校施設づくりに向けたアンケートについて(報告)
	第8回	8月10日(金)	府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の構成と文部科学省「学校施設の長寿命化計画」の対応について 第5章(2)「本計画の特徴について」
	第9回	9月11日(火)	答申の審議

府中市学校施設改築・長寿命化改修計画

発行：令和2年2月

編集・発行：府中市教育部学校施設課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042-364-4111（代表）

042-335-4280（直通）

FAX 042-334-0946

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>



① ほっとするね 緑の府中

府中市